

# 令和2年第2回定例会会議録

## 令和2年第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月 5日	金	本会議	開会宣言・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議長辞職の件・議案上程・提案理由説明
6月 6日	土	休 会	(市の休日)
6月 7日	日	休 会	(市の休日)
6月 8日	月	休 会	議事調査
6月 9日	火	休 会	議事調査
6月10日	水	本会議	常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・議会広報特別委員会委員の選任・質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
6月11日	木	本会議	一般質問
6月12日	金	本会議	一般質問
6月13日	土	休 会	(市の休日)
6月14日	日	休 会	(市の休日)
6月15日	月	本会議	一般質問
6月16日	火	休 会	議事調査
6月17日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
6月18日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
6月19日	金	休 会	議事整理
6月20日	土	休 会	(市の休日)
6月21日	日	休 会	(市の休日)
6月22日	月	休 会	議事整理
6月23日	火	委員会	予算決算常任委員会
6月24日	水	休 会	議事整理
6月25日	木	休 会	議事整理
6月26日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

## 令和2年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月5日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	19
2. 本日の会議に付した事件	21
3. 出席議員氏名	23
4. 欠席議員氏名	23
5. 説明のため出席した者の職氏名	24
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	24
7. 事務局職員出席者	24
8. 開 会	25
9. 開 議	25
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	25
11. 日程第2 会期の決定	26
12. 日程第3 議事第1号 議長辞職の件	26
13. 追加日程第1 議事第2号 議長の選挙	27
14. 追加日程第2 議事第3号 副議長辞職の件	29
15. 追加日程第3 議事第4号 副議長の選挙	31
16. 日程第4 議案第40号から議案第48号まで一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	33
17. 日程第5 議案第49号から議案第55号まで一括上程・説明	43
18. 日程第6 議案第56号 上程・説明・質疑・討論・採決	46
19. 日程第7 議案第57号 上程・説明・質疑・討論・採決	48
20. 日程第8 議案第58号から議案第62号まで一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	49
21. 日程第9 議案第63号及び議案第64号まで一括上程・説明	51
22. 日程第10 報告第2号から報告第10号まで一括上程・報告・質疑	52
23. 日程第11 請願第1号 上程	55
24. 日程第12 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	55
25. 日程通告 散会	57
6月6日（土曜日） 休 会	
6月7日（日曜日） 休 会	
6月8日（月曜日） 休 会	

6月9日（火曜日） 休 会

6月10日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	61
2. 本日の会議に付した事件	61
3. 出席議員氏名	61
4. 欠席議員氏名	62
5. 説明のため出席した者の職氏名	62
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	62
7. 事務局職員出席者	62
8. 開 議	64
9. 日程第1 議事第5号 常任委員会委員の選任について	64
10. 日程第2 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について	65
11. 日程第3 議事第7号 議会広報特別委員会委員の選任について	65
12. 日程第4 議長の常任委員会委員辞退の件	66
13. 日程第5 委員会付託	66
14. 日程通告 散会	67

6月11日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	71
2. 本日の会議に付した事件	71
3. 出席議員氏名	71
4. 欠席議員氏名	71
5. 説明のため出席した者の職氏名	72
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	72
7. 事務局職員出席者	72
8. 開 議	73
9. 日程第1 一般質問	73
(1) 泉田栄一郎君質問	73
「新型コロナウイルス対策について」	73
○総務部長 上田敏雄答弁	75
○経済部長 清水 登君答弁	76
○教育部長 木下徳幸君答弁	77
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	77

○経済部長 清水 登君答弁	78
○総務部長 上田敏雄君答弁	78
休憩	79
開議	79
泉田栄一郎君質問	79
○総務部長 上田敏雄君答弁	80
○経済部長 清水 登君答弁	82
○市長 江頭 実君答弁	82
(2) 泉田栄一郎君質問	84
「市営住宅の連帯保証人制度について」	84
○建設部長 中村喜範君答弁	85
泉田栄一郎君質問	85
○建設部長 中村喜範君答弁	85
泉田栄一郎君質問	86
○建設部長 中村喜範君答弁	87
泉田栄一郎君質問	88
○建設部長 中村喜範君答弁	88
休憩	89
開議	89
(1) 平 直樹君質問	89
「新型コロナウイルス対策の財源について」	89
○総務部長 上田敏雄君答弁	89
平 直樹君質問	91
○総務部長 上田敏雄君答弁	91
平 直樹君質問	91
○総務部長 上田敏雄君答弁	91
平 直樹君質問	92
○総務部長 上田敏雄君答弁	92
平 直樹君質問	93
○市長 江頭 実君答弁	93
昼食休憩	94
開議	94
(1) 水上隆光君質問	94
「新型コロナ禍における予算について」	94

○総務部長 上田敏雄君答弁	95
水上隆光君質問	95
○総務部長 上田敏雄君答弁	95
(2) 水上隆光君質問	96
「新型コロナ禍における農業支援予算について」	96
○経済部長 清水 登君答弁	96
水上隆光君質問	99
○経済部長 清水 登君答弁	99
(3) 水上隆光君質問	99
「新型コロナ禍における生活保護について」	100
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	100
休憩	101
開議	101
(1) 田中教之君質問	101
「新型コロナウイルス対策について」	101
○総務部長 上田敏雄君答弁	102
○経済部長 清水 登君答弁	103
田中教之君質問	104
○総務部長 上田敏雄君答弁	105
○経済部長 清水 登君答弁	106
休憩	107
開議	107
(2) 田中教之君質問	107
「新型コロナ禍における学校教育について」	107
○教育部長 木下徳幸君答弁	108
田中教之君質問	109
○教育長 渡邊和博君答弁	111
10. 日程通告 散会	114

<b>6月12日(金曜日) 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第4号	117
2. 本日の会議に付した事件	117
3. 出席議員氏名	117
4. 欠席議員氏名	117

5. 説明のため出席した者の職氏名	118
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	118
7. 事務局職員出席者	118
8. 開 議	119
9. 日程第1 一般質問	119
(1) 猿渡美智子さん質問	119
「新型コロナウイルス感染症に対応する避難所運営について」	119
○総務部長 上田敏雄君答弁	120
猿渡美智子さん質問	121
○総務部長 上田敏雄君答弁	122
猿渡美智子さん質問	122
○総務部長 上田敏雄君答弁	124
(2) 猿渡美智子さん質問	125
「菊池市教育振興小川奨学金について」	126
○教育部長 木下徳幸君答弁	127
○教育長 渡邊和博君答弁	127
休 憩	128
開 議	128
(1) 緒方哲郎君質問	128
「新型コロナウイルスに対する支援策は」	129
○経済部長 清水 登君答弁	129
緒方哲郎君質問	130
○経済部長 清水 登君答弁	130
緒方哲郎君質問	131
○経済部長 清水 登君答弁	131
緒方哲郎君質問	132
○市長 江頭 実君答弁	132
(2) 緒方哲郎君質問	133
「小中学生の授業の遅れについて」	133
○教育部長 木下徳幸君答弁	133
昼食休憩	135
開 議	135
(1) 東 奈津子さん質問	135
「新型コロナウイルス感染症の影響に対する子育て支援について」	135

○教育部長 木下徳幸君答弁	136
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	137
東 奈津子さん質問	137
○市長 江頭 実君答弁	139
(2) 東 奈津子さん質問	140
「国民健康保険税について」	140
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	141
東 奈津子さん質問	142
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	142
東 奈津子さん質問	143
○市長 江頭 実君答弁	143
休 憩	144
開 議	144
(1) ニノ文伸元君質問	144
「隈府中央線と回遊道路の現状について」	144
○建設部長 中村喜範君答弁	145
ニノ文伸元君質問	146
○建設部長 中村喜範君答弁	146
ニノ文伸元君質問	146
○建設部長 中村喜範君答弁	147
ニノ文伸元君質問	147
○建設部長 中村喜範君答弁	147
(2) ニノ文伸元君質問	147
「パワーハラスメントについて」	147
○総務部長 上田敏雄君答弁	148
ニノ文伸元君質問	149
○総務部長 上田敏雄君答弁	149
ニノ文伸元君質問	149
○市長 江頭 実君答弁	150
10. 日程通告 散会	152

6月13日(土曜日) 休 会

6月14日(日曜日) 休 会



6月15日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	155
2. 本日の会議に付した事件	155
3. 出席議員氏名	155
4. 欠席議員氏名	156
5. 説明のため出席した者の職氏名	156
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	156
7. 事務局職員出席者	156
8. 開 議	158
建設部長 中村喜範君発言の申出	158
9. 日程第1 一般質問	158
(1) 福島英徳君質問	158
「べんりカーとあいのりタクシーについて」	158
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	159
福島英徳君質問	159
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	160
福島英徳君質問	160
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	160
福島英徳君質問	161
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	161
福島英徳君質問	161
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	161
福島英徳君質問	161
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	161
福島英徳君質問	162
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	162
福島英徳君質問	162
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	163
福島英徳君質問	163
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	164
○市長 江頭 実君答弁	165
福島英徳君質問	165
○市長 江頭 実君答弁	166
休 憩	166

開 議	166
(2) 福島英徳君質問	167
「七城温泉ドームの利用料金と営業時間について」	167
○経済部長 清水 登君答弁	167
福島英徳君質問	168
○経済部長 清水 登君答弁	168
福島英徳君質問	168
○経済部長 清水 登君答弁	169
福島英徳君質問	169
休 憩	169
開 議	170
○経済部長 清水 登君答弁	170
福島英徳君質問	170
○市長 江頭 実君答弁	170
福島英徳君質問	171
○市長 江頭 実君答弁	171
福島英徳君質問	171
○市長 江頭 実君答弁	171
福島英徳君質問	172
○市長 江頭 実君答弁	172
福島英徳君質問	173
○経済部長 清水 登君答弁	174
○市長 江頭 実君答弁	174
休 憩	174
開 議	175
(1) 荒木崇之君質問	175
「田島工業団地について」	175
○経済部長 清水 登君答弁	176
荒木崇之君質問	176
○経済部長 清水 登君答弁	176
荒木崇之君質問	177
○市長 江頭 実君答弁	178
荒木崇之君質問	178
○市長 江頭 実君答弁	179

荒木崇之君質問	179
○市長 江頭 実君答弁	179
荒木崇之君質問	180
○市長 江頭 実君答弁	180
荒木崇之君質問	180
○市長 江頭 実君答弁	180
休憩	181
開議	181
(2) 荒木崇之君質問	181
「ふるさと納税について」	181
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	182
荒木崇之君質問	182
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	182
荒木崇之君質問	183
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	184
荒木崇之君質問	185
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	185
荒木崇之君質問	185
○市長 江頭 実君答弁	187
昼食休憩	189
開議	189
(1) 木下雄二君質問	189
「新型コロナウイルスの感染拡大に対する市の対応について」	189
○市長 江頭 実君答弁	190
(2) 木下雄二君質問	190
「旧迫水小跡地の現状と地元への説明責任について」	191
○市長 江頭 実君答弁	192
木下雄二君質問	192
○市長 江頭 実君答弁	193
木下雄二君質問	193
○市長 江頭 実君答弁	194
(3) 木下雄二君質問	194
「千疊河原周辺の今後の整備計画について」	194
○経済部長 清水 登君答弁	195

○建設部長 中村喜範君答弁	195
木下雄二君質問	196
○市長 江頭 実君答弁	196
休 憩	198
開 議	198
(4) 木下雄二君質問	198
「スペインスエカ市との交流の市民への説明責任は」	198
○市長 江頭 実君答弁	199
(5) 木下雄二君質問	199
「学童保育の現状と拡充について」	200
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	201
木下雄二君質問	201
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	202
木下雄二君質問	202
○市長 江頭 実君答弁	202
(6) 木下雄二君質問	203
「公園整備の現状と維持管理費について」	203
○建設部長 中村喜範君答弁	203
木下雄二君質問	205
○市長 江頭 実君答弁	206
休 憩	207
開 議	207
10. 日程第2 議案第65号及び議案第66号まで一括上程・説明・質疑 ・委員会付託	207
11. 日程通告 散会	208
6月16日(火曜日) 休 会	
6月17日(水曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会	
6月18日(木曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会	
6月19日(金曜日) 休 会	

6月20日（土曜日） 休 会  
 6月21日（日曜日） 休 会  
 6月22日（月曜日） 休 会  
 6月23日（火曜日） 予算決算常任委員会  
 6月24日（水曜日） 休 会  
 6月25日（木曜日） 休 会

6月26日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	211
2. 本日の会議に付した事件	211
3. 出席議員氏名	212
4. 欠席議員氏名	213
5. 説明のため出席した者の職氏名	213
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	213
7. 事務局職員出席者	214
8. 開 議	215
9. 日程第1 各常任委員長報告	215
・総務文教常任委員長報告	216
・福祉厚生常任委員長報告	216
・経済建設常任委員長報告	217
・予算決算常任委員長報告	218
委員長報告に対する質疑・討論・採決	222
10. 日程第2 経済建設常任委員会所管事務調査の報告・質疑	223
休 憩	225
開 議	225
11. 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	225
12. 追加日程第1 議案第67号 上程・説明	226
休 憩	228
開 議	228
議案第67号 質疑・討論・採決	228
13. 追加日程第2 報告第12号から報告第19号まで一括上程・報告	231
14. 追加日程第3 報告第20号及び報告第21号まで一括上程・報告・質疑	238
15. 追加日程第4 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑	240
(1) 二ノ文伸元君討論	242

	(2) 平 直樹君討論	245
	(3) 東 奈津子さん討論	245
	採決	246
16. 追加日程第5	議員提出議案第4号 上程・説明・質疑	246
	(1) 平 直樹君討論	248
	(2) 福島英徳君討論	249
	(3) 二ノ文伸元君討論	249
	(4) 木下雄二君討論	250
	採決	251
17. 閉 会		251

第 1 号

6 月 5 日

# 令和2年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

令和2年6月5日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議事第1号 議長辞職の件
    - 追加日程第1 議事第2号 議長の選挙
    - 追加日程第2 議事第3号 副議長辞職の件
    - 追加日程第3 議事第4号 副議長の選挙
  - 第4 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市税条例等の一部を改正する条例)
  - 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
  - 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市介護保険条例の一部を改正する条例)
  - 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市税条例の一部を改正する条例)
  - 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和元年度菊池市一般会計補正予算(第13号))
  - 議案第45号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
  - 議案第46号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和2年度菊池市一般会計補正予算(第2号))
  - 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和2年度菊池市一般会計補正予算(第3号))
  - 議案第48号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和2年度菊池市一般会計補正予算(第4号))
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第49号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第50号 菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定



について

- 議案第51号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第53号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明

- 第6 議案第56号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第7 議案第57号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第9 議案第63号 財産の取得について
- 議案第64号 訴えの提起について

まで一括上程・説明

- 第10 報告第2号 継続費繰越計算書について
- 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について
- 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（菊池市下水道事業特別会計）
- 報告第6号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第7号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第8号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- 報告第9号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）
- 報告第10号 専決処分の報告について（除草作業事故）

まで一括上程・報告・質疑

第11 請願第 1 号 種苗法改正の慎重審議を求める請願

上程

第12 議員提出議案第 2 号 特別委員会の委員定数の変更について

上程・説明・質疑・討論・採決



### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議事第 1 号 議長辞職の件

追加日程第 1 議事第 2 号 議長の選挙

追加日程第 2 議事第 3 号 副議長辞職の件

追加日程第 3 議事第 4 号 副議長の選挙

日程第 4 議案第 4 0 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市税条例等の一部を改正する条例)

議案第 4 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第 4 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市介護保険条例の一部を改正する条例)

議案第 4 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(菊池市税条例の一部を改正する条例)

議案第 4 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和元年度菊池市一般会計補正予算(第 1 3 号))

議案第 4 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

議案第 4 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 2 年度菊池市一般会計補正予算(第 2 号))

議案第 4 7 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 2 年度菊池市一般会計補正予算(第 3 号))

議案第 4 8 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和 2 年度菊池市一般会計補正予算(第 4 号))

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第 4 9 号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

て

議案第50号 菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第5号）

議案第53号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明

日程第6 議案第56号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第57号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第63号 財産の取得について

議案第64号 訴えの提起について

まで一括上程・説明

日程第10 報告第2号 継続費繰越計算書について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 事故繰越し繰越計算書について

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（菊池市下水道事業特別会計）

報告第6号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

- 報告第 7 号 専決処分の報告について (道路管理瑕疵)  
報告第 8 号 専決処分の報告について (道路管理瑕疵)  
報告第 9 号 専決処分の報告について (庁用車車両事故)  
報告第 10 号 専決処分の報告について (除草作業事故)

まで一括上程・報告・質疑

日程第11 請願第 1 号 種苗法改正の慎重審議を求める請願  
上程

日程第12 議員提出議案第 2 号 特別委員会の委員定数の変更について  
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員 (20名)

- |      |            |
|------|------------|
| 1 番  | 田 中 教 之 君  |
| 2 番  | 福 島 英 徳 君  |
| 3 番  | 緒 方 哲 郎 君  |
| 4 番  | 後 藤 英 夫 君  |
| 5 番  | 平 直 樹 君    |
| 6 番  | 東 奈津子 さん   |
| 7 番  | 坂 本 道 博 君  |
| 8 番  | 水 上 隆 光 君  |
| 9 番  | 猿 渡 美智子 さん |
| 10 番 | 松 岡 讓 君    |
| 11 番 | 荒 木 崇 之 君  |
| 12 番 | 柁 原 賢 一 君  |
| 13 番 | 工 藤 圭一郎 君  |
| 14 番 | 城 典 臣 君    |
| 15 番 | 大 賀 慶 一 君  |
| 16 番 | 水 上 彰 澄 君  |
| 17 番 | 二ノ文 伸 元 君  |
| 18 番 | 泉 田 栄一朗 君  |
| 19 番 | 木 下 雄 二 君  |
| 20 番 | 山 瀬 義 也 君  |



欠席議員 (なし)



## 説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
監査委員事務局監査官	宇津木 洋 一 君

## 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君

○

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

午前10時00分 開会

○

○副議長（水上彰澄君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第2回菊池市議会定例会を開会します。

○

○副議長（水上彰澄君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

4月9日に第272回熊本県市議会議長会が阿蘇市で開催されました。会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、阿蘇市提出の「地域医療を支える医師確保対策の充実強化について」及び熊本市提出の「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、4月23日に、宮崎市で計画されていた第95回九州市議会議長会定期総会、5月26日に、東京都で計画されていた全国温泉所在都市議会議長協議会第49回総会、翌5月27日に、同じく東京都で計画されていた第96回全国市議会議長会定期総会は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け中止となり、九州市議会議長会定期総会及び全国市議会議長会定期総会については、書面会議による開催となりました。その概要は事務局備付けの書類により承諾をいただきたいと思います。

次に、監査委員から令和2年5月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時03分 開議

○副議長（水上彰澄君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（水上彰澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、平直樹君及び東奈津子さん

を指名します。



## 日程第2 会期の決定

○副議長（水上彰澄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る5月29日の議会運営委員会におきまして、本日から6月26日までの22日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（水上彰澄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの22日間と決定しました。



## 日程第3 議事第1号 議長辞職の件

○副議長（水上彰澄君） 次に、日程第3、議事第1号、議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、柁原賢一議員の退席を求めます。

（柁原賢一議員 退席）

○副議長（水上彰澄君） まず、柁原賢一議員の議長辞職願を事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

[「動議」と呼ぶ者あり]

○副議長（水上彰澄君） ただいま荒木崇之君から休憩の動議が提出されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、賛成者の確認をします。

賛成者は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○副議長（水上彰澄君） 本動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩する動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（水上彰澄君） 起立少数です。よって、休憩する動議は否決されました。

会議を続けます。

お諮りいたします。柁原賢一議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（水上彰澄君） 異議がありますので、起立によって採決します。

柁原賢一議員の議長の辞職を許可することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○副議長(水上彰澄君) 起立多数です。よって、柁原賢一議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

柁原賢一議員の出席を求めます。

(柁原賢一議員 入場)

○副議長(水上彰澄君) 柁原賢一議員の退任挨拶があります。

柁原賢一君。

[登壇]

○12番(柁原賢一君) 皆さん、おはようございます。議長退任に当たり、一言挨拶申し上げます。

先ほどは辞職願をご承認いただき、ありがとうございました。

今日まで2年間にわたり、議員各位並びに市長をはじめ執行部の方々のご協力により、無事議長の職を務めることができました。また、議会事務局の職員のご支援、心より感謝申し上げます。

今後は、新議長を支え、一議員として市民福祉の向上と菊池市発展のために尽くしてまいります。

簡単ですが、退任に際しての御礼の挨拶といたします。

○副議長(水上彰澄君) ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時10分

開議 午前10時26分

○

○副議長(水上彰澄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

#### 追加日程第1 議長の選挙

○副議長(水上彰澄君) 柁原賢一議員の退任挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(水上彰澄君) 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。



(議場閉鎖)

○副議長(水上彰澄君) ただいまの出席議員数は20名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人  
後藤英夫君及び平直樹君を指名します。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○副議長(水上彰澄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○副議長(水上彰澄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(水上彰澄君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。議長選挙は全員が候補者です。投票は単記無記名です。  
白票については無効とします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票用紙に記載をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長(歌岡憲一君) それでは、命によりまして、お名前を読み上げさせて  
いただきます。

1番、田中教之議員。2番、福島英徳議員。3番、緒方哲郎議員。4番、後藤英  
夫議員。5番、平直樹議員。6番、東奈津子議員。7番、坂本道博議員。8番、水  
上隆光議員。9番、猿渡美智子議員。10番、松岡讓議員。11番、荒木崇之議員。  
12番、柘原賢一議員。13番、工藤圭一郎議員。14番、城典臣議員。15番、  
大賀慶一議員。17番、二ノ文伸元議員。18番、泉田栄一朗議員。19番、木下  
雄二議員。20番、山瀬義也議員。最後に、副議長、お願いいたします。

○副議長(水上彰澄君) 以上20名です。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○副議長(水上彰澄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(水上彰澄君) 開票を行います。後藤英夫君及び平直樹君、開票の立会いを  
お願いします。

(開 票)

○副議長（水上彰澄君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 20 票。

無効投票 0 票です。

有効投票中、大賀慶一君 16 票。

木下雄二君 4 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5 票です。よって、大賀慶一君が議長に当選されました。

本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。ご承諾をお願いします。

ただいまから、議長の挨拶があります。

議長、登壇願います。

[登壇]

○議長（大賀慶一君） 皆さん、本当にありがとうございました。皆様方のご推挙によりまして、議長に当選させていただきました。

今後、議長として、菊池市議会議長としての、まずもって議会の公平公正な運営、それからまた、所信表明でも述べましたチーム菊池市議会として、皆様方とぜひ一緒に取り組んでいきたいと思っております。

今後、非常に厳しい 2 年間であると思っております。コロナウイルスもこのような状況でございますので、どうか皆さんと一つになって、今後、議会運営をしたいと思っておりますので、皆様方のご支援をよろしく願いまして、ご挨拶といたします。よろしく願います。

○副議長（水上彰澄君） 大賀議長、議長席にお着き願います。

(副議長降壇自席へ 新議長着席)

○議長（大賀慶一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

○

休憩 午前 10 時 44 分

開議 午前 10 時 58 分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

○

追加日程第 2 議事第 3 号 副議長辞職の件

○議長（大賀慶一君） 日程についてお諮りいたします。

ただいま水上彰澄副議長より、本職宛て副議長辞職願が提出されました。

よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決定をいたしました。

本案件につきましては、地方自治法第117条の規定により、水上彰澄議員の退席を求めます。

（水上彰澄議員 退席）

○議長（大賀慶一君） まず、水上彰澄議員の副議長辞職願を事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大賀慶一君） お諮りいたします。水上彰澄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、水上彰澄議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

水上彰澄議員の出席を求めます。

（水上彰澄議員 入場）

○議長（大賀慶一君） それでは、ここで水上彰澄議員の辞職挨拶がございます。

〔登壇〕

○16番（水上彰澄君） 改めまして、こんにちは。ただいま副議長職の辞職を認めていただきまして、ありがとうございます。

2年前に柁原議長の補佐役ということで、副議長を拝命いたしてきました。皆さんに満足いただける副議長ではなかったと思いますけれども、私なりに一生懸命務めてきたという思いでございます。

今後とも、皆さん方とともに菊池市議会を盛り上げていくと、そういう思いは変わりませんので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶といたします。お世話になりました。

○議長（大賀慶一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

○

休憩 午前11時02分

開議 午前11時11分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

追加日程第3 議事第4号 副議長の選挙

○議長（大賀慶一君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大賀慶一君） ただいまの出席議員数は、20名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に東奈津子さん及び坂本道博君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（大賀慶一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

○議長（大賀慶一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大賀慶一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。副議長選挙は、議長を除く全員が候補者です。投票は単記無記名です。白票については無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、投票用紙に記載をお願いします。

それでは、議会事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（歌岡憲一君） それでは、命によりまして、お名前を読み上げさせていただきます。

1番、田中教之議員。2番、福島英徳議員。3番、緒方哲郎議員。4番、後藤英夫議員。5番、平直樹議員。6番、東奈津子議員。7番、坂本道博議員。8番、水上隆光議員。9番、猿渡美智子議員。10番、松岡讓議員。11番、荒木崇之議員。12番、柘原賢一議員。13番、工藤圭一郎議員。14番、城典臣議員。16番、

水上彰澄議員。17番、二ノ文伸元議員。18番、泉田栄一郎議員。19番、木下雄二議員。20番、山瀬義也議員。最後に、議長、お願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上20名です。

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○議長（大賀慶一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（大賀慶一君） 開票をお願いします。東奈津子さん及び坂本道博君の開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（大賀慶一君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 19票。

無効投票 1票です。

有効投票中、猿渡美智子さん 13票。

城 典臣君 6票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5票です。よって、猿渡美智子さんが副議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ご承諾をお願いします。

ただいまから、副議長のご挨拶がございます。

[登壇]

○副議長（猿渡美智子さん） 当選させていただき、ありがとうございました。

ご批判の票があったこともしっかりと胸に収めながら、先ほども申しましたように、女性議員がもっと増えていくことや、女性がポストに就くことが当たり前、普通になっていく、そういう社会を夢見ながら、自分ができることをしっかりと頑張っていきたいと思っております。

本来ならば、議長を支えてと申すべきところかもしれませんが、私は、議長とも意見を交わしながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○

日程第4 議案第40号から議案第48号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第4、議案第40号から議案第48号までの9議案を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から6月26日までの22日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど、議長、副議長の選挙が行われたところでございます。新しく就任なささいました大賀議長、猿渡副議長さん、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、このたび、ご勇退をされました柁原元議長、水上元副議長におかれましては、長期間にわたりまして大変お世話になりました。そのことに感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症は、経済、教育、医療など、あらゆる分野において甚大な影響を与えているだけにとどまらず、私たち現代人の日常の生活スタイルにも大きな変化をもたらしました。

手洗いやうがいの励行に始まり、外出の自粛やイベントの中止、また、これらに伴う消費の落ち込み、あるいは職場でのテレワークの進展など、新型コロナウイルスが与えた影響は枚挙にいとまがありません。

本市におきましても、庁内での感染症のリスクを最小限に抑えるため、職員の業務スペースの分散化や、平日の勤務を土日に割り振る勤務調整、ウェブ会議の導入など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた様々な取組を導入してまいりました。

その結果、ICTの活用やテレワークが、本市も含め全国的に進んできたと感じております。

今後におきましては、首都圏をはじめとする大都市でのオフィス不要論や、自然豊かな地方への移住、ネットを活用した在宅勤務など、新しい価値観を重視する社会が到来するのではないかという意見が増えてきております。

このように、新しい生活様式への適用を通じて、社会全体に新たな気づきが生まれてきております。

このような中、ピンチをチャンスに変えるため、菊池市の価値を上げる取組が今後、ますます必要になってまいります。

今回の定例会におきましては、新型コロナウイルスに関する議案がその多くを占めており、まずは厳しい現在を乗り切ることにより全力を注ぐ必要がございますが、新型コロナウイルスによる問題が落ち着いた後におきましては、先ほど申し上げたような新しい世界的な潮の流れを十分に見極めながら、自然を生かした菊池市の魅力の向上や、本市の強みにより一層の磨きをかけるような未来志向の施策を、市議会の皆様と一緒に、知恵を絞って考えてまいりたいというふうに考えております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第40号から議案第43号までの専決処分の報告及び承認を求めることについては、菊池市税条例等の一部改正、菊池市国民健康保険税条例の一部改正、菊池市介護保険条例の一部改正及び菊池市税条例の一部改正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第44号から議案第48号までの専決処分の報告及び承認を求めることについては、令和元年度一般会計補正予算、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算及び令和2年一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第40号から議案第48号までについて、一括して説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第40号は、地方税法の改正に伴う菊池市税条例等の一部改正を専決処分したものでございまして、2ページが、専決第7号専決処分書で、専決日は、令和2年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、まず、個人の市民税の寡婦控除の対象にひとり親を適用すること、所有者不明土地等について、現に所有している者の申告の制度化な

どが、主な内容でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第41号は、地方税法施行令の改正に伴う菊池市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございまして、16ページが、専決第8号専決処分書で、専決日は、令和2年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、国保税の判定基準額、基礎課税額の課税限度額及び介護納付金課税額の限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性及び中低所得者世帯への負担軽減を図るものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第42号は、介護保険法施行令の改正に伴う菊池市介護保険条例の一部改正を専決処分したものでございまして、20ページが、専決第9号専決処分書で、専決日は、令和2年3月31日でございます。

改正の内容につきましては、保険料の第1段階から第3段階までを引き下げることにより、低所得者への負担軽減を図るものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第43号は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行等に伴う、菊池市税条例の一部改正を専決処分したものでございまして、24ページが、専決第14号専決処分書で、専決日は、令和2年5月18日でございます。

改正の内容につきましては、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる制度の新設、償却資産等に係る固定資産税の軽減措置などが、主な改正でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

議案第44号は、令和元年度一般会計補正予算（第13号）を専決処分したものでございまして、28ページが、専決第5号専決処分書で、専決日は、令和2年3月30日でございます。

開けて、31ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2億4,151万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ289億1,590万3,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

4枠目の款6 地方消費税交付金5,645万7,000円の減額は、交付額確定によるものでございます。

42ページをお願いいたします。



3 枠目の款 1 1 地方交付税 3 億 5, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円の増額は、特別交付税の交付額確定によるものでございます。

4 3 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 9 教育費国庫補助金、節 2 小学校費補助金の下から 2 段目、学校情報通信技術環境整備事業費補助金 5, 3 5 1 万 1, 0 0 0 円の減額、及び節 3 中学校費補助金の最下段、2, 8 1 3 万 8, 0 0 0 円の減額は、国が進めております G I G A スクール構想に伴い実施します、校内 L A N 等の整備について、国が補助単価を設定したことによる補助金の減額でございます。

なお、補助金が減額になったことにより、市債を増額して対応することとしております。

4 4 ページをお願いいたします。

3 枠目の目 5 農林水産業費県補助金、節 1 農業費補助金のうち、上から 3 段目の 6 次産業化交付金 3, 9 7 5 万円の減額は、交付金の交付が次年度となったことによる減額でございます。

同じく、4 段目の担い手確保・経営強化支援事業補助金 4, 3 1 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、事業の不採択による減額でございます。

4 7 ページをお願いいたします。

款 2 2 市債につきましては、先ほど説明いたしました G I G A スクール構想に伴う補助金の減分について、市債で対応するため、目 9 教育債が 7, 8 0 0 万円の増額となっておりますが、そのほかは、対象事業費の確定に伴う減額が主なものとなっております、全体で 1 億 6, 9 9 0 万円の減額となっております。

4 6 ページに戻っていただきますようお願いいたします。

1 枠目の目 1 財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

4 9 ページをお願いいたします。

最下段の目 5 児童福祉施設費 6, 0 8 2 万円の減額は、子どものための教育・保育給費負担金について、療育支援加算や、入所児童処遇特別加算等の加算認定件数が見込みより少なかったことによる減額でございます。

5 1 ページをお願いいたします。

目 3 農業振興費、担い手確保・経営強化支援事業補助金 4, 3 1 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、歳入でご説明しましたとおり、事業が不採択になったことによるものでございます。

5 3 ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 商工総務費1, 381万6, 000円の減額は、消費税率の引上げに伴い、全額国費で実施したプレミアム付商品券販売のための事業費確定による減額でございます。

同じく、2 枠目の目2 道路橋りょう新設改良費5, 039万9, 000円の減額は、事業費の確定に伴う工事請負費や、公有財産購入費等の減額でございます。

それでは、37ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、歳入で説明しましたとおり、GIGAスクール構想に係る学校教育施設等整備事業の増額及び対象事業費の確定に伴う減額が主なものとなっております。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第45号は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分したものでございまして、62ページが、専決第6号専決処分書で、専決日は、令和2年3月30日でございます。

開けて、65ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1, 259万1, 000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9, 657万8, 000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、普通交付金の確定によるものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。

議案第46号は、令和2年度一般会計補正予算（第2号）を専決処分したものでございまして、72ページが、専決第11号専決処分書で、専決日は、令和2年4月28日でございます。

開けて、75ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に9, 939万6, 000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ276億8, 139万6, 000円とするものでございます。

それでは、詳細について、事項別明細により説明いたします。

81ページをお願いいたします。

1 枠目の項1 総務管理の合計654万6, 000円を増額は、職員の業務スペース分散化のための電話機等機器の購入、リース、設置に係る費用並びに窓口用飛沫防止パネル設置、及び、公共施設に設置するための手指消毒剤購入費、WEB会議用の環境整備費用などとなっております。

最下段の目4 母子福祉費1, 700万円の増額は、ひとり親世帯の生活を支援す

るため、児童扶養手当受給者に対し、対象児童1人当たり2万円の特別給付金を給付するものがございます。

82ページをお願いいたします。

目2商工業振興費、節10需用費35万5,000円の増額は、子どもたちの居場所確保のために運営されている、放課後児童クラブ、保育園等及び放課後デイの職員の方々への感謝と、消費落ち込みの影響を受けている花卉農家等支援のため、花や特産品を贈呈するものでございます。

同じく、節18負担金補助及び交付金のうち、1段目の観光事業継続支援金1,460万円の増額は、市の休業要請に応じて30日以上休業された宿泊施設及び外出自粛の影響を受け、運行ができずに休業を余儀なくされた観光バス事業者に対し、事業継続支援金を交付するものでございます。

同じく、その下段の飲食店事業継続支援金4,000万円の増額は、深刻な影響を受けている飲食店の事業継続を支援するために、事業継続支援金を交付するものがございます。

同じく、最下段の小規模事業者緊急経営持続化補助金2,000万円の増額は、さきにご説明いたしました事業継続支援金を交付する宿泊施設、観光バス、飲食店を除く事業者を対象に、販路拡大等、企業活動の維持または継続のために行う事業に対して、補助金を交付するものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第47号は、令和2年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものでございまして、84ページが、専決第12号専決処分書で、専決日は、令和2年4月28日でございます。

開けて、87ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に48億7,279万9,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ325億5,419万5,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

92ページをお願いいたします。

目1総務費国庫補助金48億7,279万9,000円の増額につきましては、1段目の48億2,710万円が給付費の国庫補助金、2段目の4,569万9,000円が事務費の国庫補助金となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

93ページをお願いいたします。

目1一般管理費のうち、1枠目の職員手当等336万円の増額は、給付金給付事

務従事職員の時間外勤務手当の増額でございます。

同じく、2 枠目の需用費 4 1 5 万 8, 0 0 0 円の増額は、各種通知文書等の印刷のための消耗品費及び印刷製本費等の増額でございます。

3 枠目の役務費 1, 0 4 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、申請書等の郵便料及び給付金口座振込手数料の増額でございます。

4 枠目の委託料 2, 7 1 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、給付のためのシステム改修委託料、窓口申請受付事務委託料等の増額でございます。

最下段の負担金補助及び交付金 4 8 億 2, 7 1 0 万円の増額は、市民 1 人当たり 1 0 万円を給付する特別定額給付金の増額でございます。

次に、9 5 ページをお願いいたします。

議案第 4 8 号は、令和 2 年度一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分したものでございまして、9 6 ページが、専決第 1 3 号専決処分書で、専決日は、令和 2 年 5 月 1 5 日でございます。

開けて、9 9 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 1 億 8, 6 1 9 万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 7 億 4, 0 3 8 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

1 0 5 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 3 民生費国庫補助金のうち、2 段目の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 6, 6 7 0 万円の増額、及び、3 段目の臨時特別給付金給付事務費補助金 2 7 1 万円の増額は、国の補正予算第 1 号により実施します、子育て世帯への臨時特別交付金の事業費及び事務費の国庫補助金でございます。

全額国費による事業のため、市の負担はございません。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

1 0 6 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 児童福祉総務費 1, 5 3 6 万円の増額は、小学校の臨時休校に伴い、開所時間を延長するなどしている児童育成クラブへの委託料の増額でございます。

同じく、目 2 児童手当費、最下段の子育て世帯への臨時特別給付金 6, 6 7 0 万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、国の補正予算による子育て世帯への臨時特別交付金でございます。

児童手当対象児童 1 人当たり 1 万円を支給するものでございます。

1 0 7 ページをお願いいたします。

3 枠目の目 6 畜産業費 1, 6 5 0 万円の増額は、枝肉価格の下落により経営が悪化している肥育牛農家に対し、経営安定のための支援を行うものでございます。

同じく、目7ブランド推進費1,000万円の増額は、消費が低迷している農産物の販売促進のため、インターネットによる販売時の送料について支援を行うものでございます。

108ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 商工業振興費4,400万円の増額は、農業者を含む事業者への事業継続支援でございます。

最下段の項2 小学校費、目1 学校管理費576万2,000円、及び、次ページの1 枠目の項3 中学校費、目1 学校管理費288万1,000円の増額は、遠隔授業等の家庭学習支援のための環境整備費用の増額でございます。

以上、議案第40号から議案第48号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで、換気、昼食等のために暫時休憩をいたしたいと思います。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時52分

開議 午後 0時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、専決第5号、専決全体についてなんですけども、お尋ねしたいと思いますが、専決というのは、この地方議会運営事典の中で、大体4つの理由で専決をしていいというふうになっているんですよね。ただ、今回、とても専決じゃないようなやつが含まれている。要は、便乗専決じゃないかというのが含まれているわけです。

例を言いますと、52ページの食べるだけ使うだけ見せるだけ生産支援事業、これは3月の議会で補助金決定をして、専決でもう落としてある。6月の議会でもよかつたんじゃないかと。きちっと手はずを踏んでですね。

さらには、53ページ、四季の里整備事業30万円のマイナス、これは落とし忘れじゃないかと思えますね。

48ページ、菊池一族プロジェクト事業の非常勤職員の報酬、これなんて、いつ落としてもいいわけですよ。それをわざわざ専決で落としている。

便乗専決じゃないかと思うんですけども、この専決処分の権限というのは市長に

あるので、市長にお答えしたいんですけども、専決処分の理由の4つのうちのどの理由で、どの理由を適用して専決を行ったのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今回の専決処分の根拠ということでございますけども、今申されましたとおり、専決処分で規定する4つの場合、この3つ目に当たります、長において、必要な時期までに議決または決定を得るための議会を招集する暇がないと認めるとき。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今言われたのは、招集するいとまがないというときに開くということなんですけども、この菊池一族プロジェクト事業の人件費を落とすのに、そんなに救急に専決でしないかんことなのかというのが疑問が残るわけです。私は便乗だというふうに思うんですけども、いとまがないとおっしゃるけども、コロナで集まったのは何回もありました。全協もあります。月例会もあります。開くいとまはあったと思うんですけど、開くいとまがないという理由をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 荒木議員の質疑にお答えします。

専決処分において、臨時議会を開くいとまがないということで、議会の招集は、原則として、開会日の前、市に当たっては7日前までというのが原則として示されているところがございます。

お尋ねの専決第5号につきましては、令和元年度予算ということで、3月31日までに補正等もする必要があるので、最終的な予算の中身を精査した上で、3月30日に専決したものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） この専決処分については、仮に議会の承認、今回が得られなかったとしても、要は、専決処分の法的効力は何ら影響を受けないとなってますので、結局、認めても、認めなくても、使った金だからしょうがないという感じですけども、そういうことで間違いないですか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 先ほどお示しのあった地方議会運営事典の中でも示されているとおり、長のなすこの専決処分については、当該事項が議会の議決または決定があったと同様、適法かつ有効に成立するものとなることではございます。

ただ、いずれの場合にしても、長がなすその事実認定は客観性がなければならず、その認定を誤った場合は、当該専決処分は違法となるということもございますので、その辺は重々承知した上での処分ということで認識しております。

○議長（大賀慶一君） これで、荒木崇之君の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで、質疑を終わります。

議案第40号から議案第48号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第41号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、国民健康保険税の課税限度額の見直しが行われている点であります。今回の条例改正によって、現行の課税限度額のうち、基礎課税額が61万円から63万円に引き上げられます。国保の場合、菊池市をはじめ多くの市町村で保険料は所得600万円前後で上限に達してしまいます。このような状況の下での限度額の引上げは、高額所得者とはいえない中間層にさらに重い負担となります。

遡ってみれば、2018年には54万円だった限度額が、この2年間で9万円も引き上がっています。新型コロナウイルス感染症の影響で市民の暮らしはかつてないほど深刻なときに、行政がやるべきことは、限度額の引上げではなく、国庫負担増による保険料水準の引下げ、均等割の軽減見直しなど、高過ぎる国保税の引下げであることを求め、本議案の反対討論とします。

○議長（大賀慶一君） 原案に反対の討論がありました。

次に、原案に賛成の討論の方はおられませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま討論がありました議案第41号を除き、一括採決いたします。

お諮りします。議案第40号及び議案第42号から議案第48号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、議案第42号から議案第48号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、討論がありました議案第41号については、起立により採決を行います。

お諮りします。議案第41号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第41号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

#### 日程第5 議案第49号から議案第55号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第5、議案第49号から議案第55号までの7案件を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

〔登壇〕

○市長（江頭 実君） それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の111ページをお願いいたします。

議案第49号は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどにより、労務に服することができない被用者に対して、傷病手当金を支給するための菊池市国民健康保険条例の一部改正、議案第50号は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴う、菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、議案第51号は、民法の改正に伴う、菊池市営住宅条例の一部改正でございます。

次に、119ページをお願いいたします。

議案第52号、令和2年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、予算の



総額に3億6,013万5,000円を増額するものでございまして、補正の主なものとしましては、GIGAスクール構想に伴う小中学校用タブレット購入、農業用施設整備事業の事業採択などが主なものでございます。

議案第53号から議案第55号までの3議案につきましては、令和2年度の各特別会計及び下水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第49号から議案第55号までについて、一括して説明いたします。

議案書の111ページをお願いいたします。

議案第49号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給するために、条例を改正するものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

議案第50号、菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、117ページをお願いいたします。

議案第51号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、民法の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、119ページをお願いいたします。

議案第52号、令和2年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

開けて、121ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3億6,013万5,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ331億52万円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

129ページをお願いいたします。

上から2枠目の目2総務費国庫補助金、3段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,639万9,000円の増額は、国の緊急経済対策により、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた、地方創生を図ることを目的として交付される交付金の増額でございます。

同じく、目9教育費国庫補助金、小学校費補助金7,897万5,000円、中学校費補助金3,825万円の増額は、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末整備について、国の補正予算を活用し、前倒しで実施することによる学校情報通信技術環境整備事業費補助金の増額でございます。

131ページをお願いいたします。

1枠目の目2過年度収入3,975万円の増額は、昨年度の事業であります6次産業化市場規模拡大対策整備に係る交付金について、本年度の交付決定となったことによる増額でございます。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

134ページをお願いいたします。

2枠目の目1高齢者福祉費のうち、4枠目の熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,510万2,000円の減額、及び、5枠目の熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3,360万円の減額は、グループホームを公募により整備予定でありましたが、応募がなかったことによる減額でございます。

138ページをお願いいたします。

目8農地費、2枠目の農業用施設整備事業2,500万円の増額は、当初予算において、款7土木費、項3河川費、目1河川総務費で計上しておりました赤星地区排水機場整備事業について、農業用施設での取扱いとなったことによる組替えでございます。

141ページをお願いいたします。

2枠目の目1学校管理費のうち、最下段の備品購入費2億57万9,000円の増額、及び、次ページ、目1学校管理費のうち、最下段の備品購入費9,705万7,000円の増額は、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末整備について、国の補正予算を活用し、前倒しで実施することによる増額でございます。

それでは、125ページに戻っていただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。

追加3件、変更2件となっておりますが、内容としましては、GIGAスクール構想に伴う電子黒板等や、ICT教育授業・家庭支援ソフトのリース契約に係るもの、及び統合型GISシステム委託料の年割額の変更に伴うものとなっております。

126ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

内容としましては、道路整備に係る国庫補助金の確定見込みによる事業費の増減、緊急自然災害防止対策事業債の河川債から農業債への組替えが主なものとなっております。

次に、149ページをお願いいたします。

議案第53号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただき、151ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に278万3,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,325万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、保険給付費交付金の確定見込みによる事業費の変更となっております。

次に、155ページをお願いいたします。

議案第54号、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、157ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に44万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,640万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、認定調査支援端末システムの改修などとなっております。

次に、163ページをお願いいたします。

議案第55号、令和2年度下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、164ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条の資本的収入及び支出におきまして、資本的収入を1,034万円増額し、総額を6億6,146万3,000円へ、資本的支出を1,034万円増額し、総額を11億7,519万9,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、新築申請に伴い、下水道本管の延伸工事が必要になったことによるものでございます。

以上、議案第49号から議案第55号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

#### 日程第6 議案第56号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第6、議案第56号を議題といたします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があると思いますが、関係する議員はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の169ページをお願いいたします。

議案第56号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例に基づきまして、5人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、1名の方、森智保美委員が、本年7月7日をもって4年の任期が満了いたしますので、その後任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、森智保美さんを再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

森さんの経歴につきましては、裏面に掲載のとおりでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議いたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○

日程第7 議案第57号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第7、議案第57号を議題といたします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があるがございます。関係する議員はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の171ページをお願いいたします。

議案第57号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、3人の委員をもって組織されております。

その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、並びにこれらについて、必要な措置を講ずる委員会でございます。

今回、吉井佳代委員が、本年7月7日をもって4年の任期を満了いたしますので、その後任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、菊池市豊間の緒方登志子さんを新たに選任いたしたく、ご提案を申し上げます。

緒方さんの経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することと決定いたしました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第57号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○

日程第8 議案第58号から議案第62号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第8、議案第58号から議案第62号までの5案件を一括議題といたします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要があります。関係する議員はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、議案書の173ページをお願いいたします。

議案第58号から議案第62号までの5議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

これらの議案は、本市の固定資産評価審査委員会委員の任期が7月7日をもって満了するため、後任の委員につきまして、地方税法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設けられている機関で、本市では5名の委員で構成されております。

委員は、市の住民で市税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者とされており、十分検討いたしました結果、議案第58号として、

菊池市西寺の宮本啓一さん、議案第59号として、菊池市七城町高島の本田憲一さん、議案第60号として、菊池市旭志伊坂の西本直之さん、議案第61号として、菊池市隈府の高宗政禎さん、以上の4人の方は、これまでの実績から再度選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、行政に関する豊富な経験があり、地域の実情にも精通されていることから、議案第62号として、菊池市赤星の高田早苗さんを新たに選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

以上、5名の皆さんの経歴につきましては、それぞれの議案書の裏面に記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号から議案第62号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議を行います。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

最初に、お諮りします。議案第58号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第58号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第59号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第59号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第60号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第60号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第61号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第61号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第62号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第62号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、換気のために、10分間休憩をいたしたいと思います。

○

休憩 午後1時34分

開議 午後1時42分

○

○議長(大賀慶一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

#### 日程第9 議案第63号及び議案第64号まで一括上程・説明

○議長(大賀慶一君) 次に、日程第9、議案第63号及び議案第64号を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君) それでは、議案書の183ページをお願いいたします。

議案第63号、財産の取得については、小型動力ポンプ積載車7台の購入について、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、185ページをお願いいたします。

議案第64号、訴えの提起につきましては、地方自治法の規定により、議会の議



決をお願いするもので、相手方の住所及び氏名、訴えの要旨、遂行の方針は、記載のとおりでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第63号及び議案第64号につきまして、一括して説明いたします。

議案書の183ページをお願いいたします。

議案第63号、財産の取得については、小型動力ポンプ積載車の購入につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車7台、契約の方法は、指名競争入札、取得金額は2,936万3,950円、契約の相手方は、三輝物産株式会社でございます。

本件につきましては、5月8日に指名競争入札を実施し、8事業者から応札があり、5月21日に相手方と仮契約を締結したところでございます。

次に、185ページをお願いいたします。

議案第64号、訴えの提起についてでございます。

被告となる相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。187ページの時効取得物件は、菊池市旭志新明にある市営大迫住宅の土地、請求の要旨は、市営大迫住宅用地の一部である旭志新明の土地に関し、昭和53年3月に住宅を取得して以来、現在までの42年間、住宅用地として占有しておりますが、所有権移転登記については、何らかの諸事情により未了となっており、これまでの占有の経緯から、時効を援用し、所有権移転登記手続をせよとの判決を求めるものでございます。

以上、議案第63号及び議案第64号の説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第10 報告第2号から報告第10号まで一括上程・報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第10、報告第2号から報告第10号までの9件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、議案書の189ページをお願いいたします。

報告第2号、継続費繰越計算書についてでございます。

令和元年度までに継続費の設定を行った事業について、議会に報告するものでございます。

開けて、190ページが、令和元年度継続費繰越計算書でございます。

繰越件数は5件、繰越額は、旭志支所庁舎整備事業が3,249万5,639円、泗水支所庁舎整備事業が2,953万3,880円、母子等保健センター整備事業が1,990万5,393円、菟入新橋架替（上部工）事業が1億5,882万7,000円、まちかど資料館修復工事が750万円となっております。

令和元年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により継続年度の終わりまで、逡次繰越して使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、191ページをお願いいたします。

報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和元年度から令和2年度へ明許繰越を行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けて、192ページから193ページまでが、令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越件数は19件、繰越総額は15億4,063万9,000円となっております。

繰越しの主な要因につきましては、台風等自然災害の影響により資材調達や人員確保等に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴う補正予算により、年度内完了が見込めないもの、事業内容の協議に不測の日数を要したものなどとなっております。

次に、195ページをお願いいたします。

報告第4号、事故繰越し繰越計算書についてでございます。

令和元年度から令和2年度へ事故繰越しを行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けていただきまして、196ページが、令和元年度事故繰越し繰越計算書でございます。

繰越件数は2件、繰越総額は686万4,000円となっております。

繰越しの要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により納入期限までの納入が困難となったもの、及び、資材調達の遅れにより、年度内の工事完了

が困難なものとなったものでございます。

次に、197ページをお願いいたします。

報告第5号、下水道事業会計の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和元年度から令和2年度へ明許繰越を行いましたので、議会に報告するものでございます。

開けていただきまして、198ページが、令和元年度下水道事業会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越総額は、下水処理施設改築更新事業（公共）につきまして、1億3,000万円となっております。

繰越しの主な要因としましては、令和元年度浄水センター改築工事業務の入札不調に伴う、設計内容変更等により時間を要し、工事委託業務の年度内完了が困難となったものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

報告第6号、専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて200ページが、専決第2号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和2年3月27日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和元年7月6日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道広瀬花房線を、車検の依頼を受けた車両をキャリアカーに乗せて、相手方が走行中、市道に張り出していた木に接触し、フロントガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、11万5,960円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、201ページをお願いいたします。

報告第7号及び報告第8号につきましては、同じ案件でございまして、開けて202ページが専決第3号、及び、204ページが専決第4号専決処分書でございます。

どちらも、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和2年3月27日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和2年1月27日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道下木庭中原線脇に保管していた通行規制看板が強風に飛ばされ、駐車していた両名の車両に接触し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、専決第3号が22万7,779円、専決第4号が10万5,471円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、205ページをお願いいたします。

報告第9号につきましては、開けて206ページが専決第10号専決処分書で、庁用車車両事故による損害賠償に係る額の決定について、令和2年4月1日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和元年10月23日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市職員が業務従事中に、庁用車であるダンプトラックを運転していたところ、相手方のブロック塀に接触し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、10万2,828円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、207ページをお願いいたします。

報告第10号につきましては、開けて208ページが専決第15号専決処分書で、除草作業中の事故による損害賠償に係る額の決定について、令和2年5月25日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和2年4月21日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市道路補修作業員が、市道西郷橋岡田線沿いの迫間川を大型除草機で作業中に、石が飛散し、走行中だった車両のフロントガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、18万205円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第2号から報告第10号までにつきまして、報告させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

#### 日程第11 請願第1号 上程

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第11、請願第1号を議題といたします。

請願第1号は、今定例会までに提出された請願でございます。その内容については、お手元に配付しているとおりでございます。

○

#### 日程第12 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第12、議員提出第2号、特別委員会の委員定数の変更についてを議題といたします。

ここで、報告をいたします。

昨日、議会広報特別委員会の全委員からの辞任届の提出がありました。委員会条

例第14条の規定により、議長において許可をいたしました。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 議員提出議案第2号、議会広報特別委員会の委員定数の変更について、提案理由を述べさせていただきます。

本議案は、議会広報特別委員会の委員の定数を現行の4名から6名へ増員をお願いするものであります。

議会広報の充実については、これまでも多くの委員さん方が他自治体への研修等を行うなどして、市政に係る重要な情報を議会だよりの発行を中心に、市民の皆様へ周知できるよう努めてこられました。また、議会改革検討委員会においても議論をしていただきました。

これから、今後、さらに充実した広報広聴活動を展開するに当たっては、議会広報特別委員会の委員定数を増やして、議会だよりの作成に当たるなどの機能強化を図る観点から、必要であるとの考えからであります。

議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。なお、質疑は3回までとなっております。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をいたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お知らせいたします。会議を来る6月10日の午前10時から開きます。常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・議会広報特別委員会委員の選任及び質疑、委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、6月8日の午後までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

○

散会 午後2時00分

第 2 号

6 月 1 0 日

# 令和2年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

令和2年6月10日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議事第5号 常任委員会委員の選任について
- 第2 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について
- 第3 議事第7号 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第4 議長の常任委員会委員辞退の件
- 第5 委員会付託



### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事第5号 常任委員会委員の選任について
- 日程第2 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第3 議事第7号 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第4 議長の常任委員会委員辞退の件
- 日程第5 委員会付託



### 出席議員（20名）

- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |
| 11番 | 荒木崇之君   |
| 12番 | 柁原賢一君   |
| 13番 | 工藤圭一郎君  |
| 14番 | 城典臣君    |



15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局監査官	宇野木洋一君

---

事務局職員出席者

事務局長	歌岡憲一君
事務局課長	中尾孝浩君
課長補佐	古田浩敏君

議 会 係 長  
議 会 係

笹 本 聖 一 君  
吉 岡 結 加 里 さん



○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席ください。

○

午前9時59分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議事第5号 常任委員会委員の選任について

○議長（大賀慶一君） 日程第1、議事第5号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

総務文教・福祉厚生・経済建設・予算決算の各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております各常任委員の名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条の規定により、正副委員長互選のため、各常任委員会を開催します。

暫時休憩します。

○

休憩 午前10時00分

開議 午前10時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長 平 直樹 君

同 副委員長 緒方 哲郎 君

福祉厚生常任委員会委員長 坂本 道博 君

同 副委員長 田中 教之 君

経済建設常任委員会委員長 後藤 英夫 君

同 副委員長 泉田栄一朗 君

予算決算常任委員会委員長 松岡 讓 君

同 副委員長 城 典臣 君

以上です。

---

○

日程第2 議事第6号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、議事第6号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条の規定により、正副委員長の互選のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩します。

---

○

休憩 午前10時01分

開議 午前10時01分

---

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による議会運営委員会正副委員長の互選の結果を報告します。

議会運営委員会委員長 水上 隆光 君

同 副委員長 柁原 賢一 君

以上です。

---

○

日程第3 議事第7号 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、議事第7号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条の規定により、正副委員長互選のため、議会広報特別委員会を開催しますので、暫時休憩します。

---

○

休憩 午前10時02分

開議 午前10時02分

---

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報特別委員会正副委員長の互選の結果を報告します。

議会広報特別委員会委員長 東 奈津子さん

同 副委員長 田中 教之 君

以上です。

ここで、都合によりまして、副議長と交代いたします。

○

#### 日程第4 議長の常任委員会委員辞退の件

○副議長（猿渡美智子さん） 次に、日程第4、議長の常任委員会委員辞退の件を議題とします。

議長から、地方自治法の趣旨に伴い、常任委員会委員を辞退したいと申出がありました。本件は、申出のとおり、辞退を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（猿渡美智子さん） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに決定しました。

ここで、議長と交代します。

○

#### 日程第5 委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第5、委員会付託を行います。

議案第49号から議案第55号まで、議案第63号及び議案第64号並びに請願第1号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

令和2年第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第63号	財産の取得について
福祉厚生 常任委員会	議案第49号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第51号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第64号	訴えの提起について
	請願第1号	種苗法改正の慎重審議を求める請願
予算決算 常任委員会	議案第52号	令和2年度菊池市一般会計補正予算（第5号）
	議案第53号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第54号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第55号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大賀慶一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、6月11日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時05分

第 3 号

6 月 1 1 日

# 令和2年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

令和2年6月11日（木曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

### 欠席議員（なし）



---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 部 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局監査官	宇野木 洋 一 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前9時59分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。泉田栄一郎でございます。本日は、公明党を代表しまして質問をさせていただきます。私ごとですけれども、議員生活、初めての一般質問、トップバッターでいきますので、少し緊張しております。

それでは、始めさせていただきます。

本年初頭には、予想もしなかった新型コロナウイルスが世界中に蔓延し、多くの方々が感染されました。まずは、亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。また、医療関係者の方々へ感謝の意を表したいと思います。

私たち日本国民も多くの自粛生活を強いられました。手洗い、消毒をはじめ、緊急事態宣言でステイホーム、外出自粛、学校の休校等々、3密にならないようにする新しい生活様式がスタイルになりました。

本市においては、第1回定例会の一般質問が中止となり、今回、6月議会一般質問が開催されましたこと、大変うれしく思っております。とはいっても、新型コロナウイルスがなくなったわけではありませんので、さらに一人一人が気をつけながら生活していきたいと思っております。

今回は、新型コロナウイルス対策についてということで質問をさせていただきます。

まず最初に、10万円の特別定額給付金の進捗状況について質問をさせていただきます。

政府は、4月20日、全国全ての人々に対して1人当たり10万円を一律給付する特別定額給付金を閣議決定しました。政府は、当初、世帯主の収入減少を条件に、

1世帯当たり30万円を給付するとしていましたが、現下の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、外出自粛など人との接触を最大限に削減する必要があることから、全ての国民の皆様が厳しい状況下に置かれ、長期戦も予想される中で、国民とともに難局を乗り越えるために決定してほしいとの公明党山口代表の強い要望で実現をさせていただきました。既に5月末から給付が始まっていますが、スピード感を持つことは非常に大事なことです。先日、総務省が、今月3日までの給付は全国で約1,250万世帯で、率としては約21.4%だと発表しておりました。

最初に、菊池市において、どのくらいの方に、今現在、給付が行われたのか、進捗状況を質問します。

また、全ての人々にとというのがキーワードになっていますので、いわゆる社会的弱者と言われる生活保護を受給されている方、また、一人暮らしの高齢者、障がいを持っておられる方々の中で、手続きが難しい方もおられると思います。また、家族のDV等が理由で別居中の人など給付が簡単ではない方への対策はどのようにしておられるでしょうか。まず、その質問をさせていただきます。

次に、市独自の支援策として、全世帯に本市内で使える商品券を配布する考えはあるかということであります。

新型コロナウイルスにより、国民はもとより、世界中の人々がマスク、手洗い、ステイホーム、行動の自粛等が求められ、生活スタイルは一変しました。また、緊急事態宣言により経済活動が麻痺してしまったのは、菊池市においても同様であります。

今、市町村独自の住民支援策を打ち出しています。今日の熊日にも玉東町が全員に5,000円分の買物券を配付するというのを打ち出しておりました。本市においてはどのような支援策を決めているのか、初めに現状を質問させていただきます。

3つ目に、今年度の小中学校・保育園・幼稚園の給食費を市で負担する考えはあるかということです。

山鹿市では、既に今年度の小中学校・保育園・幼稚園の給食費を市で負担するために1億5,000万円の補正予算を組んでいます。今日の新聞で、同じように玉東町がそれを実行しております。菊池市においてもそのような考えがあるか、質問をさせていただきます。

4つ目に、本市における雇用と対策についてであります。

我が市は、特に温泉街と観光業界は悲鳴を上げております。その中で、そこで雇用されている方たちも職を失った方もたくさんおられると思います。今回、この新型コロナウイルスにより職を失った人は現在どのくらいいるのか。また、その人た

ちの再雇用の現状を質問します。

最後に、5番目、九州もいよいよ今日から梅雨を迎えようとしております。そういう中で、災害時の避難場所の3密対策をどのように考えているのか。

内閣府は、避難場所での新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、都道府県に通知を出しています。避難者が分散できるように、事前に定めた指定避難所以外にもホテルなど宿泊施設を活用し、通常よりも可能な限り多くの避難所開設を求めています。避難所内の十分な換気や、発熱している人の専用スペースの確保も必要だと思います。防災学術の中で、自宅のほか、友人・知人宅を自主避難所として決めておくことや、法的避難所を利用する住民の数を町内会などが事前に把握し、自治体側に伝えておくことも提案しています。

現実、美里町では、先月16日、局地的な大雨に見舞われ、町内4か所で避難所を開設しました。町では入り口での検温や健康状態の確認や、37.5度以上の発熱がある人を別室に誘導することを決めたほか、間仕切りの準備を進め、住民には車中泊の検討も呼びかけたそうです。幸いにも今回は避難者ゼロでしたが、大規模災害で避難者が殺到した場合、入場時の検温や問診は実際可能なのか、不安だと思っております。

本市においては、災害時の避難場所3密対策はどのように立てているのか、現状を質問します。

以上、5点について、まず質問をさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、改めまして、おはようございます。今、泉田議員のほうから5点質問があったと思いますけども、1点目から、それぞれ順番にお答えしたいと思います。

まず、1点目の10万円の特別定額給付金の進捗状況ということでお答えしたいと思います。

10万円の特別定額給付金につきましては、オンライン申請の受付を5月1日から、郵送による申請を5月15日から受付開始し、給付事務を進めております。

給付につきましては、オンライン申請は5月22日から、郵送申請につきましては5月29日から開始し、6月3日からは毎日振込手続を行っております。

本日6月11日振込分で、進捗率は79%になります。

また、6月19日の振込予定まで合わせると、進捗率は96%になります。

それから、障がい者・生活保護者・一人暮らし高齢者などの社会的弱者に対しての対応はということですが、申請に対しましては、内容等、様々なお問合せに

においてお応えできるよう、本庁の特別定額給付金推進室及び各支所に相談窓口を設置し、窓口や電話等で丁寧な対応を行っているところでございます。

感染症予防対策のため、オンラインまたは郵送による申請を基本としておりますが、必要に応じ窓口による受付も行ってきたところでございます。

本制度では、申請が困難な場合の対応として、ご家族や成年後見人などによる代理申請も可能とされております。

現在のところ、ご質問の問題案件等は特にございません。

それから、家庭内でのDVで別居する人への対応等でございますけれども、DV被害者への対応としましては、本制度では、DVを理由に避難している旨の申出があった場合、その内容を確認した上で、被害者が別に申請を行うことができることになっており、制度に基づいて給付事務を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。泉田議員さんの質問に対して、まず最初に、商工関係で菊池市独自の支援策ということで、私のほうからご説明をいたします。

商工関係の支援策につきましては、第1弾として3月に新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者に対する融資の3年間全額利子補給を行っております。

次に、5月に菊池市観光事業継続支援金として、宿泊事業者及び運輸業への支援として、菊池市飲食業継続支援金として、飲食業者への支援、それ以外の事業者につきましては、菊池市小規模事業者持続化補助金として、販路開拓などに使える補助金を実施しているところです。

また、売上の減少率50%以上の事業者は、国の持続化給付金として法人事業者に最大200万円、個人事業者に最大100万円の給付金がありますが、その支給対象とならない減少率30%以上50%未満の事業者については、県が熊本県事業継続支援金として、法人に最大20万円、個人事業主に最大10万円を給付することとしており、市としては、観光事業継続支援金及び飲食事業継続支援金並びに肉用牛肥育経営安定支援金受給者以外の方を対象に、県の支援金対象となられた事業者に一律10万円を補助することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうからは、3点目の小中学校の給食費を市が負担する考えはあるかについてお答えをさせていただきたいと思えます。

県内における、新型コロナウイルス対策としての学校給食費無償化につきましては、議員ご案内のとおり、山鹿市、玉東町、それから南阿蘇村が令和2年度に限り無償化されるようです。

菊池管内においては、給食費の無償化を行うところはございませんが、大津町では、給食用食材として牛肉の提供をされると聞いております。

これまでも一般質問でお答えしておりますとおり、給食費につきましては、保護者負担をお願いしているところですので、新型コロナウイルス対策としての学校給食費無償化については考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。続きまして、3点目の保育所等の副食費を無償化できないかというご質問についてお答えいたします。

本市では、国の緊急事態宣言を受け、保育所等につきましては、4月14日から5月末にかけて、登園自粛を呼びかけております。

それに伴い、副食費については、それぞれの保育所等の直接徴収となっておりますが、この自粛期間中は、市内全保育所においては、日割り計算を行い、登園していない分については返還されることとされております。

なお、昨年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料を無償化しておりますが、その中で、副食費においても、国の免除基準に従って所得に応じて免除を行っているところでございます。

さらに、今回においては、子育て世帯への支援策として、国の緊急経済対策により児童手当を受給する世帯に対し児童1人につき1万円を上乗せする臨時特別給付金の支給や、本市独自の支援策として、独り親への手当であります児童扶養手当を受給する保護者に対し、児童1人につき2万円を支給しております。

以上の状況を踏まえまして、保育所等の副食費の無償化につきましては、現在のところ考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○**経済部長（清水 登君）** それでは、4点目の本市における雇用と対策について、現在の菊池市内の雇用の実情について申し上げます。

菊池市を所管しておりますハローワーク菊池の情報で、既に公表されております4月求人状況の有効求人数は4,298人で、前年比23.6%減少しております。

これに対し有効求職者数は3,907人で、前年同月比4.7%増加しており、有効求人倍率は1.10倍で、昨年4月の1.51倍と比較して0.41ポイント低下しておりますが、求人数が求職者数を上回っている状況です。

産業別新規求人数で比較してみますと、建設業では、前年同月比60人減少しマイナス61.2%で38人でした。

製造業では、フルタイムで75人減少したものの、パートタイムで43人増加し、前年同月比32人減少しマイナス12.1%、全体で232人でした。

飲食・宿泊業では、前年同月比19人減少しマイナス44.2%、24人、卸売・小売業では、174人で前年同月比29人増加し20.0%の増となっております。

このように、業種ごとに求人数の増減にばらつきがあり、建設業や飲食・宿泊業では、売上げ等の減少により新規求人が減少したものの、大規模小売店では、娯楽施設等の休業の反動で顧客が増加し、新規求人が増加、製造業では、先行きの不安から、フルタイム労働者からパートタイム労働者へ求人が変化している状況がうかがえます。

以上、お答えいたします。

○**議長（大賀慶一君）** 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○**総務部長（上田敏雄君）** それでは、5点目の災害時の避難場所の3密対策は考えているのかということですが、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期さなければならないと考えております。

このためには、避難所の「密閉・密集・密接」の3つの密、いわゆる3密の防止を図ることが重要な課題であり、避難所での混乱を避けるため、住民に対して適切な避難行動計画を周知することが必要となります。

避難所における対策としましては、県が策定した「避難時における新型コロナウイルス感染症への対応指針」に記載されている、1つ目、避難所における3密防止2つ目、要配慮者への適切な対応、3つ目、車中泊など、避難所外避難者への対応について検討を行い、運営してまいりたいと考えております。

具体的には、入所時の問診・検温による避難者の体調確認、健康な方と感染疑いの可能性のある方を区分するトリアージ、健常者と非健常者との使用スペースの明確な区分を行うゾーニング、手洗い・マスク着用による基本的な感染症対策の徹底、パーティション等を活用した避難者間のスペースを十分に確保するなど、感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気のために、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時22分

開議 午前10時34分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 先ほどの答弁で、まず最初に、10万円の特別定額給付金の進捗状況ということで質問をさせていただきました。

菊池市では順調に支払いがされているということで、全国からすると非常にいい率ですけれども、やはり市民の方はもう早く頂きたいというようなことで、私のところにも電話を頂いておりますので、できるだけ、ご苦勞をかけますけれども、スピーディにお願いしたいと思っております。

その中で、全国的に給付の問題が出て、二重払い、三重払いという問題が出ていますけれども、菊池市ではそのような問題がなかったのか、まずそこを1点お願いします。

次に、市独自の給付策がないかということで、先ほど述べましたように、玉東町等がやられております。私のところにも、できれば全員の方に痛みを分かちながら給付をしていただくような、地域商品券等みたいなものがないだろうかというお願いもあっております。

そういう意味で、今回の政府が行った特別定額給付金は全国民が対象であったため、国民が納得し、みんなでこの新型コロナウイルス感染を防ぎ、難局を乗り越えようという一つの団結みたいなものが生まれました。

各市町村の支援策を見ると、全市民に、世帯に現金や商品券を配布するところが多くあります。隣の山鹿市では、特別定額給付金10万円の対象外となる4月28日以降に生まれた赤ちゃん1人に対して10万円を母親に支給しておられます。また、芦北町と和水町は、大学生1人につき最大10万円を支給、水上村では、全児



童生徒に2万円の商品券、高校生にはさらに1万円を支給するなど、様々な支援策を考えておられます。熊本市や八代市、宇城市では、プレミアム付商品券や食事券を配布しております。

本市において、市民の方からの声で、全世帯を対象に本市で限定の商品券を配布し、市民の支援、また商店の活性化を図る考えがあるか、質問します。2番目の質問です。

次に、3番目ですけれども、この給食費のことですけれども、他市ではこのような支援策をしていますけれども、菊池市ではしないということですが、政府からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがあるということをお聞きしております。その国の臨時交付金というものを使って、今回限りのコロナ対策としてできないだろうか、こういう使い道はできないだろうかということで、これも提案させていただきますけれども、どうでしょうか。

4つ目に、雇用対策ということで、先ほどお示しいただきましたけれども、これからがどんどん増えてくるのではないかと考えております。そういう意味で、今後の雇用対策というものをどう考えておられるかということ。

最後に、3密ということで、これから災害が多く出る時期に入っております。こういうことで対策を考えられている、県の指導もあるということですが、やはり菊池は菊池の災害というものがあります。そういう菊池地域に合った対策というものを考える必要があると思います。そういう意味で、先ほど部長答弁の中で、避難時の行動ということも言われています。その避難時のとき、今回のコロナというものを考えながらの避難行動は考えられているのか。そして、備品、物資は確保しているのか。その点について質問させていただきます。

以上、5点について再質問させていただきます。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、私のほうから、1点目の10万円の定額給付金の二重給付等の対応についてということの答弁と、5点目の避難場所の3密対策というところでお答えしたいと思います。

まず1点目ですけれども、全国では二重給付なども発生しておるところでございますけれども、本市におきましては、振込データ入力の際、複数人で確認を行うとともに、金融機関に依頼する際の振込データのディスク、記録媒体になりますけれども、それについては振込日ごとの個別ディスクを作成・管理し、上書きによるミスが発生しないように対策を講じるなど、二重給付を招かないような対応を行っているところでございます。

今後とも十分注意して、給付事務に当たってまいりたいと考えております。

それから、3密対策のところですけども、警戒レベルの設定がありますけども、そのレベルごとに行って対応しているところがございます。

まず、警戒レベルにつきましては、災害時に避難行動が容易にとれるよう防災情報を分かりやすく提供するために、国が避難勧告等に関するガイドラインにより公表されているところがございます。

災害発生の危険度と、とるべき避難行動を住民が直感的に理解し、的確に避難行動がきるようにするために、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階に区分したものになります。

まず、警戒レベル1は、災害発生の危険性はまだ低い段階ですが、気象庁から「早期注意情報」が発表された場合には最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めていただくものになります。

続きまして、警戒レベル2は、気象庁から「大雨注意報」や「洪水注意報」が発表され、災害発生に対する注意が高まってきた段階になります。ハザードマップで災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備え、自ら避難行動を促すものになります。

警戒レベル3は、市が「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令する段階になります。避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などへの安全な場所への避難を呼びかけるものでございます。また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方も、準備が整い次第、この段階で避難することを強く望むものでございます。

警戒レベル4につきましては、市が「避難勧告」や「避難指示」を発令する段階になります。対象地域の方は全員速やかに避難していただくレベルになります。災害が発生するおそれが極めて高い状況ですので、指定緊急避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な場所への避難を呼びかけるものになります。

警戒レベル5は、市が「災害発生情報」を発令する段階になります。既に災害が発生している状況ですので、命を守る最善の行動をとっていただくように呼びかけるものでございます。警戒レベル5になってからは、安全な避難が難しい状況になります。

また、警戒レベル3以上になった場合の市の対応としましては、中央公民館、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館の各地域の公民館4か所を開設するほか、状況に応じてほかの避難所も随時開設していくこととしております。

また、本市の本部体制としまして、防災交通課長を本部長とした情報連絡本部、

総務部長を本部長とした災害警戒本部、市長を本部長とした災害対策本部へ災害の状況等に応じまして順次設置をしております。

また、避難所における物資・機材の保有状況ということでございますけれども、避難所開設時に通常配備するマスク、手指用消毒液、体温計等の資器材のほか、感染防止対策として、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、清掃用消毒液等を配備することとしておりますが、市が備蓄する資器材のほか、民間企業や各種団体より寄贈頂いた資器材を活用させていただくこととしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、私のほうから、4番目のご質問であります、本市における雇用と対策について、市の対策についてお答えいたします。

市といたしましては、会社の倒産や従業員解雇に結びつかないように、国の持続化給付金や雇用調整助成金を申請していただくよう呼びかけるとともに、7月13日から20日に開催されます「持続化給付金申請サポートキャラバン」や、5月から毎月第3水曜日に開催しております「社会保険労務士無料相談会」への参加を、商工会や企業連を通じて雇用主へ呼びかけ、雇い止めや解雇に至らないよう、周知しているところです。

また、本市の独自の雇用対策として、会計年度任用職員の雇用に当たっては、感染症の影響を受け、内定取消しや離職せざるを得なくなった市民を優先して雇用するなどの検討を進めております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さん、おはようございます。それでは、泉田議員の2回目の5つの質問がございましたけれども、その中で、2点目の商品券の問題につきましては、これは今後の対応方針に関わる問題でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

商品券につきましては、ほかの自治体においても取組が始まっていまして、プレミアムを付けた商品券の発行をされているところも出てきている状況でございます。

コロナウイルス感染症の状況自体は少し落ち着いてきておりますので、落ち込んでいる経済のいち早い回復がこれからの重要事項であるというふうに認識しておりまして、本市としましても全世帯に向けたプレミアム付き商品券の販売に向けた準備を進めているところでございます。

また、商工会さんからも同様の要望がっておりますので、関係各所と調整をしながら、極力早期に実施できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、私のほうから、第3点目の給食費の問題につきましても答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まずもって、子どもたち、そしてまた、特に保護者の皆様におかれましては、そしてまた、先生におかれましても、学校臨時休業期間中、大変ご苦労をおかけしたところでございます。また、保育園等、学童保育等々、大変ご協力を頂きましたこと、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

さて、国の地方創生臨時交付金でございますけれども、その用途については、これまでのところ、経済対策や生活支援対策に活用させていただいてきたわけでありませ

ず。特に学校におきましては、衛生管理の面で、マスク、消毒液あるいは非接触型の体温計の購入であるとか、あるいは学習面の支援として、1人1台のタブレットの整備を進めることで、ICTの家庭学習ができるような環境を作ろうということに力を入れてきておりますし、これからも国の交付金を活用しながらも、それだけでは足りませんので、重点的に進めていきたいというふうに思っております。

また、特に影響を受けられました独り親に対する手当であります児童扶養手当の受給者に対する本市独自の支援金についても、国の交付金を活用してきたわけでございます。

今申しあげましたようなこの交付金の活用については、今申しあげたような考え方で、今、進めてきておまして、給食費の無償化というものは考えておりませんが、本市といたしましては、少しでも保護者の皆様の負担軽減になるようにということで、菊池ブランドの農畜産物を学校給食に提供できないか、ただいま検討しているところでございます。

また、それとは別に、国の事業としても、国産農畜水産物の提供を希望する学校給食実地校に対しまして、経済対策事業としてそれらの食材の提供がございますので、併せて活用をしていきたいというふうに思います。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症対策の第2次補正予算が5月27日に閣議決定されたわけございまして、その中で地方創生臨時交付金の拡充が決まりましたけれども、中身については、どのようなメニューで提示されるのかはまだ分かっておりません。ただ、今後、経済対策全般が長期化するおそれがある。また、第2波に十分に備えていく必要があるということでございますので、中身をよく精査しながら、より効果的な事業に充ててまいりたいというふうに考えているところ

でございます。

以上、2点目と3点目についてお答えをさせていただきました。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 2点目の市独自の支援策としてということをお聞きしましたけれども、これはちょっと確認ですけれども、全世帯にだったのでしょうか。そのプレミアムで部分的にという、全世帯ですか。ありがとうございます。

これは百年に一度の国難であります。様々な額で、菊池市とほかの市と同じようにはできません。市独自のものをこれからしっかりと考えていただきながら、知恵を絞り、また、執行部・議会・市民一体となって頑張りたいと思いますので、これから議員もしっかりと皆さんに提言・提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、次の質問に入らせていただきます。

次に、3月に一般質問する予定でありました内容でございますけれども、今回させていただきます。市営住宅の連帯保証人についてということであります。

現在、市営住宅の入居には連帯保証人が必要であります。私も、かつて市営住宅に入ったことがあります。連帯保証人が2人必要でありました。幸い親族がなってくれたのでよかったです。近年、核家族化が進行し、家族関係や血縁関係が希薄化し、身寄りの少ない世帯や、単身者、高齢者の世帯が市営住宅に入る際の連帯保証人の確保が難しく、本人にとっては深刻な問題となっております。実際、私も数人から保証人の依頼を頼まれたことがあります。このことは、国が先駆けて2年前より保証人規定の削除を検討するよう全国の都道府県や政令市に通知しており、廃止の方向に広がっております。

熊本県では、本年4月から県営住宅の入居条件となる連帯保証人の規定を廃止しています。県内では、連帯保証人が見つからず、入居を辞退するケースが毎年一、二件発生したとありました。菊池市でもそういう方がいたと聞いております。県では、廃止後は保証人の代わりに緊急連絡先などの提出を求めているということでもあります。

初めに、市営住宅家賃滞納額等の状況についてお聞かせ願ひたいと思います。

家賃の徴収を適切に行うことは、市営住宅に関わる業務を健全に行うことであります。極めて重要だと思います。本市における直近の過去3年間の一般市営住宅の家賃滞納額状況について質問をします。お願ひします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、泉田議員の質問にお答えしたいと思います。

過去3年間の使用料の滞納額と収納状況ということで申し上げたいと思います。

平成29年度ですが、調定額2億2,353万8,400円に対しまして、収納額2億1,780万5,652円、滞納額が573万2,748円、収納率としましては97.4%でございます。

次に、平成30年度調定額でございますが、2億2,519万3,700円に対しまして、収納額2億2,026万7,520円、滞納額が492万6,180円、収納率につきましては97.8%となっております。

令和元年度調定額につきましては、2億2,613万8,600円に対しまして、収納額2億2,327万1,660円、滞納額が286万6,940円、収納率につきましては98.7%となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 今、お聞きしました。そういう中で、本市の市営住宅連帯保証人について、4つの観点から現状をお聞きします。

初めに、市の条例を確認したいと思います。市の条例の中で、連帯保証人について書いてあるところをお示してください。

2つ目に、入居者が家賃を滞納した場合、猶予はどのくらいで、連帯保証人へどのような請求方法をされるのか。その請求方法をお示してください。

3つ目に、実際に連帯保証人が未納分を支払ったケース、こういうものが過去にあるのか。それもお聞かせください。

4つ目に、近隣市町村の家賃収納率と本市と比較して、収納状況がどうかをお示してください。

4点をお願いします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、2回目の再質問のほうにお答えいたします。

まず、連帯保証人についての条例の内容がどうなっているかでございますが、市営住宅の連帯保証人につきましては、菊池市営住宅条例第11条第1項第1号にて入居の手続の際に「市長が適当と認める連帯保証人2人の連署をする請書を提出すること」となっております。入居決定者の方には入居の条件といたしまして連帯保証人2名の確保をお願いしているという状況でございます。

次に、連帯保証人へ請求をどういうふうに行っているかということですが、市営住宅の入居の際に、「入居の方が家賃を3か月滞納された場合は、連帯保証人による全額給付」ということで、入居条件の1つとして誓約書のほうを頂いております。入居の方がそれで家賃を3か月滞納された場合は、連帯保証人のほうに家賃請求を行っているという状況でございます。

次に、連帯保証人が未納分を支払われたケースがあるかということですが、実際に連帯保証人が滞納分を支払われたケースにつきましては、これまでの窓口や電話対応の中で、そのようなケースがあるということは認識しております。ただ、入居者名義の納付書等でお支払いされるということでございますので、連帯保証人の方の支払いか、どうだったかというのにつきましては、ちょっと把握できていないという状況でございます。

最後に、近隣自治体の家賃の収納状況ということでございますので、山鹿市と合志市の収納状況を平成30年度分ですが申し上げます。

山鹿市では、調定額が2億2,559万2,000円に対しまして、収納額2億1,353万6,000円でございます、収納率につきましては94.6%となります。

合志市につきましては、調定額6,448万1,000円に対しまして、収納額6,105万5,000円、収納率につきましては94.6%ということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 今、お聞きしまして、条例ではやはり2人の連名者が要るということですが、非常に2人というのは厳しい状況じゃないかと思えます。

また、家賃を滞納した場合に、3か月というのが1つの基準になっているということもお伺いしました。できるだけ5か月、6か月となってからというのでは、やはりどちらも大変ということで、早め早めの対応ということでされているんだろうと思っております。

そして、連帯保証人が支払ったケースがあるかということで、厳密にはあまり把握していないことでもあります。私も今まで議員生活の中で、100万円以上の方が何人かおられたケースがありますけれども、そういう方が払っているのか、保証人が払っておられるのかというと、あまり聞いたことがありませんでしたので、一応確認しました。

それと、近隣の収納率としては、菊池市は97.81%ということで、高いほう

だということを確認しました。

そういう中で、再々質問をさせていただきます。

全国47都道府県と20政令市の中で、約半数が連帯保証人を廃止しております。参考までに申し上げますが、長野県の県社会福祉協議会が連帯保証人がいなくても県営住宅に入居できる仕組みを作っております。長野県と県社協が契約を結び、連帯保証人に代わる債務保証を県社協が行うというものであります。

本市では、家賃の収納率が96から97%は割と高いのではないかと。そういう意味では、それだけではありませんけども、連帯保証人を廃止しても、あまり影響がないのではないかと思います。本市として連帯保証人を廃止する考えはあるか、質問します。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、3回目の質問にお答えいたします。

その前に、ちょっと申し訳ございません。先ほど、誓約書のところで、連帯保証人が3か月過ぎたら「全額納付」と言わなければならないところを、「全額給付」とちょっと申し上げていましたので、ちょっと訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、3回目の連帯保証人の確保の規定の廃止ということでお答えさせていただきたいと思います。

超高齢化社会を迎えつつある中で、公営住宅はセーフティネットとして、その役割がますます大きくなってきております。

その中におきまして、平成30年3月に、議員申されたとおり、公営住宅を所管する国土交通省より、「保証人の確保が困難な、住宅に困窮する低所得者に配慮して、保証人の確保を入居の前提とする考えを転換するように検討すべき」というところで通知が参っているところでございます。

また、本年4月から施行されました改正民法では、賃貸住宅契約者の保証人が責任を負う上限金額の明示が義務付けられることとなりました。各自治体ではその条例の規定の改正等に伴いまして、公営住宅の連帯保証人の有無についてもそれぞれ議論がなされているという状況でございます。

議員のほうからは全国的にはちょっと半数近くということでお聞きしましたが、県内の状況を見ても、熊本県及び熊本市が、議員おっしゃられるとおり、本年4月から連帯保証人の規定を廃止されているということでございます。ただ、そのほかほとんどの自治体におきましては、安否確認のための緊急連絡先並びに家賃滞納の抑止になるということで、その大きな役割を担っていることから、まだ今の



ところ、引き続き連帯保証人の確保を必要としているという状況でございます。

本市におきましても、昨年度は単身の死亡例が2件、救急搬送事件が数件起きておりまして、それもいずれも連帯保証人の皆様に連絡をとり、迅速に対応を頂いたところでございます。

また、家賃滞納につきましては、先ほど申し上げましたとおり、滞納の3か月目、連帯保証人の方に請求を行っているということで、家賃滞納の抑止力の効果といたしますか、徴収率の向上に寄与しているという状況でございます。

以上のことから、現段階では従来どおり、連帯保証人の確保というのは必要というところで考えているところでございます。

また、その国からの通知とか、議員さんが懸念されておられます連帯保証人の確保が困難な世帯につきましては、菊池市営住宅条例第11条第3項の規定によりまして、「特別な事情があると認める者に対しては、請書による連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」という例外規定がございます。その条例の従来の在り方でも、今のところ、公営住宅の本来の目的であります「住宅セーフティネット」としての役割は果たしているというところで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） よく分かりました。前向きに考えてはいくということだと思います。ぜひ生活困窮者のためにセーフティネットの確立が必要であると思います。本市でも他市の例を引きながら、社会福祉協議会と連携しながらとか、また、いろんな知恵を絞って、緊急連絡先等の形でお願いするとか、これから近隣に先駆けて早期に実現をしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 申し訳ございません。社会福祉協議会の事例等も議員さんのほうからお伺いいたしましたので、ちょっと他市の状況等を十分調査させていただきながら、先ほど言いました連帯保証人の関係も、ちょっと他市の状況を把握させていただきまして、引き続き検討は続けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、泉田栄一郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午前11時05分

開議 午前11時12分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） おはようございます。菊池市の最高決定機関であるこの菊池市議会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱として行っております。

今回の一般質問は時短を念頭に、新型コロナウイルス対策について、1点だけ質問をいたします。

前回のやるはずだった質問や、今回、新たに疑問を持ち調べていた質問等は、次回以降にしたいと思います。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

本市独自の新型コロナウイルス対策費の財源についてお尋ねをいたします。この質問の目的は、現段階で使える財源を明確にして把握したいというふうに思っております。

現在、第3弾と言える本市独自の対策を思考されております。これは、今後、情勢に応じて、もっと様々な分野において独自の対策を講じる必要や可能性があると思います。必要なところに必要な分だけ予算を投じることが肝要かと思いますが、当たり前ですが、予算は無限にあるわけではありません。後に国や県が負担するものもたくさんあるかと思いますが、それにしても、まず本市が支払うお金というものもあると思います。そのときの財源は貯金から出すか、借金をするかだと思います。これから、イベントの中止等を受けて、財源の組替え等あるかと思いますが、現段階での本市の独自の対策費の財源は何であり、幾らでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、平議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

対策費の財源は何を活用し、幾ら使っているのかというご質問だと思います。

本市におきましては、現在、第1号から第4号の計4回の補正予算により対策を講じているところでございます。

まず、第1号補正予算につきましては、中小企業及び農林水産業者向け金融支援制度に係る利子の一部負担及び保証料負担のための債務負担行為を設定しております。

実際、必要となる予算につきましては、申請状況等を考慮しながら今後予算化することとしておりますが、その財源につきましては、財政調整基金からの繰入金を予定しているところでございます。

次に、第2号補正予算につきましては、深刻な影響を受けている宿泊施設、観光バス事業者及び飲食店に対する事業継続支援金、その他の事業者に対する企業活動維持のための補助金、独り親家庭に対する児童扶養手当特別給付金等の市独自施策を実施するための予算を計上しております。

補正額は9,939万6,000円となっており、その財源は全額財政調整基金を活用しているところでございます。

次に、第3号補正予算につきましては、市民1人当たり10万円を給付します特別定額給付金に係る経費48億7,279万9,000円を計上しておりますが、これは全額国費負担となっております。

次に、第4号補正予算につきましては、全額国費により実施します子育て世帯臨時特別交付金や、国、県負担がございします生活困窮者自立支援事業・住居確保給付金、こちらは国、県、それぞれ3分の1、市3分の1に加え、枝肉の下落により経営が悪化している肥育牛農家に対する経営安定支援金、消費が低迷している農産物の販売促進のためのインターネットによる販売時の送料支援、農業者を含む事業者への事業継続支援金等を計上しております。

補正額1億8,619万円のうち9,870万3,000円について、財政調整基金を財源として活用しております。

また、本議会に上程をしております第5号補正予算におきまして、GIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末整備について、遠隔授業時の家庭学習支援のための環境を早急に整備することを目的として、前倒しにより実施するための予算を計上しております。

整備に係る市の負担額は1億8,343万6,000円となっております。

なお、国の補正予算第1号により交付されます新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の交付限度額が2億1,639万9,000円と決定したことを受け、今回の第5号補正予算におきまして、第2号及び第4号補正予算で実施して

おります施策の財源の一部として組替えを行うとともに、さきに説明しました児童生徒1人1台整備の前倒し実施等のための財源として活用することとしております。

また、第1号補正予算で設定しております利子補給等の財源の一部として、今後活用予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今のお答えによりますと、国とか県等から以外のところは財調から出すというお答えだったと思うんですけど、5号のGIGAスクールの前倒しのところの市の持ち出し分の財源のところは、ちょっと今、お答えいただけなかったかなと思いますが、どこか、借金なのか、貯金から出すのか、そこだけちょっと確認してもいいですか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） GIGAスクール構想の第5号補正予算の分につきましては、国からの経費がございますので、その分を除いたところの一般財源として1億8,343万6,000円を計上しております。そのうち、臨時交付金の充当を8,609万8,000円としております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今回の私の一般質問は、何かこの事業が、あの事業はということではなく、全体的なお話としてお伺いしたいと思います。財政調整基金は平成30年度決算書によりますと、平成31年3月31日現在で60億746万177円とされています。今年度の令和元年度の決算に向けても、日々、ここはもう累積中でしょうし、今年度の予算にそもそも充当する計算をされているものもあるかと思いますが、それを見たときに、対策費として使える額、60億が丸々使えるわけではないというふうに考えるんですが、それは幾らぐらいでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） ご質問にお答えしたいと思います。

財政調整基金が約60億円ある状況で、今後の対策費として幾ら使うのかとのお質問につきましては、議員おっしゃるとおり、平成30年度末残高は約60億円となっております。ただし、当初予算を編成するに当たって、毎年約25億円程度の

財政調整基金から繰入金が必要な状況が続いており、予算編成時には2か年分の財政調整基金からの繰入金を確保する必要があります。

また、今後、数年間は市債の償還が令和4年度をピークに増加していくことや、施設の維持管理費負担が大きくなっていること等の要因により、財源不足が生じる見込みのため、財政調整基金の使用可能な額に余裕がある状況ではございません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として、今後予想されております第2波、第3波に備えるとともに、地域経済の回復状況を注視しながら対応する必要があります。

そこで、現在示されている国、県の支援策や、編成が進められている国の補正予算第2号による新たな支援策等を考慮しながら、必要に応じて財政調整基金等の自主財源も活用しながら、感染拡大防止及び地域経済回復のための適切な対策を講じていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今のお答えによりますと、25億程度を2か年分というところと、借金返済と、箱物を維持していくお金に使うよというところと、25億を2か年分というところと単純に50億ですね。60億の貯金の中で、まず50億要するというふうになると、かなり余裕は本当はないんだなというふうに思うんですが、では、ちょっと角度を変えますが、今ある貯金のうち、今後のその対策費に幾らぐらい、幾ら程度、その支出をするのが適正なのか。または、限度額が大体幾らぐらいと考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 最終的に幾ら使う予定なのかというご質問につきましては、今後の感染状況や、地域経済への影響がいつまで続くのか、また、国の支援がどの程度あるのかによって大きく変わってくるため、現時点で具体的な金額をお示しすることは困難であることをご理解のほどよろしくお願いいたします。

しかしながら、今後の財政運営を考慮しますと、財政調整基金の使える額には限度がございますので、使用可能な範囲を見極めながら、また、既存事業の見直し等により財源を調整しながら、可能な限り必要な施策を講じていく考えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 確かに、幾らしか使えませんが、ここですよという線引きは多分難しいと思います。ただ、やっぱりすごく難しいところで必要なところにお金を使わなきゃいけない、貯金のバランスを見なきゃいけないというところで、無尽蔵にもうあれもこれもというわけにはいかないというところをやっぱりしっかり私は一議員として押さえておかねばならないなというふうには思っていますが、かといって、やっぱり必要なところには使わなきゃいけないというバランスですよ。貯金が減っていく、持っているお金から使えるお金がなくなっていくとなれば、足りないところは借金してでもやらなきゃいけないというふうなところになりますよね。どんどん借金をして、その借金を子どもたちにツケを回すことがいいのかどうかというところもしっかり見極めていかなきゃいけない。非常に難しいところだと思いますが、今後の展望というか、可能性も含めて、どういったふうを考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま平議員からのコロナ対策に関わる今後の展望という視点でのご質問でございました。

新型コロナウイルス感染症の与えた本市への影響というのは、本当に甚大なものがございました。市民生活の面で大変なプレッシャー、そしてご不便があったことに加えまして、特に今後におきましては、経済活動をいかに早く再生していくかということが重要なテーマであるわけでございます。そういう意味では、この市民の暮らしあるいは命というもの、そして、地域経済を守ること、この両方を両立させながら、バランスをとりながら、限られた財源の中で全力を尽くしていかねばならんという状況でございます。

最近になりまして、やっと緊急事態宣言が全国レベルで解除されまして、状況が落ち着いてきたところでありますので、目下のところは、暮らしと経済を支えるための経済活性化、例えば商品券の発行であるとか、あるいは国の施策と連動した観光活性化等の積極的な施策を、今、準備しているところでございます。

しかしながら、泉田議員の答弁でも申し上げましたとおり、経済の活性化復活というものには、恐らく時間を要するのではないかという可能性がございます。また、秋口以降、第2波等に備える必要もございまして、また、どういう状況になるかも見極めがつかないという状況の中で、限られた財源の中で効果的な使い方をしていかねばならんという、誠に本当にやりくりの難しい局面を迎えておるわけでございます。

何よりも、今、議員のほうからもおっしゃったとおり、財源には限りがあります

ので、今できることとしては、このコロナウイルス感染症の影響により中止や延期となった様々な事業がございますので、こうした事業の財源を有効に活用していきたいと。

それから、これからまた第2弾が出てまいります国の支援、あるいは県の財政支援も生かしながら、財政規律に留意した適正執行に努めていきたいというのが私どもの考えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今後、やはり経済の立て直しというか、そこら辺をやっぱり念頭に置いて動いていかざるを得ないというふうに私も思います。

自治体としても、お金をためていくということが、これから先、ものすごくやっぱり難しくなっていくとしますので、一日でも早く、例えばまちに経済活動を戻すように、やっぱり公的なところがイベントを先にやるとか、公的なところがいろんな場所を使って飲食を始めるとかという、何かその合図を出してあげないと、なかなか民間の方々って、やっぱり今やってもいいのかなというところを持っていると思いますんで、そういったところを早くスタートさせていただければというふうに思います。

終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、平直樹君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時30分

開議 午後1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますように、いろんな質問をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

今回は、新型コロナ禍における予算について、農業支援予算について、最後に、生活保護についてを質問していきたいと思っております。

今朝の熊日新聞にも、コロナによる県内の入院患者がゼロになったという記事が出ておりました。少なからず落ち着いてきているのかなという気はいたしますけれども、まだまだ先が見えない状態であります。

そういう中で、まず、予算について質問をしていきます。

5月21日の月例会において、上田総務部長より、今年の夏まつり中止、秋まつり中止の予定という報告がありました。今年、2020年12月までの主要な祭り、イベント、会合等というところでは、どれほどの減額を見ておられるのか、お示しを願いたいと思います。最初の質問とします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、私のほうから、月例会の結果、また、今回改めて、主要な祭り、イベント等に関して確認しました結果を報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント等を中止・自粛したことによる予算削減額につきましては、5月の月例会において、3,730万円程度と報告しておりますが、その中には会議や学校行事等も含まれております。

今回改めて、主要な祭り、イベント、式典に限定して確認しましたところ、現時点で中止を検討中、開催未定を含めた概算でお答えしますと、46事業、金額にして約3,300万円となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 46事業と、かなり幅広い事業を見ておられるというところでございますけれども、46事業で3,300万円というこのお金を、コロナ対策というところで使っていくのか。その辺のお考えと、46事業の中に入っているか何かは分かりませんが、東京の知人あたりから、東京菊池会、また、旭志会、泗水会、七城会、この辺の開催は予算的にどうなのかなという質問の電話もかかってきますので、ちょっと細かいところになりますけれども、その東京菊池会のほうのあんばいのほうも、予算と一緒に答え願うならと思います。よろしく願いします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 46事業のうち、主な祭り、イベントとしましては、菊池夏まつり、菊池秋まつり、七城コスモスまつり、ホテルフェスタ、孔子まつり、市民触れ合いレガッタ大会などが主なものとなっております。



また、削減分をコロナ予算として使う予定はあるのかということですが、今後も感染拡大防止及び地域経済回復のための適切な対策を講じる必要があると考えております。

平議員のご質問でもお答えしましたとおり、祭りやイベント等が中止になったことによる削減分も含め、既存事業の見直しなどにより、必要な財源を確保していきたいと考えております。

また、先ほど東京菊池会の関係をお聞きになりましたけども、確認しましたところ、東京菊池会の総会につきましては、書面議決とし、総会は開催しないと伺っております。

なお、各支部の総会につきましては、未定と伺っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。旭志、泗水、七城のほうは、まだある可能性もあるのかなというところでございますけれども、予算ということに関しては、議会としても全員協議会で、本年度の委員会研修を全面的に全部中止と決めているところでございます。

それでは、次の2番目の新型コロナ禍における農業支援予算というものについて質問していきたいと思っております。

まず、今回の農業支援予算となった経緯と考え方についてをまず説明していただきたいと思っております。

それから、国の第2次補正、農・商という持続化給付金が出ていますけれども、この持続化給付金以外にも、農業関係で新たな対策や要件が緩和されたりしたものがあるのか、その辺をお示しをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまの水上議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、今回の予算の経済対策関連で農業支援のための経緯ということでお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス対策における農業に対する支援につきましてご説明いたしますと、5月1日付でJA菊池からの要望書、また、5月13日付で議会からの要望書を受けて、本市農業への対応として、現在、3つの市独自の支援策を講じております。

1つ目の「菊池市農林畜産業・商工業事業継続支援金」につきましては、新型コ

コロナウイルス感染拡大に起因して、50%以上の売上げの減少を要件とする国の「持続化給付金」の対象とならない本市農林畜産業者及び商工業者の経営を支援するものです。

支援の内容につきましては、ひと月の売上げが前年同月比30%以上50%未満減少しており、熊本県の事業継続支援金の受給対象者となった農業者及び商工業者に対して、市が独自で1経営体に最大10万円を支援するものでございます。

なお、予算額は4,400万円を計上しております。

2つ目の「菊池市肉用牛肥育経営安定支援金」につきましては、肉用牛肥育農家の経営安定のために支援するものでございます。

農林水産省が本年公表いたしました2018年の市町村別農業産出額では、菊池市の肉用牛の農業産出額は110億6,000万円に上り、全国でも第4位の上位に位置しております。

その肉用牛肥育農家から生産される牛肉につきまして、国が諸外国からの入国を制限したことによるインバウンド需要の減少から始まり、全国の小中高校への臨時休校の要請や国の緊急事態宣言が発令されたことにより、さらなる外出自粛が高まったことなどの影響を受けて、牛肉の消費におきましても、外食、観光、学校給食などの業務用需要が落ち込みました。

また、家庭内消費におきましても、高価格な牛肉へのニーズが低く、和牛の冷凍肉の在庫が過剰になるなど様々なことが影響し、出荷する牛肉の枝肉価格が下落したことで、畜産農家の中でも特に肉用牛肥育農家の経営が追い込まれている状況になっております。

4月の和牛の枝肉価格の大阪市場での平均が1キログラム当たり1,745円、前年同月比70.2%となっておりますが、これは肥育農家が当時85万円から90万円で購入した肥育もと牛を20か月間飼育し、牛肉として出荷するときの金額がほぼ同額にしかならないということになります。

これによります損失の9割は国の制度、いわゆる牛マルキンによって補填されるものの、飼料代の高止まりや需要と価格の低迷が長期化するおそれが強く、また、牛マルキンの農家掛金負担が大幅増になり、今後、肥育農家にとって大きな構造的赤字要因を抱えることとなります。

本市にとって観光業などと並ぶ重要な産業の一つであり、経営安定の一助として支援するものです。

支援の内容につきましては、ひと月の売上げが前年同月比30%以上減少している肉用牛肥育農家に対しまして、肉用牛飼育頭数100頭未満の農家に10万円、飼育頭数が多いほど影響が大きくなりますので、100頭以上の農家に20万円の

支援金を交付いたします。

なお、予算額は1,650万円を計上しております。

3つ目の「菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に起因して、消費が停滞している本市の農林畜産物などの特産品や、お菓子などの名産品について、市内のネットショップ事業者の店舗を活用して消費拡大を支援するものです。

支援の内容につきましては、市内のネットショップ事業者のサイト内において、農林畜産物等の対象商品3,000円以上の販売をした場合に、送料について最大1,000円を補助するものでございます。

なお、1,000円を超える送料が発生した場合には、事業者が負担することとなっております。

事業者には、自社サイト内に「菊池市産特産品・名産品送料無料キャンペーン」を実施することを条件としており、1事業者当たり100万円を上限としております。

なお、予算額は1,000万円を計上しております。

また、2つ目のご質問の国の第2次補正の農・商に対する持続化給付金以外にも、農業関係で新たな対策や要件が緩和されたものがあるかというご質問に対しましては、国の緊急経済対策による2020年度の補正予算として、中小企業や個人事業主への現金給付となる持続化給付金について、2兆3,176億円を計上してありましたが、申込件数が予定していた件数を大きく上回るおそれがあるため、国の第2次補正として対象を拡大し、1兆9,400億円が増額されております。

また、持続化給付金以外にも、農林漁業者の経営継続に向けた取組に対して、機械や設備の導入に対する補助（補助率は4分の3、上限100万円）、また、肉用子牛の価格が下落し、基準を下回った場合に交付される奨励金（1頭60万円以下の場合が1万円、57万円以下のときは3万円）などが新たに2次補正されております。

また、農林漁業者の資金調達の円滑化を図るため、無利子の融資枠が拡充されております。

2次補正において、要件の緩和はございませんが、1次補正の運用改善が行われており、高収益作物次期作支援交付金において、一部の施設園芸の交付単価の引上げなどが行われる予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。私もコロナ禍で、酪農家、養豚農家、昨日は茶生産の農家の人がわざわざ来ていただきましたけれども、回ってみまして、酪農家、確かに給食で牛乳は全然あれだったけれども、消費してもらえなかったけれども、さほど影響はないというお話の方が多うございました。

養豚に関しましては、どうしても牛肉の外食、または居酒屋とか、旅館とか、牛肉を使うところのそこがほとんどストップしているもので、養豚に関しては、自分の家庭で肉を食おうというときはどうしても豚肉になりやすく、豚肉のほうは、どっちかという、好調だという話も聞いております。

お茶のほうは、あまり気づかなかったんですけども、経済が動いていないということで、スーパーとか、そういうのも止まっていたということで、茶を買われる仲買さんというか、問屋さんみたいなのが、在庫があり過ぎて、今度の一番茶、二番茶、特に一番茶あたりですね、在庫があり過ぎたおかげで、もう去年の7割ぐらいの値段しかなかったとってがっかりしておられましたので、この辺の持続化あたりの、その去年の月と比べて、何とか持続化あたりをとればいいですねという話をしたんですけども、茶農家の皆さんもかなり苦しんでいるというところは感じたところでございます。

そういう中で、牛肉は、先ほど言いましたように、全く焼き肉あたりをまちでするということがなくなっておりましたので、今、部長がおっしゃられた支援策となったのかなとは思いますが、その菊池市の独自の3つほど、支援金ですか、そういうのが、今、説明されましたけども、農業事業者の申込み状況はどうなっているのかをまずお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまのご質問にお答えいたします。

「菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業」につきましては、6月8日現在ではありますが、3件の申請があっており、13件以上の問合せがあっております。

また、「菊池市農林畜産業・商工業事業継続支援金」及び「菊池市肉用牛肥育経営安定支援金」につきましては、近日中に受付を開始する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 申込み状況はこれからかなというお答えだったかと思っておりますけれども、申込みのあんばいでは、その先のまだ第2次とかもあるかもしれませんの

で、非常に心配ですけれども、よろしく願いしておきたいと思います。

今後も、J A、商工会と意見交換しながら、どうか前に進めていただきたいというふうに思っております。

最後に、新型コロナ禍における生活保護というものについて質問いたします。

6月2日の熊日新聞におきまして、独り親や生活困窮者支援活動に交付金、県創設と。県は、新型コロナウイルス感染拡大で経済的影響を受けた独り親世帯や生活困窮者を支援する団体などを対象とした交付金制度を創設するという記事が載っております。

菊池市においては、独り親に対する支援というのは非常に早めに出していただいて、菊池はかなり早めに出したんじゃないかなと思っておるところでございます。

そこで、生活保護というところを見た場合に、去年の3月から5月の生活保護世帯、それから今年の3月から5月の生活保護世帯の数はどうなっているのかなというところの数値をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまの水上議員のご質問にお答えいたします。

本市の生活保護の世帯数は、昨年3月は328世帯、4月が331世帯、5月が328世帯、本年は、3月が341世帯、4月が342世帯、5月が337世帯です。平均しますと、去年は329世帯、本年が340世帯で、昨年より11世帯増加している状況でございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして生活保護となった世帯数は、6月5日時点で1世帯となっております。

生活に困窮される方からの相談につきましては、生活支援課内くらしサポートセンターにおいて受け付けておりますが、本年3月以降の相談件数は、3か月間で76件と増加しております。そのうちコロナ関連の相談が54件となっております。

このうち1件が生活保護に至っているところですが、残り53件ほとんどが解雇や収入減によるものであり、今後生活困窮支援を行っていく中で就労につながらない場合につきましては、生活保護に至るケースが出てくるのではないかと考えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の第2波につきましても、現在、予断を許さない状況でありまして、解雇や収入減などにより生活に困窮される方からの相談はさらに増加していくものと見込んでいるところでございます。

本市としましては、引き続き国や県、関係団体等の各種施策の活用を図りながら、生活に困窮される方への適切な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、水上隆光君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○  
休憩 午後1時23分

開議 午後1時29分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 皆さん、こんにちは。田中教之です。今回は新型コロナウイルス対策関連の質問を大きく2つしたいと思います。

新型コロナウイルス対策を講じる中で、私も生活しております、世の中の価値観が大きく変わったなと考えております。これから医学的にワクチンや薬などが開発されて落ち着くかもしれませんが、今回のこのコロナ禍の経験で、元に戻る生活様式もあれば、戻らないものもあるのではないかと、そのようにちょっと考えております。いろんな危機感の中から、解決のささいな糸口かもしれませんが、この質問を通じてやっていきたいと思っております。

1番目の質問ですが、新型コロナウイルス対策について、（1）市役所の職員の働く環境についてと、（2）観光対策について、質問をします。

この質問の背景といいますか、やろうと思ったのは、まず市役所職員の方がコロナ対策でいろんな働き方をされたと思っております。そういったものが、今後の働き方改革につながるんじゃないかと思って、質問したいと思っております。

そもそも社会活動というか、私たちが生活している中で、人と接しないでくださいとか、密に接しないでくださいという、いわゆる非接触の社会を推奨されました。その中で、情報化推進という目的の下、業務の効率化をICTを通じて進めるというのもコロナの前からあったことで、それが一つ重なった部分もあるのかなと思っております。

また、観光面では、菊池溪谷のビジターセンターが新しく開館し、また先般、千畳河原のほうもアシの除去が進みまして、非常にきれいになりました。そういった中で、今年の大変連休をいろんな方、お客様を受け入れようとしたんですが、緊急

事態宣言ということで、逆にもう遠慮願うといひますか、言葉足らずですが、来ないでくださいみたいな雰囲気はあったと思ひます。県外の方に対して、菊池に来てくださいとなかなか言いづらひ雰囲気がありました。ただ、緊急事態宣言が終わりまして、地域の住民の皆様のご理解を得つつ、段階的に観光地のPRができないかなど。そういったところを考へていらっしゃるか、聞きたいと思ひます。

以上の背景のもとに、まず(1)のほうで、3密を防ぐために、職員の働く環境をどのように変えたのか。オンライン会議や在宅ワーク等のやった実績と、また、窓口業務をどのように改善したのか。

以上の中で、新型コロナウイルスが落ち着いた後、今後のコロナの前に考へていた働き方改革に通じるようなもの、そういうようなものがあるか。対策があればお示しください。

(2)観光対策については、菊池溪谷の直近の観光客数、菊池溪谷自体のPR状況とか、どの段階、この段階というものはコロナの落ち着き具合です。どの段階があればと思つてたつて、来ていただけるようなPRができるような基準がもしあれば教へてください。

加えて、コロナ禍の前から、観光地でごみの問題とか路上駐車の問題がありました。そういったことを踏まえて、住民の説明等を、今後、PRを再開するに当たつて説明したほうがいいかなと思ひますが、そういった形で行っているかどうかをお聞きしたいと思ひます。

○議長(大賀慶一君) 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長(上田敏雄君) それでは、私のほうから、(1)の市の職員の働く環境についてということでお答えしたいと思ひます。

まず、3密を防ぐための職員の体制ということで、庁舎内の会議室や公民館を使用した執務室の分散勤務、及び土曜・日曜への勤務の振替を実施しております。

また、庁議、感染症対策本部会議、支所との打合せや庁外との会議や説明会において、アプリを利用したWeb会議(オンライン会議)も実施しております。

さらに、在宅勤務についても、現在、試行を行っているところでございます。

分散勤務の実績としましては、5月の平均で、在籍職員数を約3割削減しております。

それから、窓口業務の改善状況でございますけども、窓口カウンターにおいて、飛沫防止のためのパーティションを設置し、また、待合のソファについて、席の間隔を開けるようお願いするなど、市民の方にご協力をお願いしているところでございます。

それから、新型コロナウイルスの終息後の働き方改革ですけれども、今後の働き方改革として継続できる内容としましては、Web会議については今後も継続を考えております。

さらに、在宅勤務については、今後、さらなる検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、私のほうから、菊池溪谷の直近の観光客数、それからPR状況、観光PRしていく段階とその基準、観光地付近の路上駐車やごみ問題について、お答えいたします。

まず、菊池溪谷の直近の観光客数ということでございますが、本年4月の入谷者数は2,603名で前年比61.1%の減、5月は3,544名で前年比77.7%の減となっております。なお、新型コロナウイルス感染拡大により、4月25日から5月19日までは入谷禁止の措置をとっておりました。

次に、PRの状況でございますが、本年4月1日には関係各位のご協力により、菊池溪谷ビジターセンターがオープンし、オープンに先立ち3月26日に報道機関を対象として内覧会を実施しております。内覧会では多数の報道機関にご参加を頂き、テレビや新聞等でPRをしていただいております。4月4日には菊池溪谷山開きを実施し、こちらにも多数の方々、そして報道機関よりご出席を頂いております。また、昨年度末に更新しました本市の総合パンフレットにおきましても、菊池溪谷をはじめ、きくちふるさと水源交流館において実施されております水源地区のフットパスなど菊池川上流域も掲載し、PRを図っているところです。

新型コロナウイルスの影響による観光PRの段階と基準ということでございますが、政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了に伴い発表されました「外出自粛の段階的緩和の目安」によりますと、観光に伴う移動制限は県をまたぐものを含め徐々に可能となり、8月1日からは全国的な自粛緩和が予定されておりますので、こうしたタイミングに合わせてPRを図ってまいります。

次に、観光地での路上駐車やごみの投棄につきまして、菊池溪谷におきましては、駐車場における誘導員の設置、また繁忙期には交通警備員を配備し対応しているため、路上駐車の問題は発生しておりません。ごみの投棄につきましても、清掃員により定期的にごみを拾うなどの作業を行っている状況でございます。

また、千畳河原におきましては、以前ごみの問題が発生したときには、注意看板を設置し、持ち帰りの注意喚起を行ったところです。



今後も路上駐車やごみの問題など発生した場合は、地元行政区や関係団体と協議を図り、また菊池警察署などの協力を仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） まず、職員の方のほうで結構いろんなことをやられてきて、やはりWeb会議というのが、同じ庁内でも離れてやるということは非常に、議会もそうでしたけど、やりづらいということもありますが、こういったときにはやっぱり有効な手段なのかなと考えております。

在宅のほうは、やっぱりちょっといろんな問題があると思いますが、ただ、今だからこそ見直せるというところもあるのかなと。熊本地震のときもやっぱりいろいろ、私においても仕事のやり方といますか、生活のやり方が少し変わったときもありました。生産拠点を1か所にしないと、東京ばかり行ったりせずとか、物流が止まったらそのときにどうする、リスクが大きいなとかいうところで、やっぱりいろんなことを見直すこともあったと思います。

今回の一連の新型コロナウイルス関連の対策で、人に会うのは難しいと、職員であってもですね。県外や国外の移動はもちろん難しいし、するなということもあったと思います。私だけじゃなくて、ここにいる皆さん、やっぱり人と会うなどというのは非常に難しい過ごし方だったんじゃないかと思っております。

熊本県は、感染者数とか亡くなった方の数字だけ見れば、何とか踏ん張ってきたのかなと。県民の方、市民の方の自粛のある程度の成果はあるのかなと思っております。ただ、やっぱり出張がなくなったり、移動ができないとなりますと、人の移動ですよ。もちろん旅館であったり、飲食店もそうですよね。移動していくという、そういうところは売上げ的に厳しくなってきて、やっぱりルールを変えらざるを得ないと。

特に市役所の職員の働き方に関連することで言えば、やっぱり一般のところでも在宅ワークが増えて、ルールを見直された。また、オンラインで親睦会も含めたコミュニケーションのとり方、そういうのも私も数々経験しました。あと、やっぱり宅配ですね。ネットで食品を買うとか、食品を売るとか、ネットで出前をとるとか、持ち帰りを予約するとか、やっぱりそういった議員になってから情報通信技術を推進する立場としては、何か世の中が早く動いたのかなというところがあります。

そういった環境の中で、総務部長にちょっと提案といますか、やはり情報化推進基本方針に記載されている項目にあるように、やっぱり人材育成、スキルアップ

に伴った人材育成、また、今できることといたら、電子決裁ですね。特に稟議のところ、判こが本当に要るのかとかというところも本当に精査していただきたいですし、あと、業務プロセスの自動化、こういったところの項目は、1つ目としてすぐに実現してほしいと思っております。

また、2つ目として、住民へのサービスとして、こういうときこそ、やっぱり公民館とかで何かやりたいときの予約、やっぱりオンラインで予約システムができると、やっぱり人に会わないというところではいいのかなと。また支払いも窓口じゃなくて、クレジットカードで、以前からお願いしているのもありますが、そういったところのサービス面もちょっと改善してほしいなと思っております。

3番目で、やっぱり先ほどの在宅ワークの話に戻るんですけど、こういうときこそ、ルールづくりをしっかりと、今後また、例えばインフルエンザで市内に非常に広まるとか、災害で通勤できない人が出てくるとか、そういうところを踏まえて、しっかりとルールづくりをやったほうが良いと思っております。

この3つを総務部長にちょっとお聞きしたいと思っております。

加えて、(2)のところ、経済部長に提案というか、ご意見を聞きたいんですが、まずは今の現時点、菊池市民に対して、菊池市の観光、今、飲食店を含めて観光地へ来ませんかというような、そういった案内はできないのか。

一応総務部長に3点、経済部長に1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(大賀慶一君) 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長(上田敏雄君) それでは、ご質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目の高度利用できる人材育成、電子決裁の導入、AI、RPA等の導入ということでお尋ねがあったかと思っておりますけども、本市の取組としましては、今年度4月より休暇申請や時間外勤務等の申請につきましては、電子決裁システムを導入いたしております。それから、RPA等も順次、今、試行等の段階を踏んでいるところでございます。

それと印鑑のところでおっしゃいましたけども、印鑑の件につきましては、今回の特別定額給付金の申請など、自署の場合、印鑑不要の取扱いをしている書類もありますけども、多くの書類は印鑑を必要としております。今後、必要に応じ精査を行っていきたいと考えております。

続きまして、予約システムの導入、また、クレジットカード利用可ということの検討ということですけども、体育館や公民館利用における公共施設予約システムを今年8月から開始する方向で、今、準備をいたしているところでございます。

それから、キャッシュレス化につきましても、窓口手数料や公共施設予約システ

ム等において導入準備を進めているところでございます。

最後に、在宅勤務等のテレワークについては、本市のシステムを外部かも利用でき、データを不正にコピーされたりしないようなシンクライアント環境というのを今現在構築したところでございます。そのセキュリティの検討を含め、テスト的に在宅勤務を今現在実施しているところでございますので、今後はセキュリティポリシー（取り扱う情報やコンピュータシステムを安全に保つための基本方針や対策基準）など、情報セキュリティ規則の改正を行い、本格導入も含め、さらなる分析、検討を進めてまいりたいと考えております。

今後もできるところから検討を進め、具体化していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、議員さんから、まずは市民への地元観光を促すべきというご質問だったと思いますが、田中議員さんのご指摘とおおり、菊池市民の方々にもPRを図り、菊池溪谷をはじめ菊池川上流域へ足を運んでいただきたいと考えており、4月の広報誌におきましてビジターセンターのオープン記事について掲載していたところですが、今後も市民の方々にPRを図ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、まずは熊本県民の方々からおいでいただけるようなPRを図り、その後、段階的に九州の方々へのPR、最終的には全国から、この自然豊かな菊池市においでいただけるようPRを図ってまいりたいと考えております。

特に、コロナウイルスにより健康やアウトドアへの関心が急速に高まる中、菊池溪谷や千畳河原など菊池川上流の魅力を大いにPRしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。思いのほか、総務部長のほうからやっているというご意見がきたので、私は安心しました。特に在宅ワークに関しては、先ほどのセキュリティの問題はかなりあると思います。ただ、シンクライアントによって、やっぱり技術的のところは多少抑制できるのかなと。

あと気になるのは、やっぱりちょっと人的なミスといいますか、以前であればUSBの持ち出しとかがよくテレビでありましたけど、その対応とかというので、ルールも作る過程で、漏らすなどというのは結構難しいと思うんですけど、漏らした後、

どのように対処していくか。故意なのか、過失なのかによって、大分その状況は変わりますし、余りにも厳しければ、もう職員が萎縮して、結局、在宅ワークできないというふうな形にもなってしまいますので、ルールづくりに関して、ある程度、事後対応をどのように対応するかを重きを置いていただくと、職員の方は萎縮せずに済むのかなと思っております。

あと、菊池市民への地元への観光というところで、私自身もなるべく地元のお店に、再開したところへ行こうと思っております。

冒頭の観光地周辺に住んでいらっしゃる方への説明の中で、もしもよければ、テレビで出てくるような、もしも熊本にまた感染者が出た場合も、こういった基準で、例えばいろいろな数値が出てきたと思います。感染者ルートの分からない人の割合であったりとか、ベッドがどれぐらい、今、利用中なのかとか、いろんな要素を保健所の方と、あとほかのいろいろな分野へまたぐと思いますので、庁内で協議していただいて、菊池としてはこの段階になったら、たとえコロナが発生したとしても、観光客を受け入れたいと思いますみたいなのがあれば、地元の方も安心されるのかなと思っております。

1 番目の質問をこれで終わります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時52分

開議 午後1時58分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 引き続き、2番目の質問に移ります。

今回の新型コロナウイルス禍で失うものも結構ありました。卒業式などの式典や、歓送迎会などの懇親会、コンサートやスポーツイベント、あと結婚式とか含めた冠婚葬祭もなかったり、小規模で行われてきました。経済的な損失もありましたが、やっぱり子どもといますか、学校が3密なので集まらないでくれということで、子どもたちが学校に行けないことが続きました。子どもの保護者の方も大変ご苦労だったと思います。

そこで、2番目の質問ですが、新型コロナウイルス禍における学校教育について質問したいと思います。

今回の新型コロナウイルスで、通学というものが一定期間なくなりました。この

ことは、逆にICT教育を進める上でのチャンスだったかと思います。そのICT教育について、(1)として質問したいと思っています。

また、(2)で部活動、スポーツ、文化系など、いつの段階になったらそういったものが再開できるのか。ガイドラインみたいなものが、ちょっと保護者のほうにあまり多く伝わってないのかなというところで、不安を感じているところがあります。

改めて、(1)、(2)と質問しますが、まず、ICT教育について、学校休業中にそういったものを利用した具体的な取組はどのようなものがありましたかと。課題は何でしょうか。今後、第2波だったり、災害等で学校に来れないとかいう場合があったとき、オンライン授業等の準備ができそうな取組が準備ができていますでしょうか、お示してください。

そして、(2)部活動についてですが、スポーツの場合、練習試合などはどういう状況になれば再開できるのか。また、武道、柔道や剣道みたいな非常に接触が激しいもの、そういうものも再開できるのでしょうか。また、吹奏楽部や合唱部みたいに、いわゆる飛沫が前提のそういう文化系の部活についてもガイドラインはあるのでしょうか、お示してください。

○議長(大賀慶一君) 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長(木下徳幸君) それでは、田中議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、1点目の学校休業中のICTを利用した教育の具体的なものについてでございますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業によりまして、家庭学習におけるオンライン教育の必要性がよりクローズアップされました。

本市におきましても、これまで、ICT機器を活用した教育の重要性を理解し、推進・強化に努めてまいりましたが、まずは校内におけるICT機器を活用した教育の展開を最重要課題として捉え、推進を図ってまいりました。

そのため、授業におけるICT機器活用に関しましては、教職員の研修の充実を図ることで、ICT機器活用状況や活用能力も年々向上を見せております。

今回の学校休業中の対応といたしましては、様々な学習支援サイトやオンラインを活用した学習ドリルの提供について、紹介という形で推進をいたしております。

ただし、義務教育最後の学年となります中学校3年生につきましては、学びを保障する観点から、できるところからと考え、家庭でのネット環境調査を基に、市内の小中学校内において現在活用しているタブレット及び新たに調達したモバイルルータを貸与いたしました。それを活用し、5月の最終週にWeb会議システムを利

用した家庭学習支援のテストを実施したところでございます。

2点目の取組の中で課題は何かというご質問でございますが、今回の家庭学習におけるオンライン教育の課題としましては、家庭におけるネット環境が様々だったことと、学校内での利用を前提としたタブレットを校外で使用するための設定変更が大きな課題でした。

今回の課題等を検証しながら、今後のオンライン学習の充実へ生かしていきたいと考えております。

3点目の今後の第2波への対策としましては、5月の最終週にテスト的に行ったWeb会議システムを活用した遠隔授業やオンラインドリル、夏休み期間における補習等にも活用したいと考えております。

また、保護者面談等の教育相談や、不登校傾向の児童生徒に対する個別指導、教職員の研修会、他校連携会議にも活用していく考えでございます。

それから、(2)の部活動に対するご質問でございますが、今後の部活動についてでございますが、学校再開の6月1日から練習を再開しているところでございます。練習内容については、時間を短くし、軽い運動から徐々に通常に戻すよう工夫しながら行っております。

今後の感染状況にもよりますが、県の通知では、練習試合、演奏会、校外活動については、6月21日から実施できることになっており、大会についても7月1日から県内への大会については参加できることになっております。

次に、屋内の部活動についてでございますが、屋内の活動(スポーツ、文化の両方)につきましても、会場のドアを広く開け、小まめな換気を心がけ、生徒が触れ合う箇所や用具等は、消毒液を使用して清掃を行うなどの措置を講じた上で、3密を避けるため少人数の活動にとどめるなど、より慎重な対応を行うこととしております。

また、競技によってはガイドラインが示されているものもあり、それらを参考に感染症予防の対策がとられるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長(大賀慶一君) 田中教之君。

[登壇]

○1番(田中教之君) まず、初めに部活動についてですが、段階的に再開のガイドラインが示されていることで、屋外の部活動については、ちょっと安心しました。また引き続き、例えば文化系の吹奏楽部とか、定期演奏会とか、もし開催できないのであれば、あんまり参考にならないかもしれませんが、オンラインでいろんな保護者に見てもらったりやり方とか、ちょっとスペースをかなり広げて、そういった形で発

表の場というのを何とか作ってあげていただきたいなというふうに考えております。ここはもう知恵の出どころだと思いますので、検討していただきたいです。

最初に、ICT教育のほうですが、熊本市とか高森町とかいろいろ事例はありますが、菊池で、何と申しますか、全部できてからやるというよりは、先ほど教育部長がおっしゃったように、中3のその5月の最初にやったように、できるところからやっていく。その積重ねが大事なのかなと思っております。

今回、この学校に来ないでくださいという指針が出て、全国的な共通の認識だと思うんですが、自治体によってや家庭によって教育の差が出たんじゃないかなと。これは皆さん、同じ共通認識だと思います。そういう差が生まれるのは、コロナからだけじゃなくて、やっぱりもともとあったわけですし、特に根本的な問題は、家庭で勉強をなさないとすると、もともと家でもやる子と、家では全くしない子というのがやっぱり前からあったと思います。家で勉強する子は、これを機にオンラインでいろんな地域をまたいだり、年齢をまたいで、いろんなインタビュー的な勉強をして、天気のことについて、天気予報士の人に聞いてみるとか、塾が動画配信で無料で授業を公開してたので、どんどんどんどんそういうのをやっていくというところで、黙ってても勉強するという子は少なからずいます。逆に、そういうところで学習指導要領である主体的・対話的で深い学びというところをもっともできる子もいる中で、家で勉強しなさいとなったときに、そのタブレットがあったとしても、ずっとゲームしているという子どももいらっしゃると思います。やはりそういったところの教育に対する意識が違うことによる、今回のコロナでよりそれが露見されたのかなと、そういうふうに思っているんですね。

国が1人1台タブレットをやって進めていくというところであっても、やっぱり中身がしっかりないと、それに対応できないというのは、今回、皆さんも感じたところじゃないかと思います。

保護者や先生、学校、教育委員会含めて、教育というものを意識を変えていかないと、この格差というのは、そもそものその教育という意識を、定義を変えていかないと、この差は広がるんじゃないかなと思うんですね。

教育長、菊池市の教育理念に「文武両道・廉恥礼節」というところを掲げてあります。それに基づいて5つの目指す子ども像というのがあってというか、それはご存じだと思うんですが、その中で、やっぱり「自学自習」という項目が、今後、菊池市の教育について一番大きいところじゃないかなというふうに思っております。

先ほどの子どものその意識の格差の中で、家で勉強するのは、勉強は自分であるものという意識が強いと思います。つまり、小学校へ入ったり、中学校へ入ったり、もう教科書もらったら、すぐ教科書を読み込む子も一定程度いると思います。その

子はやっぱり学びは自分でするものだという意識が強いんじゃないかなと。これは家庭の教え方によると思いますが、逆にというか、私もそうでしたけど、一般的にはやっぱり教育は先生が教えるものだという認識が、やっぱり一般的な常識かなというところがあります。となると、先生がいないとなった途端、やっぱりどうやって勉強していいかわからないというところが、家庭、保護者、生徒本人もしくは教育委員会の中でも、そういった先生が勉強を教えるというところが一番上位概念になっていないか。そこを変えないと、このICTをいくら導入しても、要は自発的に勉強するという、そこら辺につながっていかないと思います。

逆に、今、そういう社会的概念が変わっているこの瞬間に、そのICTを切り口に、菊池ならではの自学自習の教育を推進していったらどうかと、そのように考えております。

先ほど小さいところからやっていくということでありましたけど、もう皆さん、先生たちとか、学校が環境がそろったから、全校一斉とか、全学年一斉とか、そういうことでなくても、できるところからやっていくと。そういうふうに取り組を先生も自主的にやっていくと。そこが最終的にICT教育が成功するところじゃないかと思えます。その考えについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、改めまして、こんにちは。ただいまの田中議員のご質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症のために、長期にわたる休業となりまして、その間、感染拡大抑止と子どもたちの学びの保障の両面から、幾たびも考えてまいりました。そのような中で、今回の感染拡大防止対策によって、全国的なICT教育の現状は、「GIGAスクール構想」における1人1台端末の整備や、高速大容量の通信ネットワーク等の整備を大きく前進させた、そういう一面はあると思います。議員おっしゃったとおりだと思います。

今後進めてまいります、菊池市における1人1台端末整備等により、学校内と、それから家庭における学習も大きな進化を見せる、そういうチャンスになると考えております。

これまで、菊池市の学校においては、電子黒板や実物投影機を中心に、いわゆる一斉指導、一斉学習での効果的な活用を図ってまいりましたとともに、タブレットを中心とした協働の学習での効果的な活用も図りながら、児童生徒の学力向上の一手段として使用してきました。

そのような中で、今回、1人1台端末の整備や高速大容量の通信ネットワーク等



がもたらす効果的な活用としましては、子どもたちの一人一人に対応する「個別学習」であるというふうに思っております。

具体的には、タブレットを個別に活用できる朝の時間とか、あるいは放課後の学習、さらには家庭に持ち帰って、ドリル教材や動画を用いて、授業の予習・復習を行うことができるんじゃないかと思います。また、今回の学校の臨時休業の長期化で生じた学習の遅れを取戻すための家庭での学習にも積極的に活用していけるというふうに思っています。

このような教育におけるICT機器活用は、一斉学習あるいは協働学習に加えて、先ほど申しましたように、個別学習の視点を持つことで、やっぱりさらなる学力向上が期待できるというふうに思っております。

それぞれ、全校一斉、全学年一斉ではなくて、それぞれの個別の取組をもっとというふうなお話でしたけども、そういう意味では、学校においては、それぞれに学校の実態に応じた校内研究のテーマがございます。設けております。その中では、ICT機器を活用した授業実践の視点が入っておりますので、特色のある活用については、各学校長にお任せしているところでもあります。

さらには、現在、全部の小中学校でICT担当教員がおりますので、全部の学校におりますので、その担当者を中心として、ICT機器を活用した実践事例については、現在も市内の全部の学校で情報を共有しております。

今回のコロナ対応を機会として、各教員の個別の取組をさらに推進していくことは重要であると認識しておりますし、そうしたいというふうに思っています。

これから整備をします校内ネットワークが完了するまでは、現在のネットワーク環境を最大限に利用し、各学校の実情に応じた校内での学習の充実や家庭と学校を結ぶ効果的な活用を図りたいというふうに思っております。

公教育の観点から、全部の児童生徒の学習環境整備を図るために、1人1台タブレットと同時に、学校や家庭での学習を支援していくソフトも整備していく予定でございます。そのことで学習の質を向上させ、児童生徒のそれぞれの習熟度でありますとか、あるいは学習進度などに合わせて進めることができるようになり、学力の向上にもつながっていくというふうに考えております。

議員おっしゃるように、自学自習と、いわゆる学ぶ意欲を高めるということは、非常に学習を進める上で最も大事なことかと思えます。大事な側面だと思えます。やはり今の時代ですので、ICTを活用すれば、やはり子どもたちの学ぶ意欲は増しますので、そういうことに機器を使いながら、先生だけが教え込むのを中心だけではなくて、自学自習、それを予習や復習に循環させていくというふうなことができればというふうに思っております。

さらに充実したICT教育を持続的に進めるためにも、GIGAスクール構想に基づきまして、着実に進めていきたいというふうに思っているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。これを機に、学校というところは3密の場だという、今まで思いもなかったことがあります。やっぱり学校という概念も見直す、必要じゃないかと思います。強いて言えば、教師の役割とか、授業とはとか、担任とは、考えたら当たり前だと思ったこの教育の現場における定義、言葉の定義を見直していくと、そのICT、技術ばかりを追うんじゃなくて、やっぱり中身が、先ほど教育長おっしゃったとおりに大事でして、その中身を充実するためにも、そういったものを一回見直してみるというところは大事なかなと思います。

私はチャンスだと思います。この明治維新以来、この学校という一つの教育システムが、ここに来て、変化べきかなというふうに思っております。渋江塾や木下塾みたいな、藩校だったり、寺子屋だったり、そういった塾のような対話を通じた学びみたいな形のイメージが、このICT教育でも一部はつながっていくのかなと思っております。スタイルは変わっても、中身は、結局、本人が自主的に学んでいくという姿勢を育てるというところでは一緒かなというところがありまして、先ほど教育長がおっしゃったように、やはりこうやっていくと、習熟度別の授業とか、あるいは個別学習とかがやりやすくなるのかなと。今まで、できない、できないといったことが、予習・復習の時間を使えば、やっぱり教育長おっしゃるような、できると思います。せっかくのこのチャンスを個別的、協働的な授業と、結構なかなか難しかったところは、小さいところからできていくのかなと感じております。

先ほど公教育における公平性の問題、指摘していただきました。やはりみんな平等だということ、非常に大事なことと思いますが、一部の家庭に環境はないというところで、そこを重きに過ぎることによって、全体が動かないというところはあってはならないのかなと思います。そこはそこで、個別にしっかりとフォローしていただいて、やっぱり全体として、できるところがあるのであれば、そこは進めてしっかりやっていただきたいと思います。どうしてもクラスのあの子がというところで、先生たちが足を踏むのであれば、管理職がしっかりそこはフォローしてあげるといってもやっていただきたいと思います。

ある先進的な先生がやって、あのクラスはずるいとかという話になりがちですが、さっき教育長おっしゃったように、共有されているということをお聞きしました。やはりそういったほかの先生こそが協働的にやっていくと。それがICTのいいと

ころじゃないかと。いわゆるシェアという話ですよね。シェアしていくという話、これは非常に親和性が高いと思っています。

冒頭申しましたように、とにかく小さいところでどんどんどん I C T を使って、教育内容を積み重ねていく。そうすることによって、今回、この教育という概念、先生が教えるだけじゃないと。やっぱり子どもたちが自ら勉強していくというところにつながっていくと思いますので、ぜひそこはしっかり、これから勝負ですので、進めていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、田中教之君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

○

散会 午後 2 時 2 4 分

第 4 号

6 月 1 2 日

# 令和2年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

令和2年6月12日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
教 育 部 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局監査官	宇野木 洋 一 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前9時59分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 皆様、おはようございます。猿渡美智子です。早速ですが、通告に沿って質問させていただきます。

今年も豪雨や台風が心配される季節となりました。昨日、梅雨入りしたかと思っただ途端に、大雨洪水警報の発令となり、中央公民館に自主避難所が開設されました。泉田議員の質問にもありましたが、避難所では新型コロナウイルス感染症に対応するために、これまでと違った運営が求められています。国や県の指針が出され、菊池市もホームページや広報を通して避難所の新型コロナウイルス感染症対策を示しておられます。

これまでと違った方向性も出ていますので、3点について質問します。

まず、自主避難所を中央公民館のみとする理由をお尋ねします。

これまで、避難所を開設する場合は、泗水、七城、旭志、中央の4公民館が同時に開設されてきました。住民の利便性や3密対策のためには、むしろ分散のほうがよいと思われませんが、あえて1か所に絞った理由は何なのでしょう、お尋ねいたします。

次に、市のホームページでは、災害の規模によって開設する避難所数を判断するとなっておりますが、漠然としていて具体的な姿が見えません。国は、発災した災害の状況によっては、可能な限り多くの避難所を開設することを求めています。警戒レベル3以上になったときの避難所開設について、菊池市はどのように考えておられるのかをお尋ねします。

3点目に、これまでになかった感染症対策を的確に実行し、スムーズに避難所運営を行うためには、マニュアルをつくり、職員がそれを把握しておくことが必要で

す。感染症対策に対応した避難所運営マニュアルは策定してあるのかをお尋ねします。

以上、3点お願いします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 皆様、おはようございます。それでは、猿渡議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、自主避難所を中央公民館のみとする理由は何かということでございますけれども、自主避難、いわゆる予防的避難につきましては、避難準備・高齢者等避難開始（レベル3段階）の発令前に、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い地域の居住者等の自主的な避難を促すものであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すため、通常に対応と異なる対策が必要であると考えております。

自主避難所を限定して開設することで、職員を集中して派遣し、職員の感染防止対策を図りつつ、受付時の問診及び検温、健康な方と感染疑いの可能性のある方を区分するなどのトリアージ、健常者と非健常者との使用スペースの明確な区分を行うゾーニングを講じる必要がありますので、まずは本市生涯学習センター（中央公民館）を開設するものでございます。

ただし、天候及び避難等の状況によっては、七城、旭志、泗水の各公民館を自主避難所として、必要に応じて順次開設することとしております。

また、警戒レベルが3以上になった場合の避難所の対応としましては、県が策定した「避難時における新型コロナウイルス感染症への対応指針」を参考に、避難所を4か所以上開設し、入所時の問診・検温による避難者の体調確認、トリアージ及びゾーニングによる健常者と非健常者の区分、手洗い・マスク着用による基本的な感染症対策の徹底、パーティション等を活用した避難者間のスペースを確保するなど、感染防止対策の徹底を図ってまいります。

なお、避難所への配備物資等につきましては、各地域の避難所へ行き渡るように確保しているところでございます。

ただ、昨日も警戒レベル3ということでありましたけれども、昨日の天候の状況を見てみますと、山間部のほうが警戒を要するということでしたので、中央公民館のみを開設したところでございます。

また、避難所運営マニュアルにつきましては、通常運用をしているマニュアルに



新型コロナ対策を盛り込んだマニュアルを策定し、避難所運営に従事する職員への周知徹底を図っているところでございます。

また、今回より避難所運営班員を2名増員し1か所当たり合計4名とし、さらに、保健師を待機させ必要に応じて巡回、指導を行っているところでございます。

避難所運営班に対する研修及び実戦訓練は、去る6月4日～5日にかけて実施したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 昨日、議会終了後、中央公民館に避難所の様子を見に行っていました。建物の外に受付が置いてあり、防護服にフェースシールド姿の職員さんが非接触型の体温計で検温をして、チェックシートと個別の避難名簿を記入するようになっておりました。発熱があるなど感染の疑いがある人は、そこで動線を分けて違う入り口から入るようにしてあり、中もきちんとゾーニングが行われていることを確認させていただきました。また、ソーシャルディスタンスを保つために、1人1枚のシートを間隔を空けて置くようになっているとのことでした。

避難所開設に合わせて公民館は急遽休館となり、利用予定者に連絡をしたという話も聞きました。きちんとマニュアル化ができていることが伝わってまいりました。昨日は避難者はなかったということですが、実際に設営してみたことの意味は大きかったらと思います。

部長の答弁の中にありましたが、自主避難の段階では1か所に限るということは、泗水に住む私の中にはまだ違和感が残るものもあります。しかし、先ほど、状況を見ながらどこの避難所を開くのか対応していくということもありましたので、初めから中央公民館のみという前提にとらわれず、柔軟な対応をお願いしたいと思いません。

また、昨日、避難所に行って改めて感じたのは、万が一大規模災害が発生して、多数の避難所を開設した場合、感染症対策を行いながら避難所運営をするためには、マンパワーが足りなくなるのではないかということです。感染症の心配をしなくて済んだ熊本地震のときでさえ、職員の勤務はとてもハードでした。大規模な災害など起きないようにと祈りますが、もしもの場合に備えないわけにはまいりません。

そこで、再質問します。

大規模災害が起きた場合の避難所運営について、必要なマンパワーを確保していくためには、市民の力を借りる、市民と協働するということが必要不可欠になってくると考えますが、市はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問にお答えします。

警戒レベルの上昇につれて避難所も順次開設していくこととなり、人員不足については当然懸念されるところでありますが、原則的には、本市地域防災計画のとおり、職員で対応することとしております。

しかし、災害の状況、新型コロナウイルス感染症等疾病の状況によっては運営が逼迫するおそれも考えられます。

今後につきましても、現状、行っております防災に関する出前講座等で自助、共助の重要性の啓発を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、防災士への避難所運営協力のお願いや、地域の自主防災組織による要支援者の避難誘導等の協力を要請するなど、自助・共助・公助の体制整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 原則として職員でということでしたが、熊本地震のときを振り返ってみても、職員さんには本来取り組むべき仕事、災害復興に向けての仕事が山積みになってまいります。そんなとき、住民が協力することで、そちらのほうに職員には専念していただくという体制が強化されるのではないかと私は考えます。

防災士の方々に協力をお願いすることも考えているというお話がありましたが、そうであれば、ご本人の協力が可能かどうか意向調査をすとか、先ほどお聞きした避難所運営マニュアルを共有すとか、事前の取組が必要になると考えます。起きてからでは間に合いませんので、早期の動き出しを求めたいところです。

続けて、4点の提案をさせていただきます。

自主避難の場合は、先ほど答弁にありましたように、中央公民館のみの開設ということになっていて、それについて、昨日、実際に行ってみて、一定の合理性があるというのは理解ができました。

しかし、1か所とするからには、各支所から中央公民館までの避難者の送迎をすべきだということが1点目です。自主避難をされる方というのは、部長の答弁の中にありましたように、高齢の方であったり、お体の不自由な方であったり、交通弱者であったりする可能性が高いはずで、避難所が遠くなったことで、本当は避難したいのに諦める人が出てこないとも限りません。行けない避難所はないのと同じです。七城、旭志、泗水の住民には不公平感が感じられるのではないのでしょうか。

何時に支所に来られると、中央公民館まで送りますというような形で、住民の不安に寄り添う支援をぜひとも考えていただきたいと思います。

コロナウイルス感染症への警戒感もありますし、自主避難の段階では人数は多くはないと思います。警戒レベル3であった昨日も実際の避難者はおられませんでした。ですから、この段階での送迎の対応は可能だと考えます。いかがでしょうか。

2点目、コロナ禍の今年度に限っては、警戒レベル3以上の場合には、避難先として市内のビジネスホテルや旅館を利用した方に1,000円とか、2,000円とか、一定額の宿泊費の補助をすることです。

コロナウイルス感染症対策の1つとして、国からも避難先としてのホテルや旅館の活用が提案されています。私の知人に一人暮らしの女性がおられますが、その方は以前から大きな台風の接近が予想されるときには、怖くてたまらないからとビジネスホテルを利用されておりました。家の南側に田んぼが広がり、風当たりの強いところで、過去に近隣の瓦が飛んできて壁に穴が開いたことがあるというような経験をお持ちでもあり、逃げるが勝ちとおっしゃっております。避難のためにホテルに行くと、近所の方も同じホテルに来ていたということがあったとも話されました。

大型台風や集中豪雨の場合には、一晩をしのげば危険はなくなります。お金はかかりますが、命に代えられません。有効な選択肢の1つであると考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、災害時の段ボールベッドの供給について、製造業者と防災協定を結ぶことです。

大規模災害で体育館を利用するような場合、ソーシャルディスタンスを保つためにも、床に飛び散った飛沫がほこりと一緒に舞い上がって感染につながることを防ぐためにも、段ボールベッドが有効であると言われていています。居住性が高まることは言うまでもありません。

先日、益城町では、段ボールベッドを使った避難所の設営訓練を実施したことが報道されていきました。製造業者と防災協定を結ぶだけなら経費もかからず、保管する倉庫も不要です。内閣府の広報によりますと、既に300以上の自治体が製造業者と防災協定を結んでいるとのことです。菊池市も備えていただきたいと思います。

4点目、中央公民館と旭志公民館に防災井戸を掘ることを提案します。

私は、以前にも中心的な避難所となる4つの公民館には、災害時の断水に備えて、トイレをはじめとする生活用水の確保のために、防災井戸を設置することを提案したことがあります。実現しませんでした。泗水公民館の場合、今では隣接する道の駅に防災トイレが建設されましたので、避難者も利用することができるようになりました。また、七城公民館はもともとが地下水利用ですので、停電時の自家発電

があれば給水ができます。ですから、中央公民館と旭志公民館の2か所に防災井戸を掘ることを再度提案します。今回のコロナウイルス感染症に限らず、感染症対策に手洗いは必須であり、欠くべからざる設備と考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点お願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、ご質問のほう、4点にお答えしたいと思います。

本市における予防的避難を含む避難の呼びかけにつきましては、自宅の安全性、親戚や友人宅で安全な場所及び近くの公民館など安全な場所での避難を推奨しております。

しかし、これらの場所がない場合、避難所への避難としていただくものでございます。

自主避難所とは、本来、避難を希望される方に対してその場所を提供するだけのものでございます。

自主避難の段階においては、災害への心構えを高めていただく段階であり、原則、自己責任において避難していただくこととしております。

ただし、先ほど答弁しましたとおり、高齢者や障がい者等配慮が必要な避難者につきましては、自主防災組織及び地元消防団をはじめ民生委員、防災士などへ協力を要請するなど体制整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、旅館・ビジネスホテルなどを利用した住民への補助金の交付を行う考えはないかということでございますけども、本市におきましては、52か所の指定緊急避難所を設けております。警戒レベル3以上の避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合には、状況に応じて順次避難所を開設することとしております。

避難者の受入れについては、十分な収容避難場所を確保しておりますので、旅館やビジネスホテル等への民間の施設を避難場所として利用された方への補助金等の交付を行うことは検討しておりません。

しかしながら、発生するおそれのある災害、想定される避難者数、指定避難所の収容人数等を考慮し、ホテル、旅館、民間事業所等の施設の活用については、今後、検討する必要があると認識しております。

それから、段ボールベッドの有効活用ということですが、災害発生時における物資の協定につきましては、既に市内の事業所、複数業者と締結しておりますので、その活用を考慮しながら、今後は幅広い分野においても検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、防災井戸の整備ということですが、感染症対策において手洗いや定

期的な清掃は必要不可欠であり、飲料水や生活用水は市民生活の上でも最も身近で重要なライフラインでありますので、災害発生による断水時には早急な生活用水の確保に努める必要があります。

応急給水の方法としまして、上水道施設の破損により配水管から通常の給水ができない場合には、給水拠点等で確保した飲料水を給水車等で運搬し、給水することとしております。

手洗い等につきましては、感染症対策に有効であることは間違いありませんが、生活用水が枯渇した場合においては、代替法として、手指の消毒等により対応できるものではないかと考えております。

よって、現段階において、市による防災井戸の整備については検討しておりません。

なお、議員ご紹介のように、泗水の道の駅、また、旭志の道の駅についても、熊本県によりまして防災井戸等の整備がなされておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 結果としては、4つともやらないという答弁でございましたが、私は、いま一步、住民の立場に立って、災害のときに怖い思いをしている一人暮らしの高齢者とか障がいを持った方にもう少し寄り添っていただきたいと思えます。

このコロナの状況の中で、ただでさえ高齢者の方が密を避けるために、様々に自分の行動を抑制されておられることはご存じのとおりだと思います。そんな方々が、この状況の中、災害が起きたときに、安心して避難することができるためにはどうすればいいのか。例えば、送迎についても、これまで4か所の避難所を開設していたことを思えば、1回、2回の送迎で済むということは、それだけ職員さんを有効に仕事に向けることができるということにつながると思います。それくらいの手間というか、仕事いうか、それはぜひとも行っていただきたい。でないと、旧菊池地区の方はこれまでどおりであるのに、ほかの地区の住民にとっては、避難所はないけど、自分で行けてったいというような、何となく割り切れない思いが残ってしまうことを私は非常に心配しております。

ホテルの利用についても、この状況の中、ホテルに行けば、自分で負担するお金もちろん出てくるわけで、だけど、コロナ対策については、ホテルがやってくれて、ほかとの接触も大幅に防げるわけで、ずっとそれをしてくださいと言っているわけでは決してありません。今年だけはせめてそのくらいの対策、これまで利用が

落ち込んでいるホテルや旅館を助けることにも、あんまり多くはないと思いますが、多少はなるのではないかとも思いますので、再度検討してください。

それから、防災井戸について、熊本地震発災後に小学生が書いた作文が熊日に紹介されていて、自分が通学途中に防災井戸がここにあるということを認識していたから、自分の家が断水したときに家族に教えて、家族で給水に行って水を得ることができて、大変助かったというような作文を読んだことが非常に印象に残っています。避難した人だけではなくて、地域にいる様々な人が利用できるという面でも再考をお願いします。

では、次の質問に移ります。

コロナウイルス感染症の影響で親世帯の収入が減少したり、アルバイト収入が見込めなくなったりして、多くの学生の皆さんが苦境に立たされていることは皆様ご存じのとおりです。そのため、国や県からの支援策が打ち出されています。

現役の学生たちの窮状を伝えるニュースを見ながら、今現在、中学3年生、高校3年生の進学を志す子どもたちのことを考えました。ただでさえ学校の臨時休業による不安が大きい中、親の経済状況を心配している子ども、進学を諦めそうになっている子どもがいるのではないのでしょうか。

経済的に厳しい家庭の子どもたちにとっては、奨学金は頼みの綱です。ご案内のとおり、菊池市は2つの奨学金制度を持っています。貸与型の菊池市奨学金は、既に貸付要件の緩和が公表されております。これまでは申請期間は4月1日から4月30日まででしたが、随時申請できるように緩和され、審査基準には対象者に新型コロナウイルス感染症に係る家計が急変された方という項目が加えられました。現役の大学生なら今すぐにでも、そして、進学予定者であれば入学直後に申請ができ、基準を満たせば公立大学で月4万4,000円、私立大学で月5万3,000円が貸与されます。人数の制限もありません。せつかくの制度ですから、情報が必要とする家庭に届くよう周知をよろしく願いいたします。

ここで、菊池市のもう一つの奨学金、菊池市教育振興小川奨学金についてお尋ねします。

小川奨学金は、申請資格の基準はなかなか厳しいものがありますが、何より返済の必要のない給付であること。大学の場合で45万円の入学一時金がついていること。ほかの奨学金との併用ができることなど、進学を志す子どもたちにとってはとてもありがたい制度内容です。毎年、高校進学者、大学進学者、それぞれ10名ずつの募集となっていますが、まず、これまでの実績をお示ください。

次に、コロナウイルス感染症の影響が甚大であった今年だけに限っても、一人でも多くの子どもたちの夢をつなぐために、申請資格の緩和措置を考えていただき

たいというのが今回の質問の趣旨です。

具体的には3点あります。

1点目は、世帯収入について、非課税世帯または要保護者に準ずる程度に困窮している世帯に属する人という現在の基準に、菊池市奨学金と同様、新型コロナウイルス感染症に係る家計が急変した世帯に属する人という項目を付け加えていただきたいということです。

2点目は、3か月にもわたる学校休業によって、家庭環境や経済力の違いによって教育格差の広がりが指摘されていることから、5教科の成績の平均が5段階評定で4.3以上という現在の基準を4程度に緩和していただくことです。加えて、募集の人数を10人から20人に拡大することを求めたいと思います。

教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、まず私のほうから、小川奨学金の給付実績についてお答えをさせていただきます。

菊池市教育振興小川基金を活用した給付型の小川奨学金につきましては、「優秀な子どもに上級学校進学の実を与えたい」という、本市泗水町出身の故小川水寶氏の寄附金をもとに、平成30年度からスタートした制度でございます。

お尋ねの申請者数と給付決定者数につきましては、平成30年度は、高校進学者が6名、大学進学者が7名の計13名の申請者に対し、高校進学者が5名、大学進学者が3名の計8名を奨学生として決定いたしております。同様に、令和元年度は、高校進学者が6名、大学進学者が13名の計19名の申請者に対し、高校進学者が5名、大学進学者が8名の計13名を奨学生として決定いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、改めまして、おはようございます。ただいまの猿渡議員のご質問にお答えします。

先ほど議員からご紹介頂きました貸与型の貸付資金制度であります、菊池市奨学資金貸付と菊池市教育振興基金奨学資金貸付につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みまして要件の緩和を行ったところでございます。これについては、先ほどありましたように、周知のほうをさらに徹底していきたいというふうに思っております。

一方、菊池市教育振興小川基金を活用しました給付型の小川奨学金制度につきま

しては、小川基金を財源とした制度でありまして、これまで故小川水寶氏のご遺族のご意向を聞きながら検討委員会にて要件等を丁寧につくり上げてきたところでございます。

3つのことの提案がございましたけども、この基金の活用につきましては、小川氏のご遺族のご意向に沿った形で進めるべきものと考えておりますので、今回のご意見については、小川氏のご遺族へお伝えしていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ご遺族の同意を得た上での今の制度であるということは承知しておりますので、今後、ずっとということではなく、先ほど言いましたように、せめて今年に限ってはということで、ご遺族との協議をお願いしたいと思います。協議に臨まれるときに、ぜひとも子どもたちが今どんな窮状に陥っているのか、ふだんでさえ経済的に厳しい子どもたちが一定の成績を収めていくということは、大変な努力が要ることと思いますが、ましてや、この状況下、格差が広がる中では、素質を持っている、熱意を持っている、そんな子どもたちでも4.3という成績は、5教科で2個、3個と5という評価を取らなければ実現できませんので、甚だ難関であります。一人でも多くの子どもたちが、先ほど言いましたように、夢をつないでいくことができるよう、熱意を持って話ししていただきたいと思います。

コロナウイルス感染症の拡大という自分の力ではどうしようもない災害に見舞われた子どもたちの前途を支援していくということは、ご遺族の意思に沿うものではないかと思っておりますので、実現に向けて努力していただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午前10時36分

開議 午前10時43分

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） こんにちは。議席番号3番、緒方哲郎です。

今般の新型コロナウイルスによる社会全般における被害の大きさは想像を大きく



上回り、国、地方ともに新型コロナウイルスの終息と景気の回復への対策に力を注いでいるところであります。本市においても、江頭市長をトップに、各部署一つとなって対策に追われておられることと思います。多くの方々からの要望、要請等があり、大変ご苦勞されておられると思いますが、迅速かつ適切な対応をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルスに対する支援策と、小中学生の授業の遅れに対する対応についての2点、お尋ねをさせていただきます。

それでは、1点目の新型コロナウイルス被害に対しての支援策について、中でも農業分野における支援策についてお尋ねをします。

先般、日本農業新聞に2018年度の農業産出額上位市町村という記事が掲載されておりました。先日の水上隆光議員の質問に答える形で清水部長も言われておりましたが、本市は、肉用牛において、産出額約111億円で第4位になり、全品目での総合順位は14位であると。日本有数の農業地域であることに改めて気づかされました。

そこで、本市において、肥育農家に対する経済支援策として、肥育頭数100頭以下の肥育農家に対して一律10万円、100頭以上の肥育農家に対しては一律20万円の支給という具体策を早速お示しになっておられますが、その後、このような具体的な対策がなされたかをまずお答えください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

本市の農家に対する支援策につきまして、先ほど申されました肥育肉用牛経営安定策のほかの部分もご説明したいと思います。

本市のコロナウイルス対策における農業に対する支援策については、議員のご質問にありました「菊池市肉用牛肥育経営安定資金」のほか、「菊池市農林畜産業・商工業事業継続支援金」、「菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業」と3つの市の独自の支援策を打ち出しているところでございます。

まず、「菊池市農林畜産業・商工業事業継続支援金」の内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に起因して、国の「持続化給付金」の対象とならない本市農林畜産業者のうち、ひと月の売上げが前年同月比30%以上50%未満減少しており、熊本県の事業継続支援金の受給対象者となった農業者に対して、市が独自で1経営体に最大10万円を支援するものでございます。

次に、「菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業」の内容でございますが、消費が停滞している農林畜産物等の消費拡大について、市内のネットショップ事業者の店舗を活用して、全国に菊池市産の農林畜産物等の販売を推進する事業で、配送費1回につき最大1,000円を補助するものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 市として3つの支援策を考えられておられるということで、先日の水上議員へのお答え同様、詳しくお答えをしていただきました。

私は、このような一律と言われるような支援よりも、具体的な対応策が必要だと考えております。それは農業に限らず、どの分野においても、市民の方々がこの先どのようなようになっていくのかという不安がある以上、なかなかその仕事自体を続けていくことをためらっておられる方がたくさんおられると思っております。そのような不安を取り除くためにも、より具体的な対応策を示していくことが大切になると考えております。

そこで、1つ、具体的として、今、各種イベントの中止や結婚式の延期等により需要が落ち込み、価格の下落が続いている花ですね。この花ですが、本市が全国第2位の生産額のカスミソウをはじめとする花卉についてご提示をさせていただきます。

既に今年の次期作の注文が始まっているカスミソウの苗ですが、一番多く利用されている苗の金額が1本120円、その金額の20円を補助します。JA、個人の出荷者、合わせて前年の注文量を調べてみましたところ、おおむね23万5,000本、苗1本当たり20円の補助で470万円、次にトルコギキョウですが、種苗会社に注文分が、JA出荷者、個人出荷者、合わせて69万9,500本、こちらは1本当たり3円の補助をすることで209万8,500円、これに任意組合で苗をつくられておられる施設の経費、これがおおむね200万円かかっていますが、この3割を補助して60万円、それぞれを合計して739万8,500円となります。これでおおむね本市の花卉に関しては9割程度の支援になると考えますが、この金額が多いとか少ないとか、実行をお願いするというような議論よりも、このような具体的な対応策が必要だと強く考えております。このような具体策に関して、何かお考えがあればお答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

これまでのコロナウイルス感染予防・拡散防止対策により、全国的に農産物の消費が減少し、市場価格が低落するなど、かなりの影響が出ております。

特に本市を代表いたします農産品でありますカスミソウやトルコギキョウなどの花につきましては、全国的に、議員さん申されましたように、イベントや祭典などが自粛されたことから、需要の落ち込みが大きく、価格低迷により大きな影響を受けていらっしゃると思います。

今回のコロナウイルス対策として、国も様々な施策を講じております。中でも「高収益作物次期作支援交付金事業」につきましては、新型コロナウイルスの影響による需要の減少により、市場価格が低下するなどの影響を受けた野菜・花・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の方を支援するものでございます。

この事業につきましては、幅広い農業者の皆様が対象になる事業でありまして、特に施設で栽培されている花につきましては、手厚く支援が行われる予定でございます。

市といたしましても、次期作に前向きに取り組まれる農業者の皆様が支援を受けられるよう、関係団体と連携しながら、この事業を推進してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 国の支援等をしっかり利用しながらやっていただきたい。また、今申しあげましたようなことも検討課題の1つとしていただきたいと考えております。

そこで、このような具体策を講じていこうとした場合、どうしてもしっかりとした数字等が必要となりますが、その数字等を一番信頼できる組織がJAということになると思います。そのJAとは平成30年5月に災害時における物資の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定というものを結んでおります。今回の新型コロナウイルスに関して、どのような関わりを持って支援対応等をしてもらえるのか、現時点であればお答えください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、議員さんのご質問にお答えします。

JAとの連携につきましては、これまでも農業関連のあらゆる補助事業をはじめ、新規就農者への支援など、頻繁に協議を行いながら協力体制を整え、連携して事業を進めているところでございます。

先ほど答弁いたしました「高収益作物次期作支援交付金事業」につきましても、JAと市が農業者の皆様の窓口となって、連携を図りながら事業を進める予定となっております。

緒方議員のお考えのとおり、農業者の皆様にとって最も密接な関係にあるのは、JAをはじめとする農業団体であると認識しております。今後も引き続き連携を深めながら、農業振興を共に図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） しっかりとした連携をされているとのことで、これからはしっかりと関係性を築いていかれることを期待します。

最後に、新型コロナ支援策についてお尋ねをします。

これはさきにも述べましたように、市民の皆様はこれからどうなるのかという不安の中におられる以上、より具体的な対応策を示すことが一番効果があるものと思います。

農家に関して申しますと、JAへ出荷されておられる方以外にも、直売所を出荷のメインにされておられる方、青果市場等を主とされておられる方など、高齢になられても頑張っておられます。その方々が新型コロナウイルスによる経済低迷により、生産意欲、耕作意欲がなくなれることは、例えば耕作放棄地が増え、それにより中山間地域の農地の管理ができなくなるなど、大きな問題となると考えます。このようなことを踏まえて、これから考えておられる新型コロナウイルスに対する具体策があればお答えください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆様、おはようございます。ただいま緒方議員のほうから、コロナウイルスに関連する今後の農業に対する支援策について述べよということでした。

先ほど来、経済部長が答弁申し上げましたとおり、新型コロナウイルスによる需要の減少によりまして、特に牛肉や花などは全国的に市場価格が低迷するなど、本市の基幹産業である農業にも様々な大きな影響を及ぼしているところでございます。

こうしたことから、新型コロナウイルスの影響を受けた農業者の皆様を対象として、今、進めております事業継続支援や経営安定支援など、市独自の経済対策を実施していくところでございます。

恐らくコロナウイルスとの闘いは長期化するだろうというふうに予想されており

まして、農業への影響も長引く可能性もあるかもしれません。今後の支援策につきましては、国も様々なものを打ち出しつつありますので、引き続き国、県やJAをはじめとする農業団体等との連携を図りまして、迅速かつ的確な施策が講じられるよう、全力で尽くしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） これからの対策についても、しっかりとしたお考えであることは分かりました。これからもしっかりと支援策を講じていくべきものだと考えます。

そこで、これからの支援策を考えていく上で大切なことは、どうしても国の支援というのは、その範囲の広さから、例えば農業で言うならば、大きな面積要件に応じて一律の支援になってくるものと思います。地方自治体としては、一步踏み込んで、よりきめ細やかな支援を行うべきではないでしょうか。

持続化給付金であるように、現在行われている事業、お仕事を続けていかれるような支援においても、市民の方々がこれからどうなっていくんだろうという不安を少しでも払拭できて、よしまだこれから頑張っていこうとお考えになるような支援が必要になると考えます。

今後、そのような市独自のどの分野においても、しっかりとのお考えで対応していただくことを要望して、次の質問にまいります。

次に、小中学生の授業の遅れについてお尋ねをいたします。

県から要請により、学校の休業要請が始まり、学校が休校となりました。つい先日の6月1日から平常の学校生活に戻った形ですが、その間にも時間短縮による卒業式、入学式等は行われてきました。当然学校が閉鎖されていたわけですから、授業の遅れはあるものと思います。

本市において、授業の遅れの実態をどのように把握されており、その対応策はどのように考えておられるかをお答えください。

あわせて、子どもたちの楽しみの1つである運動会、また修学旅行についてのお考えもお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、緒方議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

授業の遅れに関する対策についてでございますが、今回のコロナウイルス感染拡

大防止として実施しました臨時休業日の回復措置としまして、菊池市では、6月からの年間カリキュラムの見直しを行っております。

例えば、教科書にある復習やまとめのページは、家庭学習と連動させたり朝活動や放課後の活用を行ったりします。

また、図工や家庭科等は、作品のサイズを小さくして製作に要する時間を短縮するなど、年間指導計画を見直すことによってスリム化を図り、臨時休業期間に実施する予定だった学習内容にも対応し、年間を見通せるようにしました。

今回作成した教育課程や今後の事業の在り方、さらには学級経営上のポイント等につきましては、ガイドブックを作成し、全小中学校を訪問し説明及び資料配布を行っております。

このスリム化した教育課程は、単に遅れた分を取り戻すための詰め込み授業にならないよう、また、新しい学習指導要領の趣旨にも沿った学習ができることを意識しています。

そのことで、全ての児童生徒が確実に学習内容を理解でき、学習面での個人差を生じさせることのないよう、学校と連携しながら今後も取り組んでまいります。

また、運動会、体育大会や修学旅行等の学校行事につきましても、適宜調整を図りながら、できる限り実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） カリキュラムの見直し等されておられるようです。しっかりと説明が必要となってくると思いますので、その辺はよろしく願いをいたします。

また、対策の1つとして、休業中の生活次第で個人的学力差がついていると思います。より手厚い支援として、学習支援員を活用してはどうかということをちょっと提案させていただきます。

6月2日の熊日新聞に、県が夏休みの授業など学習指導員を配置する場合に、経費の全額を助成するという記事が掲載されておりました。学習指導員というのは資格は不要であるということなので、雇用促進にも少しは役立つんじゃないか。また、個人の学力差についても、十分対応していただけるものだと思いますので、このようなものをしっかり活用していただけたらなということでご提案をさせていただきます。

また、運動会、修学旅行についても、受入先の事情、時間の配分等、大変であると思いますが、今、お答えになったように、実施できる方向でしっかりと検討

をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、緒方哲郎君の質問を終わります。

ここで、換気、昼食等のため、暫時休憩いたします。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時05分

開議 午後 0時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。今回は、新型コロナウイルス感染症に関する問題で、2つの項目で質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症の影響に対する子育て支援について質問します。

1点目は、子育て世帯の緊急支援として、学校・保育所等の給食費・副食費の無償化についてであります。

昨日の泉田議員の質問とも重なりますが、重要な問題と考えておりますので、改めて質問をさせていただきます。

コロナの影響で子育て世帯にも経済的な影響が出ています。この間、緊急支援策として、市独自で児童扶養手当を受けている世帯へ子ども1人当たり2万円の支援が行われたことは大いに評価します。私も一斉休校に伴い、子育て中の親御さんから聞き取りを行い、猿渡議員と教育委員会へ申入れを行い、給食が提供されない中で、経済的に困難な家庭への支援を行うことを教育長に申し入れておりました。この支援策が大きな励みとなったことは間違いありません。

しかし、対象となる世帯は限られています。菊池市の18歳以下の子どもの10.4%、約1割程度です。南阿蘇村や山鹿市、玉東町では、自治体独自策として全ての子どもたちを対象に、給食費、副食の無償化を今年度に限って打ち出しています。

私は一般質問で、給食というのは教育・保育の一環であるという角度から、無償化を繰り返し求めてきました。今年度に限った緊急的な対応も含めて、改めて給食費・副食費の無償化を求めますが、どうでしょうか。

子育て支援の2点目は、病児・病後児保育所への新型コロナウイルス感染症の影

響への対応についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響で、病児・病後児保育所を利用する人数が激減しており、病児・病後児保育の現場が大変厳しい状況となっています。原因として考えられるのは、子どもの具合が悪くても、保護者が在宅で仕事をしながら見ているということ。また、休校や登園自粛の要請で、保育園や学校に通う子どもが減り、感染症そのものが減っていること。また、コロナの感染を心配して利用を控えているなどが考えられます。

今年の4月と5月は、前年の同時期と比較してみると、昨年同時期の利用者数が延べ108人、それに対して今年は延べ18人とどまっている状況です。約90%も利用者数の減少となっています。

先日、委託先の菊池みゆきこども園の園長先生とスタッフの皆さんからお話を伺いました。学校・保育園の通常登校、登園が始まった6月からは利用者数の増加を見込んでいたが、6月も利用者数は低迷しており、また今後、第2波、第3波となれば、利用者の減少は長期にわたることも十分予想され、現状では見込みは全く立たないという状況だということです。

病児・病後児保育の事業収入は全て市からの委託費であります。この委託費は、基本料金と利用人数で決まる加算金の合計で成り立っており、利用者数が大幅に減ると加算金が減額され、施設の運営費に直結する事態が生まれかねません。施設からの市への要望書では、コロナウイルスによる未曾有の状況下で何らかの公的支援がなくては、これまで同様の運営ができないという厳しい状況を鑑み、特別な支援をお願いしたいとの要望が上がっています。

ここで、質問です。

市として、昨年の実績の運営費を補償するなどの対応をすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、東議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、1点目の小中学校の給食無償化についてお答えいたします。

昨日、泉田議員にお答えしておりますが、これまでも一般質問でお答えしておりますとおり、給食費につきましては、保護者負担をお願いしているところですので、新型コロナウイルス対策としての学校給食無償化については考えておりません。

ただ、少しでも保護者の皆様の負担軽減になるよう、市といたしましても、菊池ブランドの農畜産物を学校給食に提供できないか検討しているところでございます。



以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） こんにちは。私のほうからは、まず保育所の給食費の無償化につきまして、東議員のご質問にお答えいたします。

保育所等の副食費の無償化につきましては、昨年度10月からの保育料無償化や所得に応じた副食費の減免、さらには、今回のコロナウイルス感染症対策に伴う、国や市の子育て世代への支援を実施している状況から、無償化については、現在、考えておりません。

続きまして、病児・病後児保育の委託料につきまして、ご質問にお答えいたします。

病児・病後児保育事業につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、令和2年4月から昨年度と比較しまして、利用者がかなり減少しております。

委託料につきましては、国の補助基準額も参考にしながら、事業の実施に必要な経費を算定し、委託契約を行っているところでございます。

ご質問では、今回のコロナの影響で委託費が減少するのではないかとありますが、委託契約の第9条の委託料の減額については、「委託業務に要した経費に係る適正な支出額が契約に規定された額を下回る場合は、委託業務に要した経費に係る適正な支出額をもって契約額とする」とあります。その年度における適正な支出は認めることとなっております。

以上のことから、今年度の委託料につきましては、今後の利用者の状況や、国の補助金の動向も確認しながら、実績を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） まず、1点目の小中学校の給食の無償化についてですが、答弁では、考えていないという答弁でありました。

小中学校の給食費を今年度に限って無償化したら、予算がどれぐらいかかるのかを調べてみました。予算は、今年度7月から3月まで仮に限ってみると、1億7,600万円です。小さい額ではありませんが、広く全世帯に行き渡る支援です。

多くの保護者の方にお話を聞くと、毎月の学校への支出で負担を感じるのはこの給食費であるということです。何よりもの経済支援になります。財政規模も人口規模もほぼ同じ山鹿市でできて、菊池市にできないはずはありません。また、事務の

面からも、この無償化はコロナ禍において重要ではないかと思えます。今後、また休校となる可能性は十分あります。一旦徴収した給食費を返還を行うなどの事務作業は大変煩雑であります。

また、財源の面では、財政調整基金をこのようなきだからこそ、思い切って活用すべきであると思えますが、もう一つ、昨日の泉田議員の質問でも取上げられましたが、国の地方創生臨時交付金の活用です。この地方創生臨時交付金サイトQ&Aでは、「国の給付金の上乗せのほか、上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食等を減免に充当してよいか」という問いに対して、「新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない」、こうあります。ぜひこの活用も含めて検討することを改めて要望しておきます。

次に、保育所への副食費の無償化についてであります。これも答弁では現時点では考えていないとのことでした。

私は、昨年、保育の無償化を取上げたときに財源として示してきたのが、10月からスタートした無償化に伴う市独自の保育料の軽減分です。市のどれだけ保育料に対して補填をするかの軽減分を調べましたら、約8,100万円もあります。そして、副食費の実費分を無償化にするのにかかる費用は、これも調べましたら約2,700万円、十分できると思えます。

国の通達でも、無償化に伴う通達で以下のように述べられています。「利用者負担額の独自軽減に係る地方単独事業を行っている自治体においては、今後の無償化により、それまで地方が独自に負担していた部分に、国、都道府県の負担が入ること、その部分にかかる市町村の財源負担が軽くなる。当該自治体においては、下記の方針の趣旨を踏まえ、対応にご配慮を頂きたい。副食費の免除対象外の世帯について、世帯負担が増加する可能性がある。このような方針の趣旨を踏まえ、対応にご配慮を頂きたい。ここでいう方針の内容は、今般の無償化が子育て支援の充実につながるようにすること、無償化による自治体独自の取組の財源を子育て支援のさらなる充実に活用することが重要である」、こう述べられています。

給食は保育の一環です。単なる食事の提供ではありません。無償化が始まり、副食費は1人当たりひと月4,500円の徴収となっていると聞いております。

ある保育園の園長先生のお話では、園としては予算的に完全にオーバーをしている。つまり、赤字とのこと。極端な話、毎日提供できていた牛乳が出せなくなる、そういう心配もあるとのこと。子どもたちにしわ寄せが行くのではと思う」、このようにおっしゃられていました。

無償化の積極的意味は、全ての子どもたちに平等に良質の保育を保障することに

あります。今回、改めて財源の裏づけも示しました。コロナ禍のもとで、菊池市独自の副食費への助成の検討を進めていただくことを改めて要望しておきます。

次に、2点目に質問しました病児・病後児保育についてです。

答弁では、窮状の内容を加味して検討していきたいという趣旨の回答でした。ぜひ運営が困難にならないように、検討を開始していただきたいと思います。

病児・病後児保育については、2012年に病後児保育がスタートし、議会でも何人もの議員がさらなる拡充を求めて、2014年に病児保育もスタートし、コロナの影響を受ける前はたくさんのお子さんたちの利用があり、毎年補正予算を組むほどで、市としても2か所目を検討せざるを得ないほど必要な施設として存在しています。

現在、施設では、看護師3名、保育士1名の4人体制で運営に当たっておられます。コロナ禍での登園自粛中も開所をして運営を続けてこられました。時間外の緊急の携帯電話での対応など、大変手厚く熱心な運営努力をされています。私自身も、下の子どもが小学生のときにお世話になり、親も子どももとても安心して利用できる施設で、職員の皆さんの献身的な努力に大変感謝をした次第です。

今回、施設から市の担当課宛てに出されている要望書の中では、「委託費の算定については、コロナ禍が終息するまでは、年度当初で設定した運営費対応をしてもらえると、不透明な状況の中でも運営が確保でき、資格と経験を持ったスタッフを継続雇用し、菊池市の市民サービスとしてしっかりとした質を保った安定運営が可能になる」、こう述べられております。

最後に、市長にお聞きします。

給食費・副食費の無償化、そして病児・病後児保育への対応など、コロナ禍での子育て支援をさらに行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、東議員のご質問にお答えしますが、まず確認ですが、特に給食費については、コロナという特殊な時期における例外的な措置ということと、前々からおっしゃっている全般的な今後の取扱いについて、2つの観点からのお話ございましたが、今日は、質問事項である新型コロナウイルス感染症の影響という観点から述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、給食の問題に入る前に、子ども全般の支援策という観点で申し上げますと、昨日、泉田議員のご質問にもお答えしたとおりでありますけれども、学校における衛生管理の面であるとか、学習面での支援、あるいは独り親家庭に対する特別の支援等々を行ってきただけでございますけれども、さらに、就学援助事業につきまし

でも、新型コロナウイルス感染症の影響により保護者が収入減になったところもあるということで、その救済措置として、申請期限を延長するとともに、申請前3か月の収入を勘案するなど、就学援助を認定するための所得要件の緩和も行ってきているところでございます。

また、これは国の事業になりますけれども、令和2年度の第2次補正予算案として、独り親世帯への手当であります児童扶養手当受給世帯への給付金として、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の給付も今後予定されているわけでございます。

本市としましては、このコロナ禍においては大変限られた財源ということもありまして、これまで緊急性等に応じた様々な個別の支援を行ってきたわけでありまして、一律的なこの学校給食費の無償化であるとか、幼稚園・保育園の副食費の無償化ということは、なかなかやはり難しいところもございまして、先ほど申し上げたような支援を行ってきているということで、ご理解を頂きたいというふうに思います。

また、病児・病後児保育の件につきましては、部長の答弁にもありましたとおりでありますけれども、現在は年度当初ということもありますので、今後の利用状況や国の補助金等の動向も注視しながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 無償化については難しいという答弁でありました。そして、現在行われている施策の事例を紹介されましたが、改めて、やはり私は市独自の支援の対象を全世帯に広げるという点での重要性を再度検討していただきたいと思っております。

また、病児・病後児保育については、検討したいということなので、ぜひ早急に検討をしていただきたいと思っております。

今年の運営費はもちろん、来年の運営費も今年度の利用者数を基準に算定がなされると大幅な減額となります。園からも、最悪の場合は暫定的なサービス休止も検討しなくてはいけない、こういう訴えがっております。ぜひ園からの要望書も、市長もぜひ御覧になっていただきたいと思っております。

病児・病後児保育は市が委託を行っている事業であり、市民サービスを削らないという点からも、早急に検討していただきたい。このことを重ねて要望しまして、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険税について質問します。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国保加入者への支援についてお尋ねをいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症の対策として、感染の疑いのある国民健康保険に加入する被用者、つまり、給与を受けている人に自治体が傷病手当を支給する場合、その全額を財政支援する特例を設け、そのための条例改正が全国の自治体で進められています。菊池市でも今定例会に条例改正が出されています。

国が全額負担をして、国保に傷病手当を盛り込んだのは初めてのことで、この間の全国の運動が実ったものです。5月14日の厚生労働委員会では、被用者とは、青色、白色の申告形態を問わず、全ての家族従業員が対象であるとの答弁がなされています。

しかし、一方で、課題もあります。対象が新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に限るとして、自営業者は対象外とされている点です。国はその理由として、傷病手当は給与に対する所得保障という考えに基づいていること、自営業者の所得を正確には算出することが難しいことを挙げています。しかし、だからといって、自営業者の所得保障はしなくてよいということにはなりません。自営業者の所得は確定申告で明らかであり、休業期間で割り戻せば保障は可能であります。

国も、参議院の労働委員会でこの問題を取上げられた際に、自治体独自の判断で上乗せは可能、つまり、自営業者まで対象の拡大はできるとの答弁をしています。もちろん実施するには対象を拡大した分は国の財政支援はありません。地方特別交付金は、地方が自治体コロナ対応に使える財源です。この財源も使って、自治体の上乗せ、対象拡大は可能です。菊池市でも自営業者まで対象を拡大すべきではないでしょうか。

以上、質問をします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 東議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険の傷病手当につきましては、対象を事業主まで拡充すべきではというご質問でございますが、議員のほうからも、今、ご紹介がありましたとおり、国からの通知では、「国による財政支援の対象とはならないが、支給対象の拡大などの支援を講じることは可能」というふうになっております。

しかし、本市の国保財政の現状は、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加に伴いまして、医療費の増加が見られ、非常に厳しい状況でございます。

そのような中で、本市独自の取組となりますと、財源確保の課題が大きいことか

ら、国・県の状況を鑑みながら動向を見てまいりたいと考えます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 国・県の財政支援がない中で、今すぐというのは難しいという答弁でした。

しかし、全国では、この独自の制度化拡充が広がりつつあります。鳥取県岩美町では、コロナでの支援策として、町独自の制度として、個人事業主等給付金として予算額約185万円、対象は国の制度による傷病手当とならない個人事業主分です。支給額は、前年度事業所得を365日で割った1日分の3分の2を最長1年6か月支給するとなっています。また、埼玉県の朝霞市では、国保加入者で自営業者など傷病手当の対象外の人に一律20万円の傷病見舞金を支給します。

国にもきちんと要望を上げつつ、それ待ちにならず、自治体でも誰一人取り残さずに救済を、この立場で個人事業主も含めた支援を実施することを改めて要望しておきます。

次に、国保加入者への支援について再質問をします。

国保加入者はもともと収入が低い世帯が多いのが特徴で、コロナの影響を受ける前でも負担感は大きいものがあり、高過ぎる国保税の引下げは市民にとっての切実な願いでもあり、私も一貫して主張してきました。平成31年度の状況で見ますと、国保世帯の所得の状況は、所得100万円未満は5割を超え、200万円未満になると8割を超えるという状況です。コロナの影響で払える国保税の実現は待ったなしです。1世帯1万円の引下げや、子どもの均等割の免除など、何らかの軽減措置を取るべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 東議員の再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症による市民の皆様への生活の影響は大変大きなものと認識しております。コロナの影響に係る国保税の減免につきましては、緊急経済対策の中で、生活に困っている世帯への支援として国からの財政支援も確定しており、その基準に沿って速やかに対応してまいります。

また、市独自の減免措置につきましては、広く国保世帯全体に対して講じることになりますと、国民健康保険特別会計において新たに財源を確保する必要があるため、さらに厳しい財政運営を強いられてきますことによりまして、実施は困難と考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 国保と介護保険料の減免の措置の対応が、今、国で進められているということで、菊池市でも速やかにこの点で私も整備をしていただきたいというふうに思います。

今までは災害など特別な理由ということですが、今回は自治体がきちっと速やかに整備を進めれば、コロナの影響で受けた方も減免の対象になるということなので、ぜひ速やかに対応していただきたいと思います。

しかし、この減免だけの対応では対象も限定的です。不十分です。先ほど示した1世帯1万円の引下げや、子どもの均等割の免除などの措置を行っていくべきだと思います。全世帯、子育て世帯へと対象を大きく広げるべきだと思います。財政面での困難さが述べられましたが、かつてない危機のもとで、私は財政調整基金や国保の基金も活用して、国保世帯の負担を減らすべきであると思います。

ここで、熊本県の芦北町を紹介させていただきます。

芦北町は、2年前に既に国保世帯の18歳以下の子どもの均等割の免除の実施を始めていました。そして、今回のコロナの影響を鑑み、今年度に限って国保の全世帯に均等割、そして、さらに平等割を免除する支援を4月に遡って始めています。

菊池市でも国保世帯は市全体の約4割の世帯を占めます。かつてない危機のもとで、財政調整基金や国の基金も活用して、国保世帯の負担を減らすべきであります。非常時の事態です。私はこういうときに財政調整基金を活用せずして、いつ活用するのかと思います。

最後に、市長に伺います。

市長は、これまでも国保税に対し、市民の重税感は否めない、こう答弁をされてきました。コロナでその負担感はさらに増しています。国の進めている減免措置はもちろん、さらに1世帯1万円の引下げや、均等割の免除など、今こそ払える国保税へ市独自の何らかの支援を行うべきではないでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 国保税軽減に関する考え方というご質問でございます。

先ほど来、健康福祉部長が答弁しておりますとおり、国保税の軽減の問題ということにつきましては、ご存じのとおり、本市の国保財政が極めて厳しい状況下でございますので、どうしてもやはり財源の問題というものが生じてまいりますので、現行制度によって行ってまいりたいというふうに考えております。

お話の中にありました緊急経済対策の中で、コロナの影響により減収となった世帯については国の支援策が出てきておりますので、こちらのほうを速やかに実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 国保財政が厳しいという点で、やっぱり現行制度の下でという答弁でありましたが、私はその答弁の範囲の支援では、コロナの影響を受けている国保世帯の暮らしの危機は救えないと思います。かつてない危機のときだからこそ、1点目の質問でも取上げました子育て支援も含め、国保世帯の支援についても、財政調整基金も活用した思い切った支援が必要です。このままでは市民の暮らしはさらに悪化の一途をたどっていくことは避けられません。

国や県にさらなる要望を上げると同時に、住民に直接責任を負う地方自治体の支援が待ったなしであります。ぜひ、今回は考えていないと答弁のあった件に関しては、再検討を行っていただくことを要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、東奈津子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時31分

開議 午後1時38分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。是は是、非は非がモットーの二ノ文です。よろしくお願いします。

いまだコロナ感染症について解明がされていない部分が多く、データ、情報を基に、早急に経済、教育、日常生活に関わる部分の様々な対応、対策が必要であろうと思いますが、今回、ほかの議員の方々が多数質疑をされておりますので、コロナについては、私は別の質問をさせていただきます。

まず、隈府中央線と回遊道路の現状について質問をいたします。

この件は、昨年6月議会でも質問をさせていただきました。この回遊道路は、まちづくり総合支援事業において、総延長5,592メートルを平成15年から24年の10年間をかけて整備をされました。しかし、整備終了から間もない頃から劣



化状況が見られ、現在も同様の状況が見受けられております。

平成29年度以降からは、路線ごとにまとめて舗装工事が実施されているということでしたが、平成29年度が461メートル、平成30年度714メートルと答弁がなされております。それでは、平成31年度の舗装状況について、舗装された場所と距離についてお示してください。

また、隈府中央線も工事着手から15年以上経過しておりますが、いまだ完成には至っておりません。課題となっているのは立町地区のお寺の墓地かと思われませんが、墓地移転交渉の進捗状況、今後の見通しをお示してください。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、二ノ文議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、全体的なことをちょっと申し上げたいと思います。

まず、回遊道路につきましては、議員さん言われましたとおり、まちづくり総合支援事業におきまして、平成15年から平成24年度にかけて、約5,592メートルの整備を完了しております。その後、舗装の劣化が激しい箇所があるということで、そのような箇所につきましては、平成29年度より順次整備を進めてまいりまして、昨年度までに1,383メートルの舗装の整備を実施を終えているところでございます。

先ほど31年度の場所と箇所ということでございましたが、1つは、ローソンの通りのところが115メートル実施しております。それからあと、温泉通りの中の東西の線になりますですかね。あそこは、すみません、ちょっと温泉通りの中を2路線しておりまして、93メートル実施しております。

それから、今年度の計画といたしましては、236メートルということで、2路線を計画しているというところでございます。一応来年度以降につきましても、計画的に整備を少しずつ実施していきたいということで考えております。

それから、隈府中央線につきましては、現在、市道立町北原線との交差点付近のところで、お寺のところですけど、そこが45メートルというのが未整備ということで、残っているという状況でございました。まちづくり総合支援事業の後に、平成28年度に一部建物のほうが除去が完了いたしまして、そこについてはご了承頂いたというところでございます。あと、まだ墓地移転、墓石移転の補償につきましては、今現在、まだ交渉を引き続き進めているという状況でございまして、中身につきましては、ちょっと用地交渉ということでございますので、ちょっと答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 質問させていただきます。

回遊道路について、整備状況を見て回りましたが、本当に継ぎはぎだらけで、全く計画性がなかったのではないかなというふうに見受けられました。どのような形で補修の場所選定や順番、修理の範囲が計画され、実施されたのか、お示してください。

そしてまた、お寺の墓石の移転ということですが、これは大変複雑で、大変なことだろうと認識しております。しかし、やはりあそこまで行って、完成を見られないということはやはりできないと。ぜひ完成に向けてしっかり努力をしていただきたいというふうに思います。

中央線については、そういうことでいいと思うんですが、やはり回遊道路については、今、質問したようなことをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、再質問のほうにさせていただきたいと思います。

どのような選定基準ということですが、一応やはり劣化が激しい部分が一番にするというところで、そういうところを先に計画しながら進めております。

それとあと、道路が通行止めになれば、ちょっと支障がいろいろございますので、それについては、ちょっと分けて、2路線とか3路線に分けてから、劣化が激しい場所ということで進めているというところがございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 劣化が激しいところからということですが、31年度ですか、あその松本石油さんのちょっと外れたところから、下のほうに中央通りに係るところを去年はやられておるということですが、激しいところというならば、その松本石油のあの部分、それこそ、十字路の部分ですか、あそこが激しくて、そのローソン側のほうから先にやって、下のほうに下りたほうが順番的にはいいんじゃないかなというふうにはちょっと感じたわけですが、その辺のところはどういう経緯でなったのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） ローソンの通りということでございますが、一応残り、引き続きローソンまでの部分については、本年度するような形でしております。あそこがちょっと延長が長いということで、2回に、2年に分けたというのが、そういう状況でございまして、あと、詳しい理由につきましては、ちょっと担当に聞かなければ分かりませんので、ちょっと後で回答させていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 先ほども申しましたように、劣化が激しいところということで、今の松本石油のところは分かりました。そこもやはり激しいわけですから、一日も早くやっていただきたい。

それと併せて、今、温泉街のほうが、旅館等がコロナにより休んでおられます。特に望月から観光ホテルの前を通り、宝来館ですか、あそこまでの間、旅館さんが休業なされております。そういうときこそ、予算はかかりますけれども、それはもう後先になるかもしれませんが、ぜひそこをやっていただきたいというふうに思いますけれども、どんな具合ですかね。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 望月から宝来館の前ということでございまして、その部分につきましては、来年度、計画しているところでございます。早めということで、今年ということになります。今年につきましては、起債とかの財源確保がちょっと早めにしないと、途中から確保が厳しいということでございますので、一応来年度の予定ということで、もう計画に入っておりますので、その辺でご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） できるならこのコロナの間に、休んでおられるうちが一番やりやすいだろうという思いで提案をさせていただきました。

次に移ります。

次に、パワーハラスメント、略してパワハラについて質問させていただきます。

ハラスメントは人権侵害を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出身、人種、民族、国籍、身体的特徴に関する言動などで、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることを意味し、現在、35種類があることが分かりました。

今回は、その中でもパワーハラスメント、略してパワハラについてお尋ねをいた

します。

皆様ご存じのとおり、広域連合消防職員が上司による指導という形で、長きにわたりパワハラを受けたことにより、消防職員が亡くなるという痛ましい事案がありました。現在、第三者委員会による調査があつているものと思われま

す。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、真相解明と今後の対応、対策を早急に行い、二度とこのようなことがないようにと強く願うところであります。

パワハラは、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える行為で、1つ、身体的な攻撃、2つ、人間関係からの切離し、3つ、過小な要求、4つ、過大な要求、5つ、心理的な攻撃、6つ、個の侵害の6項目があり、これに該当しない場合も、相手に苦痛を与える攻撃を行うとパワハラとなります。

ここで、お尋ねですが、本市に関連したパワーハラスメントの相談及び事業報告の件数、ある場合はその対応、対処、また、これまで実態調査等が実施されたことはあるのか、お示してください。

併せて、実際、パワハラによる入院、療養されている方はいらっしゃるのかも伺いたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、二ノ文議員のご質問にお答えしたいと思います。

パワーハラスメントの定義につきましては、先ほど二ノ文議員のほうから説明があつたと思いますけども、そういった中で、庁内での相談については、総務課職員係が窓口となり、対応いたしているところでございます。

職員が、より相談しやすい環境づくりのため、社会保険労務士事務所の外部電話相談窓口を設置、こは毎月第1月曜日10時から13時までとなりますけども、その設置を毎月グループウェアで職員に周知を行っておりますけども、現在、相談実績はございません。

また、本年の6月1日からは、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の業務となりましたことに伴い、本市におきましても、事業主として、パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、また、行為者については厳正に対処する旨の方針・対処の内容等を職員に周知・啓発することに努めているところでございます。

それから、パワーハラスメントによる休職者ということでございますけども、パワーハラスメントを原因とする休職者はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 再質問いたします。

昨年、日本労働組合総合連合が2019年5月に出したアンケート結果では、職場でハラスメントを受けたことがあると答えた人は全体の38%、しかし、ハラスメントを受けた人の44%が誰にも相談しなかった。その理由は、相談しても無駄だと思っからが主なものとなっていて、組織が相談できない体質であることが分かりました。ハラスメントを受けた場合でも、解決のために相談できない。相談についても、関係する組織とは関係のないところでしか相談ができないということです。

先ほど報告していただきました、それ以外にも相談できず、解決できずにいる人がいる可能性があるのではないのでしょうか。先ほど相談はなしというところでお聞きしましたので、そういった雰囲気づくりをぜひ市長にはお願いをしたいと思います。

仕事、日常生活に影響を及ぼし、命をも奪うことがあるパワハラをしない・させないことが重要です。

ここで、お尋ねいたします。

ハラスメント等の相談窓口はどこなのか。誰がどのように対処をしているのか。そしてまた、啓発が行われているのか。もう一度、しっかりとお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 相談窓口はというところから、ご質問のほうにお答えしたいと思います。

庁内での相談については、総務課職員係が窓口となり、対応いたしております。また、職員がより相談しやすい環境づくりのため、庁外の外部のところで社会保険労務士事務所の電話相談窓口を設置し、グループウェアで、庁内の掲示板で職員に周知を行っているところでございますけども、先ほども申し上げましたように、相談実績は現在のところはないというところでございます。

ただ、二ノ文議員がおっしゃいますように、相談できないようなところもあるやにも思いますので、その辺の相談しやすい環境づくりについては、今後も検討していきたいと思っます。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 何度も言っますけども、やはり相談しやすい、そういった

環境づくりですね。これをしっかり研究をしていただいて、不幸なことが起こらないように、しっかりやっていただきたいというふうに考えております。

6月1日からパワハラ防止法が施行をスタートしました。ハラスメントを受けた場合、54%が仕事のモチベーションを失う。22%が心身不調、19%が退職、転職につながるという結果があります。

上司からのハラスメントで多いのは脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言などの精神的な攻撃などでした。また、同僚からのハラスメントで多いのは隔離、仲間外し、無視などの人間関係からの切離しであります。例えば同じ空間で挨拶をする人としていない人がいるなど、これも許されない行為と言えます。こうしたハラスメントの実態を知ることから啓発をし、しない・させない対策を検討する必要がありますか。

最近、こんな事例がありました。山口県田布施町で、固定資産税徴収ミスについて、内部告発した職員を1人だけの新設部署へ異動、短期間の異動の繰り返しと、人事権を持つ長が不当に使ったもので、嫌がらせともとられ、パワハラ防止法の隔離が行われたこととなります。

行政の長にある人事権には、人材を適材適所に配置し、市民のための行政の執行を適切に実施するためのものであるべきであると考えますが、今回の事例は、残念ながら、自分の意に沿わない場合に配置転換というパワハラによる人権侵害が行われたこととなります。明らかにパワハラですが、田布施町のトップが認識がなかったと言えます。本市においては、そのようなことは絶対にあってはならないことと考えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

今回の広域連合職員の件及び田布施町の事案について、菊池市のトップとして、そしてまた、広域連合の副連合長としてのご見解をお示しください。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） パワーハラスメントについての2つの事例についての意見ということでございますが、広域本部、消防本部の事例につきましては、私も報告を受けた際に大変驚きました。今、調査がまだ続いていると思いますので、私のほうからのコメントは控えさせていただきますし、田布施町については、私、内容をよく存じませんので、コメントする立場にはございませんけれども、自分の問題として捉えたときに、私はある意味では事業主に相当しますので、パワーハラスメントを行わないというのは当然でありますけれども、職員みんながそれを行ってはならない。やった場合は厳選に対処をされるんだということを十分に自覚するように、既に庁内でも周知徹底をしておりますし、これからもそのことをいろいろな機会の折に言

い続けていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 広域連合の件につきましては、私の考えたとおりの答弁だったかというふうに思います。今、職員間といいますか、この役所内でのことを大変力強い市長のお言葉だったというふうに受け止めました。ありがとうございました。

組織の中でパワハラを防止するには、これまで以上の取組が必要ではないでしょうか。ハラスメントをしない・させないというルールづくり、現在の実態掌握、ハラスメントの研修の機会、ハラスメントの啓発、相談や解決のできる場の設置、発生した場合、再発防止のための取組を行うこと、しかし、何より大切なのは、ハラスメントはしない・させないというトップのメッセージが大変重要であるということです。そのトップの意識が各組織の面々に伝わらないと、学びや啓発が紙面だけのものになってしまいます。ぜひとも市長自らトップとして声を上げていただき、絶対にパワハラをしない・させないと宣言し、具体策を議会とともにつくってはいかがでしょうか。

昨年、議会でも児童虐待のない菊池市を目指すための条例を可決しましたが、日々、子育て支援課を中心に、幼・保・小・中、さらには各課連携で対応していただいております。

昨年度、議会において指摘いたしました花房保育園園長と子育て支援課課長の重要な職務の兼任について、本年度、職員配置は別個となっており、執務内容を考慮し、トップである市長の迅速かつ適切な対応をしていただいたのではないかと考えております。これこそ、市長たる者の責務かと思えます。議会人の私たちも微力ではありますが、こうした内容を確認し、職員の執務がスムーズに的確に行われるよう配慮したいと考えております。

このように、本市トップの迅速かつ適切な対応が実行されましたように、パワハラ防止に対しても、トップ自ら表明していただき、対応していただければと思います。

何より大事なのは、本音の言える環境づくり、これを市長にはぜひ実行していただきたいと、本音の言えるですね。

実は、議会でも、知らず知らずのうちに、パワハラともとれることがあっているようです。事実であれば残念なことに、市議会議員が補助金団体の女性職員に対して暴言を浴びせ、女性を泣かせたとのことですが、これが事実であるならば、これ

もパワハラと言えます。

最後になります。私ごとで恐縮ですが、事実と異なることを取上げられ、多数決の原理で辞職勧告決議案で可決され、警察に被害届を出すぞという発言だけで、実際に事実の確認もされないのは脅し、パワハラとも認識しているところです。市民に選ばれた者として、神聖な議会での数による暴挙、こうしたことこそ、恥ずべきことと考えております。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、二ノ文伸元君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は6月15日に行います。引き続き、一般質問となります。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

---

散会 午後2時08分



第 5 号

6 月 1 5 日

# 令和2年第2回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

令和2年6月15日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第65号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

一括上程・説明・質疑・委員会付託



### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第65号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

一括上程・説明・質疑・委員会付託



### 出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君

15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局監査官	宇野木洋一君

---

事務局職員出席者

事務局長	歌岡憲一君
事務局課長	中尾孝浩君
課長補佐	古田浩敏君
議会係長	笹本聖一君

議 会 係

吉 岡 結 加 里 さ ん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前9時59分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、建設部長より発言の申出がっておりますので、発言を許します。

建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、おはようございます。

金曜日の二ノ文議員さんからの一般質問の中に、立町北原線について、一応あえて西側と東側と言わせていただきますが、西側を先にしたのはなぜかという質問がございまして、後で答えるということがございましたので、回答させていただきます。

令和元年度の施工区間につきましては、沿線上の事業所より、営業に支障にならないようにということで、西側のほうから施工をお願いしたいという要望がございました。それで、令和元年度は西側の115メートル、令和2年度は東側の117メートルを施工することで、地元区長さんに説明し承諾を頂きまして、現在、事業を進めているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○

## 日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆様、おはようございます。福島英徳です。本日は、菊池市独自の公共交通事業である、べんりカー及びあいのりタクシー運行の現状と今後の取組について質問いたします。

前回、令和元年12月議会の一般質問で私が質問しました、平成30年度（2018年度）の総合戦略効果検証報告書では、あいのりタクシー、べんりカーの利用者数において、平成26年度の3万3,036人から、平成31年度の目標数を3万5,000人に設定されていましたが、平成31年度、令和元年度の実績は2万

9, 828人に終わっています。5年間で利用者が増える頃か、約3, 200人減っているのが現状です。

前回の質問時に、目標値の設定根拠はどの問いに対しまして、5年間で2, 000人増に設定したと前部長はさらりと答弁されました。また、目標値未達の要因分析として、利便性の向上や周知不足などを挙げられており、今後はチラシや区長会への働きかけにより、周知方法の改善をすとの答弁を受けました。周知方法の改善は必要だと思います。しかし、不便だから利用しないことも理由にあるのではないのでしょうか。利便性の向上が重要だと私は思います。

さらに、前回の答弁では、設定値からの減少要因として、べんりカー利用者が2, 924人減った共お聞きしました。まずは、べんりカー及びあいのりタクシーの利用者数の推移をお聞かせください。べんりカーは平成27年度からの5年間、あいのりタクシーは現行の運行ルートになった平成28年からの4年間で結構です。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、おはようございます。べんりカーの過去5年間の実績とあいのりタクシーの過去4年間の利用実績ということでお答えさせていただきます。

べんりカーの過去5年間の利用者数についてお答えします。

平成27年度2万899人、平成28年度1万8, 910人、平成29年度1万9, 071人、平成30年度1万8, 522人、令和元年度1万8, 078人でございます。

あいのりタクシーの過去4年間の利用者数についてお答えします。

平成28年度1万1, 212人、平成29年度1万1, 872人、平成30年度1万1, 716人、令和元年度1万1, 750人でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ありがとうございます。あいのりタクシーは、ほぼ横ばいなのですが、べんりカーにおいては、平成29年度を除いて、毎年減少しているようです。

そこで、気になるのは、第1次総合計画は、あいのりタクシーとべんりカーの利用者数を合算されて提示されておりましたが、令和2年4月の第2次総合計画では、べんりカーとあいのりタクシーの利用者数を分けられています。これは分かりやすくていいことだと私は思っております。ただ、令和2年3月の第2期総合戦略や第

1次総合計画と食い違う点が数点あります。そのように、食い違う数値が散見されるのはどのような理由からでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 令和2年3月策定の総合戦略において、目標設定を見直した理由ということでお答えさせていただきます。

第1期癒しの里きくち創生総合戦略の目標設定は、平成26年度の利用実績に基づき、あいのりタクシーとべんりカーの利用者数を合わせた3万5,000人を目標値とし、令和元年度の重要業績評価指標（KPI）を設定しておりました。

令和2年3月に策定した第2期総合戦略では、あいのりタクシーとべんりカー、それぞれの目標値を明確化するために、平成30年度の利用実績を基に、目標値の見直しを行いました。

あいのりタクシーにつきましては、利用者数の増加を見込み1万2,300人としておりますが、べんりカーについては、総合戦略の上位計画である第2次菊池市総合計画の令和3年度の目標値に合わせ、2万2,000人としております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 第1次、第2次または第1期、第2期、総合計画と総合戦略、ちょっと紛らわしいところがあるんですけども、ぜひとも実態に沿った目標値の設定というのを今後お願いしたいと思います。

次に、べんりカー運用に係る市の負担額について、平成27年度から令和元年度の5年間の推移をお願いします。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） べんりカーの過去5年間、平成27年度から令和元年度の運行経費についてお答えいたします。

べんりカーの運行経費につきましては、バス事業者の運行単価と利用者負担の差額を運行事業者に補助金として支出しております。

過去5年間の運行経費につきましては、平成27年度634万7,900円、平成28年度659万5,230円、平成29年度663万1,813円、平成30年度990万2,250円、令和元年度1,054万1,286円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ありがとうございます。平成27年度から29年度は横ばいだったようですね、この補助額が。ただ、平成30年度、令和元年度に50%近くも上がっておりますが、その理由としては、利用者数が大きく変動しているわけではないので、運行事業者等からの値上げでもあったのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 今回の件につきましては、手元に資料がございませんので、確認して後ほどお答えしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） よろしくお願ひします。

今まで質問しましたことが、あいのりタクシー及びべんりカー運行における現状です。そのあいのりタクシー及びべんりカーを導入した目的についてお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） べんりカー、あいのりタクシーの導入目的についてお答えいたします。

市街地を巡回するべんりカーにつきましては、市街地の住民、それから市街地の外から来られた方々の交通手段の確保を目的としております。

また、あいのりタクシーにつきましては、路線バスの空白地域における交通手段の確保を目的としております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） その目的というものは、今、達成されたと考えられているのでしょうか。また、そうであれば、どのように検証されているのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 目的は達成されたのかについてお答えいたします。

べんりカー、あいのりタクシー共に、平成16年度に本格運行を開始し、交通施策の優良事例として、平成22年度には国土交通大臣表彰を受賞し、視察も相次ぎ



ました。

現在、べんりカー、あいのりタクシー共に、利用者数の大きな増加には至っておりませんが、一定の利用者数もあり、交通手段の維持・確保という観点から、導入目的は達成しているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 全てとは申しませんが、目的というのは、ある程度、数値化しておく必要はあると思うんですね。やはり利用者数というのは年々減少している。ということは、当初の目的とは、本当に目的を達成したのかどうか、これはいかがかなと思います。

そこで、次にお聞きしますけども、平成30年度に公共交通に関するアンケート調査を実施されておりますけども、対象者が16歳以上85歳以下の市民3,000人です。福祉政策及び交通弱者の声をより多く聞くべきだと思いますけども、今回のアンケート調査対象者を決められた過程をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 今回のアンケートの対象を決められたことについてお答えいたします。

平成30年3月に実施しました公共交通に関するアンケートにつきましては、本市の公共交通が導入から一定の期間が経過し、地域を取り巻く環境は変化し続けていることから、市民の皆様のご意見やニーズをお伺いし、これからのまちづくりに必要な公共交通の在り方を検討していくための基礎資料が要るために行いました。

アンケート期間は平成30年3月9日から3月23日までとし、菊池市民3,000人に郵送により行いました。抽出条件は、年齢16歳以上85歳以下、旧市町村人口比、菊池、七城、旭志、泗水、これが5対1対1対3、男女数半々、無作為抽出としました。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ただ、本当にやっぱり十分なのかどうか。やはり福祉政策及び交通弱者の声という場合には、16歳以上85歳未満というのではなくて、反対に16歳以下85歳以上、こういったのも重要じゃないかと思うんですよ。

そこで、アンケート結果を拝見しましたが、3,000人に送られたアンケート

の中で回収できたのが939です。回収率31.3%です。回収率もそうなんですけども、設問に対しての回答数のばらつきが多いことに驚きました。回収は939票ですけども、設問によっては、少ないのは210、最大909票です。設問によってばらつきが多過ぎると思うんですけども、これはどのような理由とお考えでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） アンケートの回答者数にばらつきがあったことについて、どう考えるかということについてお答えいたします。

平成30年度に実施したアンケートでは、選択により絞り込まれていく設問や、あと、対象者が限定されるなどにより、全員に当てはまらない設問があったと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 分かりました。

ただ、前回、前部長の答弁なんですけども、利用者数の目標を満たす要因として、周知不足というのを前回答弁されていたんですけども、アンケートを見る限り、知ってはいるが、利用したことがない。要するに、ご存じなんです。そういう方がべんりカーで80.7%、あいのりタクシーでも72.7%なんです。これは周知不足ではなくて、要因はほかにあると考えております。

議長の承認を取っておりますので、アンケート調査から数点ピックアップしたいと思います。

これは市民の声です。きくちべんりカーに関して、きくちべんりカーですが、29人乗りということですが、そんなに一度に乗ることはないのかなと思います。もう少し小型化して台数を増やし、大道路だけではなく、細部のほうにも停留所を置いて、利用しやすくしたほうがいいのではと思ったりしました。停留所まで行くのに遠かったりしたら、利用したくても利用できないのかなと思いました。同様に、軽ボンゴ車やミニバンでの運用でもいいように思います。次に、べんりカーは隈府のみのようだが、ほかの地域には回らないのか。べんりカーは菊池市街地のみの運行で、私の住む河原校区までは運行していません。べんりカーが巡回するところには買物するところや病院もありますが、本当に不便な地域には巡回していないのかなと思います。あとは、べんりカーを旭志、泗水、七城へ行かせたらとか、そういったことが多いです。このコメントは74件出ておりまして、今のをピックアップ

させてもらいました。

続きまして、きくちあいのりタクシーに関して、その日に病院や買物に行きたいとき不便です。あいのりタクシーを旭志から泗水町なかまで運行されれば、熊本市内まで行くのに便利、あいのりタクシーは予約が面倒です。あいのりタクシーは、耳が不自由なので、電話での予約が難しいです。往復利用したいのに、病院の診察時間がかかってしまったときには、予約できたとしても出発までの待ち時間が長い。あいのりタクシーで帰るとき、病院、買物等、予約に間に合うかどうか心配です等、32件ある中で数点読み上げさせてもらいました。

地域公共交通とは、地域住民の思いを酌み取ったサービスでなければならないのではないのでしょうか。べんりカーに関するアンケート調査結果から得た内容を各種交通機関の既存路線や、あいのりタクシーとの関係性を効果的に生かす、ダイヤやルートの変更や利用促進策の検討を行う必要はあると思います。

これまでも何度か、ほかの議員から一般質問されておりますけども、べんりカーを利用できない地域の方々に対する執行部の答弁は、公共交通空白地域の解消を目的としたあいのりタクシーの活用を推し進めるといった内容を繰り返されるだけです。

あいのりタクシーの利便性向上のために、予約時間の延長や運行の増便、また、自宅玄関から目的地までドア・ツー・ドアで行ける利便性をメリットとしても答弁されています。確かにメリットは大きいと思います。これまでに、べんりカー、そしてあいのりタクシーのメリットとデメリットを洗い出して、どのように併用して運用するのがベターなのかを十分に議論されたからこそ、市長からは、本市の独自公共交通事業に関して様々な分析や検討の結果、今の体系があると自信を持って答弁されてきたと思います。これまでにどのような分析や検討が行われて、今の体系に至ったのかを具体的にお示しください。市長お願いします。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 先ほど議員のほうから、べんりカーの運行経費増額の要因についてお尋ねがありました。その点についてお答えいたします。

平成30年度からの運行経費増額の要因につきまして、人件費の増加による運行単価の見直しということでございます。平成29年度月額69万2,000円、平成30年度月額96万7,000円、令和元年度月額101万9,218円ということでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本市の交通体系のこれまでの検討状況ということでございます。

本市の交通体系につきましては、市街地におけるコミュニティ交通であります「べんりカー」及び路線バスが廃止となった地域と市街地を結ぶ「あいのりタクシー」、そして「補助による路線バス」の3つの柱で行ってきているわけでございます。

これまで、「べんりカー」や「あいのりタクシー」は、利便性の向上を図るために、運行区域の拡大であるとか、運行便数の変更等を行いながら現在に至っております。

過去には、泗水桜山地区と光の森を結ぶバスの実証運行なども行いましたが、想定よりも実は利用率が大変低く、定期路線としての定着は困難と、そういったふうな経緯もございます。

また、「べんりカー」と「補助による路線バス」については、今、報告もありましたように、利用者の減少だけではなく、バス事業者における経費の増加等により、運行補助金が年々増加傾向にあるわけでございます。

このような経過を踏まえ、また、高齢者の方々がたくさん増えてきているという事情も踏まえ、自宅の玄関から目的地までドア・ツー・ドアで運行できる「あいのりタクシー」というものが、現時点ではベストな手段であり、経費効果や効率性をさらに高めていく必要はあるというふうに考えております。

そのため、今年度におきましては、利便性の向上と利用拡大を図るため、民間の基金を活用いたしまして、泗水地区におけるあいのりタクシーの予約アプリ実証実験を実施することとしております。これによりまして、比較的皆様のニーズに寄り添った運用ができるのではないかと期待しているところでございます。

こうした現状であるとか、実証事業の効果等を踏まえ、地域交通体系の必要な見直しを進めていきたいというふうに考えております。

また、特に、運行経費が増加傾向にあります補助による路線バスにつきましては、関係市町村等との調整を図りながら、見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 要するに、様々な分析や検討をして今の体系に至ったという、答弁としては不十分かなと私は思っております。交通弱者の増加や、高齢者ドライ

バーによる事故の多発など、社会状況等は刻々と変化しております。

先ほども答弁にありましたけども、令和元年3月議会の令和2年度の施政方針で、公共交通については、利用者の利便性向上を図るため、べんりカーの運行データ調査やアプリ・タブレットを利用したあいのりタクシー予約システムの実証事業を行うというふうに述べられました。先ほどもお聞きしました。

私は、このような取組こそが分析であり、検討ではないかと思うんです。ですから、要するに、これまで様々な分析や検討をして今の体系にあるといつもおっしゃっておりますけども、これまでの分析や検討では不十分と認識されているのではないかと思います。

再度、アンケート調査を実施して、市民の声を聞く必要があると私は思います。交通弱者、特に高齢者の方々は、できれば車の運転をしたくないのが現状です。そのような方々の声を真摯に受け止め、実行に移すのがニーズを酌み取ることではないでしょうか。困っている市民の方々のために、公共交通事業の本来あるべき姿、これを本気で目指すべきだと思います。

べんりカー、あいのりタクシーのほかに、路線バス補助を含めて、利便性を上げるための改善、地域交通体系を見直す考えがあるのか、再度お答えをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 交通体系の見直しはやるのかというご質問でございますが、これは先ほどのご質問の中で、泗水におけるタクシー予約アプリ実証事業などを踏まえて、地域交通体系の必要な見直しを進めたいと、今、ご答弁を申し上げたところでございます。

以上、再度答弁申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ぜひとも、全体的なこのべんりカーの路線見直しですとか、あいのりタクシーの利便性の向上ですとか、既存の路線バスをどういうふうに活用していくのか、ぜひとももう一度、市民のアンケートをとっていただいて、市民の声を聞いて、活用していただきたいと思います。

1問目はこれで終わります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のために10分間休憩します。

○

休憩 午前10時30分

開議 午前10時37分

○**議長（大賀慶一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福島英徳君。

[登壇]

○**2番（福島英徳君）** 2番目の質問です。七城温泉ドームの運営についてお尋ねいたします。

5月の月例会で、利用料金の値上げと利用時間の変更を通知されましたが、どのような経緯で決定されたのか説明をお願いします。

○**議長（大賀慶一君）** 経済部長、清水登君。

[登壇]

○**経済部長（清水 登君）** 改めまして、おはようございます。ただいまの福島議員のご質問にお答えいたします。

今回の利用料金改正と営業時間の変更につきましては、指定管理者が七城温泉ドームの利用料金及び営業時間を改正する際には、指定管理者は、菊池市リバーサイドパーク条例の規定により市に申請し、市から承認を受けることが必要となります。

七城温泉ドームの利用料金の変遷につきましては、設立当初から平成16年度まで、町内300円、町外400円、その後、平成26年6月までが300円となっております。また、消費税率が8%となりました平成26年7月から今年の5月まで、大人330円となっております。

また、営業時間につきましては、平成9年の設立当初から今年の5月まで、午前10時から翌日午前7時までの21時間営業を続けてきております。

今回の改正の主な理由といたしましては、1つ目に、人員増員の件がございます。現在、正社員16名、パート従業員28名の合計44名で運営を行っておられますが、お客様への均一なサービス提供のためには6名の人員が不足しており、不足している従業員の早期確保と、その募集に当たっては、現在の時給からのアップが必要であります。それに伴い、現在の従業員の賃金も含めた人件費の見直しが必要であるということです。

また、2つ目に、施設の修繕に関しましては、市との協定の中で、50万円未満の工事・修繕については、七城町振興公社が行うものとなっております。経過年数とともに、利用に支障が出る修繕費の負担が増える見込みであることです。

また、3つ目に、消費税が令和元年10月より8%から10%に増税になったことを挙げておられます。

以上の3点を解消する手だてといたしまして、まず利用料に比してかかる経費が2倍以上となる深夜から早朝の営業を廃止すること。次に、その上で利用者への負

担が最小限に抑えられる形での料金の改正を行う旨の申請が上がったものです。市といたしましても、以上のような説明を受け、利用料金と営業時間の変更を承認したものです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 納得はしませんが、理解はできました。

それでは、改めて、温泉ドームを設立された目的をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、温泉ドームの設立目的についてお答えいたします。

七城温泉ドームは、前身の七城町温泉会館を起源として、平成9年にオープンしております。

設立の目的として、「魅力と潤いに満ちた活力ある町づくり」の一翼を担う事業として、地域住民の憩いの場、世代間・地域間等の交流の場を創設することにより、地域住民の健康・福祉の充実はもちろん、地域の魅力の再発見、若者の定住促進等により地域の活性化を図ることを目的とする」とうたわれております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今の目的と、今回の利用料金の値上げ、利用時間の変更というのは、結構乖離しているように私は感じました。

第3セクター、3セクとして、利益追求というのは当然かと思えます。しかし、温泉ドームは市民のための福祉施設といった位置づけでもあると私は感じます。この一般質問の通告をした後に、市民の複数の方から、フリーパス券の廃止、この通知に対して、何とか廃止しないでほしいとの切実な要望を受けました。

議長に了解を取っておりますので、通知文を読み上げます。

令和2年5月25日、七城町振興公社（七城温泉ドーム）支配人名です。フリーパス券の廃止について。拝啓、新緑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は一方ならぬご愛好を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、増税及び諸物価高騰に伴い、6月1日から料金変更となります。それに伴い、フリーパス券を廃止することとなりました。このような内容の通知文です。

私は、この文面から憤りすら感じました。利用者をばかにしているのかと。そし

て、私のところには、泗水の方からは、6,000円になってもいいからフリーパスを残してほしい。菊池の方からは、高齢の独り暮らしにとって、フリーパスは自宅の風呂を沸かすより安く助かっていた。6月1日から1回380円で、30日入れば1万2,000円近くになる。年金暮らしにはつらい。また、七城の方からは、合併前の七城が福祉は充実していたなどの声が寄せられました。

フリーパス券を導入した目的をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまの件につきましては、手元に資料がございませんので、確認出来次第、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 多分市長が答えられると思いますので、後でまたお聞きしたいと思っております。

先ほど読み上げましたフリーパス券廃止通知文にもありましたけども、増税及び諸物価高騰に伴い、6月1日から料金変更する。営業時間の変更もする。

経済部長からの答弁にもありました人員不足だとか、やはり費用がかかる、そういったことが要因というふうにおっしゃいましたので、それほどまで、この七城振興公社の経営が悪化しているのか。七城町振興公社の経営状況について、過去3年、平成28年度、29年度、30年度の決算書を確認させていただきました。平成28年度、30年度は黒字決算です。平成29年度は営業損失、要するに、営業利益のところではマイナスという、本業でマイナスは出していますが、営業外利益等で経常利益及び当期純利益では黒字決算です。

この営業損失を出した平成29年度なんですけども、これは損益計算書からなんですけども、レストラン売上げ、これが平成30年度と比べて、レストランの仕入れにかかる原価率が5%も増えております。2億円の売上げですから、5%増えれば1,000万なんです。そうであれば、当然営業赤字になっても致し方ないと私は考えます。

このように黒字決算にもかかわらず、利用料、また、営業時間の変更を行う必要性をご説明ください。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。



休憩 午前10時49分



開議 午前10時51分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、先ほど福島議員のご質問に対しまして、最初にお答えいたしましたけれども、経営の中で、従業員を増員の件と、1つ目のお客様の均一なサービスのためには従業員の増加が必要であること。それから、2つ目には、施設の修繕に関して負担が増えていること。それから、3つ目に、消費税が上がったことを挙げておりますけれども、そのような理由で、この料金を上げたところの説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 苦しい答弁ありがとうございます。結局、必要性がないんですよ。黒字なんですよ。

どうしても、やはりこれを続けるということであれば、私なりにこの七城町振興公社の経営状況を調べてみました。これは中小企業の経営者にしたら羨ましいほどの決算です。経営状況はかなり健全です。なぜなら、先ほど申しましたけれども、損益計算書において単年度黒字決算です。そのとき、温泉ドーム利用料は330円、営業時間は従来どおり、フリーパス券も従来どおりの状況においてです。

その中でも目をみはるのが、貸借対照表において、これはもう直近の平成30年度の決算資料ですけども、流動資産が1億5,500万、そのうち現金及び預金が1億3,400万もあるわけです。現金及び預金が1億3,400万ですよ、流動資産として。そこで、貸借対照表ですから、右と左にありまして、右側の流動負債、これが3,400万です。ご存じだと思いますけども、流動負債とは、すぐに返済しなければいけない負債、借金ですね。ただ、どこでもこれはあります。注目したいのは、流動負債率が3割にも満たないということです。通常、この流動負債率が6割程度であれば、健全なかなり経営状況がいいというふうに判断されるわけです。このように健全な経営状況にもかかわらず、値上げをする理由、きちんと市長からご説明願えないでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問の確認でありますけども、値上げの理由ということでよろ

しいですか。

○2番（福島英徳君） 値上げと、営業時間と、フリーパス券。

○市長（江頭 実君） 先ほど来、何かおっしゃっているのは、黒字ではないかということ、なぜそれで値上げをするんだというふうに理解しておりますけども。

○2番（福島英徳君） その必要はないというのは、黒字でしょう。

○市長（江頭 実君） それでは、まず、そのところからお答えをしたいと思います。

今まで、当社の経営状況によりまして、何とか黒字を続けてきておりますけども、前年度におきましては大幅な赤字でございます。今年につきましても、大幅な赤字が既に見込まれておるわけでございます。

なぜそうなるかということをお話ししますと、まず私は、当社としては、設立以来、本当に地域に根差したい経営をなさっているのではないかなというふうに評価しておったところございまして、平成9年に設立して、そのとき、実は300円なんですね。市外、当時ですと町外の方は400円ということですけども、この町民あるいは市民向けに300円というのが、実に平成26年だったと思っておりますが、まで続けているわけでございます。その間、諸物価は大変高騰しておるわけでありまして、よく頑張ったなというふうにも思いますし、その後の値上げというのは、300円が330円になりましたけども、これは消費税の関係ということでございます。

それから、今回、先ほど380円とおっしゃいましたけども、今、料金が360円でございますので、認識を修正頂きたいと思っておりますけども、それも諸経費のアップ、それから、先ほど来お話しをしている、人件費を中心とする要因、それから、消費税が10%に上がったことに対応するものでありまして、ただし、議会からの承認枠380円頂いておりますけども、やはり少しでも市民の方にその上げ幅を極小化しようということで、当社努力として、承認枠380円にいきなり上げるのではなくて、360円でまずはやってみたいと。こういう申出もあったところであります。

また、本来であれば、10月の消費税アップに合わせるところでありますけども、その後に大きな修繕工事が見込まれておりましたので、不便をかけながら値上げをするというわけにもいかんだろうという地域への配慮から、実際の値上げを適用したのはつい先日の6月1日でありますから、8か月ぐらい、自己努力でそのところは頑張ってきたということでございます。

そして、この360円というのは、非常に何か異常な数値かのようなお話でありますけども、近隣の3セクの状況を見てみますと、合志市さんでは400円、菊陽さんでも400円、すぐ近くの山鹿のところで390円、さくら湯さんだけが35

0円と比較的近いわけであります。

それから、もう一つ、特筆すべきは、これも設立以来でありますけども、10時からぶっ続けで翌朝の7時まで営業してきている。21時間営業しているわけでありまして、これが実は大変コストになっているわけでありましてね。特に深夜以降は、コストが大体倍ぐらいになるというお話でございました。このような長時間の運営をやっているところはございません。

今回、やむなく、そこのところを短くしまして、それでも1時まで、深夜の方もご利用できるように配慮をしているところでありますが、時間から見たときに、今の申し上げた他の比較施設はどうかとお話ししますと、大体10時あるいは11時、一番遅いところで12時でございますので、この点も大変頑張っておられるんじゃないかなと私は考えているところでございます。

また、特に地域に対する配慮が素晴らしいと思っているのは、単なる温泉施設ではなくて、やはり住民のための健康増進という、先ほどおっしゃった設立目的があるわけでありまして、養生園とか、あるいは市と連携をして、様々な健康教室をつくったり、骨密度測定をやったりというふうに、地元の方々の健康づくりに大変意を用いていらっしゃる。それは当然コストもかかっているわけでありまして、そういう意味では、今の時間にしろ、料金にしろ、今回やむなく値上げにもなり、そしてまた、時間短縮にもなりましたが、それは極力住民の方にそのしわ寄せが行かないように、ぎりぎり経営努力が頑張った成果ではないかと。それがたまたま、今回はもうそこがさすがに経営努力が限界に来て、値上げと短縮をお願いすることになった。しかし、それでもまだ、ほかの近隣施設よりは十分に頑張っている数字ではないかと、このように私は考えているところでございます。どうかご理解のほどをお願いをしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） はっきり言って、答弁になってないと思います。利益は出ているんです。従来のやり方でも十分利益は出て、流動資産も十分確保しております。他の自治体にないものを、この菊池にあるというのは素晴らしいことじゃないですか。ぜひとも続けていただきたいというふうに思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほど来、流動資産が多いではないかと、現金も多いではない

かというご質問でありますけども、これ、施設は市の持ち物でありますから、固定資産は基本的には持たないんですね。ですから、当然資産のほとんどが流動資産になるわけでありまして。

それから、第2点、現金が多いように思いますけども、飲食業をやっております、当然ながら、そこは仕入れが先行しますので、これは運転資金として使っているわけでございますから、常にこの金額をずっと何か余して貯金通帳に残しているわけではございませんので、そこのご理解を頂きたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） そこはまたおいおいと調べていきたいと思っております。

そこで、いろんな答弁を聞いている中で、本当にやっぱり市民に寄り添っているのか。毎年100万円以上の交際接待費を計上しているのも気になりますし、毎月開催されている取締役会ではどのような報告がなされているのか。取締役会の機能を果たしているのかどうかもほとんど疑問です。

市長は、七城町振興公社の筆頭大株主、出資率85%ですから、これ大株主というのが妥当かどうかは分かりませんが、その市民の代表であって、市長自身が筆頭株主ではありませんから、常に市民ファーストで臨んでいただきたいと思っております。

先ほど、本年度、令和元年度は大幅な赤字というふうにおっしゃいましたけども、令和元年度、休館もございました。利用者数が15%減少しています。利用者数が増えても、コストはほとんど変わらないと思っておりますので、まずは値上げとか、時間の変更とか、フリーパス券の廃止とか、そういったマイナス要因ではなくて、利用者を増やす取組をするべきだと私は思います。

これまでにどのようなアクションをとってこられたか分かりませんが、先ほど述べましたように、中小企業の経営者が羨むような健全経営の七城町振興公社が、今、行おうとしている利用料金の値上げと営業時間の変更、そしてフリーパス券の廃止は、市民のための福祉施策に逆行した行為ではないでしょうか。全くもって理解出来かねます。

「サービスは高く、負担は低く」が市民に示してきた合併の合い言葉です。また、新型コロナウイルスにより不況や不景気になる危険性もあり、市民に安らぎを与える施策が必要なそんなときだからこそ、利用料金値上げの廃止、営業時間を従来に戻す、そして、フリーパス券の廃止撤回を強く求めますが、再度考えをお聞かせく

ださい、市長。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） その前に、私のほうで、先ほどのフリーパスの廃止について回答をしたいと思います。

伺いましたところ、フリーパスにつきましては、15年ほど前に導入されております。高齢者の方のための導入ということで、また、廃止につきましては、入浴料の見直しの中で、よその3セクのところもフリーパスを行っていないこともございますけれども、回数券での対応をお願いしたいということでございました。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 値上げ及び時間短縮の件について、再考の余地はないかということでございますけれども、特に値上げに関しては、先ほど来申し上げた諸コストアップ、構造的問題、消費税の問題等々につきまして、私どもが十分にヒアリングをして、事情を納得して、そして長期、安定的に経営をしていただくために必要であろうと判断して、議会にお諮りをして承認を頂いて、しかもその承認そのままの金額でやるのではなくて、その内側で何とか自己努力をしたいということでございますので、特段、今、それを再考する理由はないというふうに考えております。

時間帯については、これは当社の運営マターでありますけれども、短縮した後でも、まだまだ他の近隣の公的3セクに比べまして、十分に地元配慮した時間帯ではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 市民を代表した、要するに85%も持っているわけですから、市民の代表として、ぜひこの七城振興公社の経営について、そういった利用料金云々、市民目線でしっかりと対応していただきたいと思います。ぜひともこの利用料金値上げの廃止、利用時間を従来に戻す、そして、フリーパス券廃止撤回を強く求めて、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、福島英徳君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。



休憩 午前11時11分



○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議席番号11番、荒木崇之です。

今年1月に日本で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから、僅か3か月で国難と言われるほどの事態に陥りました。当初は国の対応が注目されましたが、次第に吉村大阪府知事など各地方自治体のリーダーシップが注目され、危機管理における首長制のメリットが明らかになりました。半面、的外れな新型コロナ対策や、何もしない顔が見えない首長は批判にさらされることになりました。

吉村大阪府知事の強力なリーダーシップは、大阪府民の、いや、日本国民の心をつかみ、それを表すように、大阪府が4月30日に開設した新型コロナウイルス助け合い基金は、6月11日現在で、1か月ちょっとであります。寄附件数1万9,000件、寄附額25億8,000万に上る善意が寄せられています。その大阪府知事が新型コロナウイルス感染症と地域経済の回復の両立が必要だと言われるように、アフターコロナがこれからの課題であります。

今回の議会では、新型コロナウイルス関連の質問が相次いでいますが、新型コロナウイルス対策も大事ですが、本市は同時に審議していかなければならない重要な問題が多々あります。そういったことから、今回の一般質問では、新型コロナウイルス案件は外して通告した次第であります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、泗水地区にある田島工業団地についてであります。

平成28年10月5日の菊池市のホームページに、阿蘇製薬株式会社が泗水の田島工業団地内に新たに用地を取得し、救急ばんそうこうや魚の目除去用ばんそうこう等を製造する工場を新設することが決まり、平成28年10月4日、協定調印式が菊池市役所で行われました。新工場は平成29年6月に着工予定で、投資額は約10億円を予定しており、190人から200人を雇用する予定ですと掲載されました。菊陽町にあります阿蘇製薬株式会社が、熊本地震により工場が被災したため、田島工業団地を取得され、工場を建設されるとのことでした。しかし、現在の田島工業団地においては、くいの本も立っておらず、工場が建設される気配さえありません。

そこで、お尋ねしますが、進出協定を結んでから約3年が経過しています。なぜ建設されないのか。それと、その理由と、これまでの阿蘇製薬株式会社との交渉の

経緯をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまの荒木議員のご質問にご回答いたします。

阿蘇製薬株式会社の工場建設につきましては、東京オリンピックに伴う建設資材不足や人材不足が起きたことにより、オリンピックが終わるまで待つという方針に切り替えられたことが要因の1つと伺っております。

また、この間、医薬品や医薬部外品の製造・品質管理の基準が厳しくなったことから、基準を満たすため、専門コンサルタント及び設計者と調整をされており、時間を要しているとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁では、製薬会社だけに薬事法の制限を受ける特有の工場建設の設計とか、そういうのが必要になると。となると、オリンピックによって資材の不足が生じて延期になっているとのことでしたが、ちょっと気になることがあります。それは菊池市企業誘致促進補助金交付要綱の第6条の補助金の対象経費及び補助金額の中で、第2項には、市長は、指定事業者に対し、次に掲げる補助金を交付することができる。1、用地取得補助金、指定事業者が新たに取得した土地のうち、市長が該当工場等の事業の用に供すると認める土地（取得後3年以内に工事に着手したもの）の取得価格に100分の30を乗じて得た額を当該指定業者に交付する。難しいですけども、要約しますと、用地取得の補助金として、3年以内に建設すれば、上限市が2億円の補助金を支出することができるという意味ですね。阿蘇製薬株式会社は、昨年令和元年11月で用地取得から3年が経過してしまいました。

そこで、お尋ねしますが、この条例からしますと、用地取得補助金は阿蘇製薬株式会社に対して出せないことになります。まず、そう理解してよろしいのか。そして、阿蘇製薬株式会社はこのことを知っているのか。ちゃんと阿蘇製薬株式会社には説明されているのか。この2点をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来、荒木議員も申されましたように、菊池市企業誘致促進補助金における

用地取得及び施設整備による補助といたしましては、取得後3年以内に建設工事に着手したものに限り対象とする旨を定めております。

よって、既に土地を取得し3年が経過してしまった場合につきましては補助対象外となり、補助金を支払うことができません。

また、このことに関しましては、阿蘇製薬株式会社様には補助対象外となる旨を既に説明をして、了承をさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ちょっとそのことを心配しました。言わば上限2億円をもらえない。企業にとっては相当大きなダメージかと思えますけども、ちょっと本当に建設されるのか心配ですので、2件ご紹介したいと思えますけども、今年の熊日プレジデント倶楽部2020というのがありますけども、これは熊本県内企業にインタビュー形式で取材されているものですが、阿蘇製薬株式会社さんが掲載されました。その中で、設立70周年を機に本業の再構築とありました。一部抜粋しますと、1990年代から海外に進出、アメリカのフロリダ州サラソタ市、フィリピンのセブ島、メキシコのホワレスに生産拠点を設けています。主力商品の救急ばんそうこうについては、海外取引高は国内の3倍強と順調に成長していきました。

また、当社のグループ会社が主地権者となり、当社隣接地に敷地面積2万5,000平方メートルのショッピングセンター「アヴァンモール菊陽（Avant Mall 菊陽）」がこの春に開業します。実際、私行きましたけども、開業していました。うどん屋さんとか、TSUTAYAさんとか、いろいろなのが入って、すごくにぎわってました。国道57号菊陽バイパス沿いに広い駐車場を備えた複合商業施設となります。当社の遊休地を利用した事業が地域のにぎわいにつながれば幸いですと掲載されていましたが、田島工業団地への工場建設については一切触れられていません、残念ながら。

さらに、本年5月1日の熊日新聞に、マスク製造に県が助成と題して、県内の製薬会社2社に、マスクと消毒液の製造に対する支援を発表しました。この2社のうち1社が阿蘇製薬株式会社で、熊本地震で被災したマスクの生産ラインを復旧し、早ければ6月にも、もうひよっとしたら稼働しているかもしれません。稼働させ、月100万枚を見込んでいるとのこと。新型コロナウイルスにより供給が薄くなっているマスク製造を現状の工場で乗り切れるなら、新工場を建てる必要があるのかなど。この記事を読むと、ますます田島工業団地に建設されるのか不安になります。



では、市長にお尋ねします。

間違いなく、阿蘇製薬株式会社は田島工業団地へ進出するという事でよろしいでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 阿蘇製薬さんの菊池への進出の件でございますが、阿蘇製薬さんのこの菊池への工場進出でありますけども、将来の生産拡大も視野に入れて、田島工業団地への移転を決定されたものでございまして、平成28年10月には立地協定も提携し、売買も完了しているわけであります。

先ほど来、説明しましたとおり、現在、工場仕様の各種基準への適用であるとか、投資のタイミング等を検討されているところと認識している次第でございます。

該当の記事のうち、熊日プレジデント倶楽部も拝見しましたが、当社の発展の歴史、隣接地の活用、今後の抱負等について述べられておるところでございますが、本市進出の件は触れられておりませんが、私どもにはその理由は分かりません。紙面のスペース、計画の煮詰まり具合等々、様々な観点で当社が判断されたものというふうに考えております。

記事に載ってないから、本当に来られるんだろうかと。それは恐らく荒木議員さんの個人的な憶測ではないかというふうに思いますけども、行政と企業の間で立地協定も売買も完了している話でありますし、当社からもタイミングを少し今検討しているというふうに聞いておりますので、来ないのではないかというのは、やや飛躍した疑問ではないかなというふうに考えております。

当初より時間を要しておりますけども、その事情や理由は納得できるものでありますので、どうか、地元にとっても大変楽しみな案件でもありますから、地元泗水の市会議員としてもぜひ歓迎して、楽しみにお待ちしておりますというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ちょっと今の答弁を聞いて、私が歓迎していないような言い方をされるんですけど、私は心待ちにしているんですよ。そこを誤解されていないように。

それと、もうこれで次で終わろうかと思ってたんですけど、市長があんまりにそういう答弁ですから、お聞きしたいのが、では、29年には着工すると言われてたわけですよね。着工されていない。じゃあ、今度は何年に着工して、何年に完成するのか。完成予定なのか。それぐらいは聞いておられると思いますので、そこをお

尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 投資及び工事のスケジュール等については、今、検討中であるというふうに伺っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） じゃあ、まだ先かなという気がしますですね。

最後に、お尋ねしますけども、先日、田島地区に私の市政報告のビラ配りをしていたときに、ある方から、田島工業団地にはもう阿蘇製菓は来ないとだろうというお尋ねがありました。田島地区の方は、これはもう田島地区に限らず、菊池市民はそうですけど、特に泗水地区は、工場建設によって雇用が190から200人ですから、人口の増加、そして田島西小学校の生徒の増加を期待されています。また、工業団地に、実際、土地を提供された方もいて、その工業団地の行く末が気になりな方もおられます。市は、単に企業を誘致してくるのだけではなくて、進捗状況などの情報提供を地域にする、説明責任を果たすと、そういう義務があるのではないのでしょうか。

この後、私の後に、午後の質問で、木下議員が質問されますけども、迫水小学校しかり、売った後は地元は何の説明もない。パエリア大会についても、パエリアって禁句ですか、スエカ市が禁句ですかね。そこはあれなんですけど、パエリア大会についても、131万6,000円の旅費を使ってスペインまで行って、パエリア大会はしますと声高に市民に広報で知らせたが、開催せずに終わり、これでは地元市民、ご協力頂いた方に対して無責任です。

そこで、お尋ねしますが、今後、田島地区にこれまでの経緯を説明する地元説明会を開催する考えはありますか。市長にお尋ねをします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 地元の方の声が上がったということで、説明会の予定はないかというご質問でございますが、ちょっと議長の許しを頂ければ、少し質問の背景を確認したいと思いますので、反問権を行使させていただいてよろしゅうございますか。

荒木議員が直接聞かれたということでございましたけども、どの地区の方であるかお教えいただくことはできるのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それは、もうすぐ近くの岡区、猪の目区、田島一区、田島二区、結構な方から、時期はそれぞれ違いますけども、いつ来っとだろうかねっていう声は上がっています。市長には届いてませんか。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 複数の区ということでございますね。大体何人ぐらいの方のお話でございますか。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 懇切丁寧にお答えしたいと思います。総数で20人ぐらいかと思えます。時期は、やっぱり田島工業団地が29年から着工となっておりますので、大体田島地区を配るたんびに、いつ出来っとだろうかねっていうのはよくお聞きします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ありがとうございます。それでは、お答えします。

なぜ、確認したかといえ、この案件は地域にとっても、本市にとっても、長年の一大懸案でございました。進出によって固定資産税はもとよりですが、いずれ本社機能自体も移転したいということも表明されてますので、行く行くは法人事業税が大きく落ちてくることもなるだろうというふうに思いますし、多数の従業員いらっしゃると思いますので、経済効果や将来の雇用期待と、大変メリットの大きな事案でございまして、また、決定直後には、市のお誘いを受ける形で、当社がわざわざ全社員の忘年会を菊池温泉で開催していただくというふうに、大変地域を大事にされるベストのありがたいパートナーが見つかったなということで、市はもとよりでございますけども、地域からも手を挙げて歓迎、賛同を頂いた案件でございます。

私も、いつ頃来るとかいという声は時々ございますけども、来ないのではないかいという声は全く聞いたことがございません。遅れている理由は、先ほど来お話ししているとおりでございまして、いろいろなタイミングを今見極めているということでございます。早いにこしたことはありませんけども、これはあくまで民間企業の財産に関する民間企業の経営マターの問題でございまして、今のところは当社がまだ検討中ということでございますので、私どもとしては楽しみに歓迎して待つのみということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 市長も地元の一大事業だということは認識されていることは、私も安心しました。もう頭の中になのかと心配しておりましたので、これから懇切丁寧に市民の方に、まずは区長さんに説明をしてやっていただきたいなと思います。そこまで一生懸命思われているなら、3年間も放置せずに、その間に1回ぐらいはできたんじゃないかなと思いますので、なるべく早く市民の方に情報提供を行っていただきたいというふうにお願いして、次の質問に移りますけど、議長、よろしくをお願いします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時39分

開議 午前11時44分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 次に、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税は、2008年に創設された制度です。自分が応援したいと思う自治体を選び、そこに寄附ができる公的な仕組みのことです。寄附をすると、寄附したお金が地域貢献に役立つばかりか、地域の特産品や名産品をお礼の品として受け取れたり、税金の控除が受けられたりします。

ふるさと納税が創設された目的として、日本では地元で教育や医療などの公的サービスを受けて育った後、大学進学や就職を機に都会に移り住む人が多くいます。人口減少で税収減に悩む自治体がある一方で、都会で暮らしながら、ふるさとに恩返しをしたいという思いを持つ人も多く存在しています。両者をつなげる仕組みとしてふるさと納税が生まれたのです。自分の出身地の自治体や、お世話になった、関心がある自治体など、個人が寄附する自治体を自由に選べることで、納税に対する意識が高まります。

一方、各自治体も寄附先に選んでもらうために、サービスやPRに工夫を凝らすようになります。これらを通じて、持続可能な地域の在り方、地域創生につながるものが期待されています。

それでは、本題に入ります。

菊池市に寄せられたふるさと納税の過去の寄附額ですが、平成27年度が、1,000万円以下ですね。100万円以下は切捨てますけど、約8,000万円、平成28年度が3億3,000万円と飛躍的に増えていますが、これは熊本地震による善意のふるさと納税かと考えます。では、29年と平成30年のふるさと納税の寄附額の状況をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 菊池市に寄せられましたふるさと納税の寄附額につきまして、平成29年度は1億7,483万2,537円、平成30年度は8,833万6,500円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） お答えいただきましたが、パネルを示したいと思います。議長より許可は得ています。

[パネルを示す]

○11番（荒木崇之君） このパネルは、県内のふるさと納税の上位7自治体の納税額と順位を示した表であります。1位はずっと熊本市です。3年連続ですね。菊池市はこの赤文字でしているんですけども、順位的には4位、7位、18位というふうになって、この4位のときが平成28年度3億3,000万円、ふるさと納税で寄せられたときです。これ、楽天に返礼品なしの少額の寄附をくださいということで、いち早く取り組んだことから、やっぱりこれだけ集まったものと推察します。平成29年度が1億7,483万円ということで7位、まだトップ10にいます。平成30年度8,833万円で、一気に18位まで落ちています。また、前年比で比べますと、29年、30年と前年比で比べますと、約8,600万円も減っていますけども、お尋ねします。ふるさと納税が年々減ってきている理由、これは何だと考えますか。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） ふるさと納税の寄附額がなぜ減少したのかということでございますけれども、平成28年度以降、ふるさと納税として寄せられた寄附金のうち、熊本地震による被災に対する災害支援として寄せられた寄附が大部分を占めておりました。

中でも返礼品を希望しない寄附金は、平成28年度は1億537万1,805円、

平成29年度は939万6,361円、平成30年度は557万8,000円と地震後、年数の経過により減少しており、災害支援としての寄附金が減少したことが全体のふるさと納税としての寄附金の減少につながった大きな要因であると考えております。

今後も寄附金の増加に向けて、返礼品の内容の充実やポータルサイト上での紹介の工夫など、様々な取組を行っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 熊本地震でいただいたこのふるさと納税、その関連でいただいたふるさと納税というのがだんだんもう落ち着いてきて減ってきたと。一方、これは真に菊池市に寄附をしたいという人がどれだけ出てきたかという数字の現れたと思うんですよね。

ただ、私はそっちのほう、地震で減ったんじゃないかと、何でふるさと納税、本当に魅力ある自治体なのか、そうじゃないから減ってきている、そうじゃなくなってきたから減ってきているという推察を私なりにしていますので、その私が推察しますに、ふるさと納税が減少している理由は大きく2つあると考えます。

1つは、寄附額に見合った返礼品が返せてない点であります。要は、割高だということです。詳しく説明しますと、菊池市ふるさと納税の申込みがあった場合には、市は、この業務を第3セクター協議会与単価契約していますので、約10%の手数料を第3セクター協議会が引き、第3セクター協議会は発送業務をまるごと市場に丸投げ、下請に出しています。まるごと市場も20%の手数料を引きます。中間マージンで30%も取られることになりますので、返礼品にそのしわ寄せが来ているのではないのでしょうか。

実際、どこの自治体でもふるさと納税で取り扱っているのは米と肉ですが、例えばお米ですが、山形県寒河江市の米、こちらは楽天ランキング1位の米です。これは1万8,000円の寄附に対して米20キロ、一方、菊池市は2万円の寄附に対して返礼している米は10キロですので、半分の量しか返礼ができていません。

肉に対しても、牛肉の切り落としを菊池市が1万円で550グラムに対して、玉東町は1万円で1キロ、約倍を返している。同じく焼き肉用上ロースについても、菊池市が600グラムで2万5,000円に対して、全国的に有名な都城市の宮崎牛霜降り上ロース600グラムで、何と2万円、たれつきです。ですので、やっぱり菊池市が割高です。

豚肉についても、豚ロースが菊池市は1万円の寄附で800グラムに対して、宮

岐阜県都農町は1万円で何と2キロも返礼品を返しているというふうになります。

一部の例を挙げましたが、菊池市の返礼品は、全体的に割高に感じます。

2つ目に、菊池市は第3セクター協議会と単価契約しているのに、第3セクター協議会から、さらに業務をまるごと市場に委託していることから、責任の所在が曖昧であります。顧客管理や受付事務さえま共にできてない点であります。

パネルを示します。

[パネルを示す]

○11番（荒木崇之君） この表は、市が第3セクター協議会と単価契約されている、その業務内容といいますか、どのような業務を代行しているのかを企画振興課に事前に質問して作成したものです。ご覧のとおり、返礼品の企画開発やホームページの作成、顧客管理などは第3セクター協議会もまるごと市場も行っておらず、ほとんど企画課の職員が行っている。単価契約でまるごと市場が行っているのは、商品の発送と商品の問合せとのことです。しかし、商品の問合せ対応をするようになったのは、昨年からだと聞いています。

それでは、この表を踏まえて質問いたします。

まず、ふるさと納税の申込みがインターネットを通じてあった場合に、受付事務を行っているのはどこなのか。

次に、返礼品に対しての苦情、クレームはどこで受けていますか。

3つ目に、返礼品や税控除の書類、ふるさと納税をすると税控除が受けられます。それを税控除の書類を送るわけなんですけれども、その書類の発送業務はどこが行っているのか。

以上、3点をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） まず、ふるさと納税の受付をどこが行っているかというご質問に対しまして、ふるさと納税の寄附の受付は、市が委託したポータルサイト4社がクレジットで行っております。それと、そのほかに、直接市への郵便振替、現金書留及び口座振込によりも行っております。

2番目に、苦情はどこが受け付けているのかという質問でございますけれども、ふるさと納税の返礼品についての苦情への対応は、返礼品の契約を締結している有限会社七城町特産品センターにて行っております。

3番目の質問のお礼状や税控除の書類はどこが発送しているのかという点でございますけれども、寄附者へのお礼状や、税控除の際に必要なワンストップ特例申請書等の書類につきましては、市が発送事務を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今、後藤部長からご答弁がありましたけども、苦情については、まるごと市場が受けているとのことですが、全てではなくて、週に何件か、多いときは数十件、企画振興課の職員の方が受けていると聞いています。

そこで、疑問に思うのは、何のために、どのような理由で単価契約を行っているのかということです。そもそも高い手数料を払ってやらせている業務が、言わば発送とクレーム対応だけ、市はふるさと納税のために嘱託職員を雇用し、今では会計年度職員というんですね。雇用し担当者を2人もつけている。さらに、税控除書類の発送時期は残業までして職員さんが発送している。これではせっかくのふるさと納税も人件費に消えていると言っても過言ではありません。

私は、ふるさと納税の返礼品発送等の業務の見直しを図るべきと考えますが、今後も第3セクター協議会と単価契約を続けていかれるのか。また、第3セクター協議会と単価契約するメリットは何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） ふるさと納税の返礼品についての単価契約を行うメリットと、今後も単価契約を行うのかという点についてお答えさせていただきます。

本市のふるさと納税の返礼品については、主に第3セクターの各物産館で取り扱う特産品を選定しております。導入当初は寄附者が少なかったこともあり、直接職員が各物産館に出向き、返礼品の発注・発送を依頼しておりました。しかし、寄附者の増加に伴い、事務手続の効率化等を図るため、これらの特産品を一括して発注・発送依頼を受注できる菊池まるごと市場を運営する有限会社七城町特産品センターと単価契約を行っております。

次年度以降の契約方法につきましては、ふるさと納税を取り巻く現状を踏まえ、検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 令和2年度は、もう予算も組まれてますし、4月1日から単価契約方式で行ってらっしゃいますので、令和2年度は仕方がないにしても、ちょっと見直すべきかなというふうに、ちょっとというか、もう大幅に見直すべきかなと思います。



ほかの自治体を調べましたので、述べさせていただきます。またパネルを示します。

[パネルを示す]

○11番(荒木崇之君) 先ほどのパネルです。この表は、県内ふるさと納税の上位7自治体の納税額と順位を示した表です。上位は、熊本市、上天草市、あと宇城市も頑張ってもらって、10位、4位、4位というふうに、それと八代市も7位、8位、5位というふうに、頑張っているところはすごく頑張って、トップ10入りされているところでもあります。

しかし、私は、この7自治体よりも3つの自治体に注目しました。それは、1つ目が玉東町、2つ目が御船町、そして長洲町です。3つとも町なんですけども、この3自治体は、平成28年度まではトップ20に御船町がようやく入るぐらいで、あとはとてもトップ20に入るような自治体ではありませんでした。それが今や、小国や菊池がトップ10から転落する中、一気に順位を上げ、トップ10入りしたニューカマー、言わば新興勢力であります。

特に玉東町を見ていただきたいんですが、玉東町は、28年度のふるさと納税額が101万円、101万円ですよ。県内44位で、どべから2番だったのが、平成29年に一気に3億3,746万円まで上がってきて、いきなり3位になっています。そして、平成30年には、何と6億700万円集めて、2位まで上がってきています。その倍率、何と601倍、3年間で601倍のふるさと納税を集めています。玉東町の一般会計予算は約30億円ですので、ふるさと納税だけで、ふるさと納税は半分、町とか自治体が頂けますから、ふるさと納税だけで6億の半分3億、予算の1割を稼いでいることになります。ちなみに、人口は5,300人です。

ということで、私は、私の尊敬する高森の草村町長が言われているTTP、徹底的にパクる。いいところは徹底的にパクるということで、上位10自治体にお問合せをして、ふるさと納税について調べたところ、上位10自治体、菊池市を抜いた上位10自治体にはある共通点がありました。それはふるさと納税の業務を民間業者に委託契約、つまり、餅は餅屋に任せている点であります。特に売上げが600倍になった玉東町のふるさと納税の代行業者の会社をお訪ねしたところ、丁寧に、そして詳細に教えていただきましたので、分かりやすくパネルで示します。

[パネルを示す]

○11番(荒木崇之君) パネル2です。先ほど菊池市が第3セクター協議会と単価契約をしている業務の内容表ですが、これに当てはめていきますと、返礼品の開発から、ホームページの作成、そして、発送の業務、クレーム対応、税控除の書類の発送など、全てこの民間業者が代行しています。

玉東町も、平成28年度までは町の職員の方がふるさと納税を担当していたそうです。しかし、101万円で最下位から2番となったことで、民間の会社に業務を委託され、数々の商品開発を行い、中でも玉東町特産のミカンをドライミカンとして返礼品で出したところ、これが大ヒットしたとのこと。

さらに、この会社独自の顧客ネットワークで十数万件にメールマガジンを配信して売上げを伸ばしたとのこと、令和2年2月22日の熊日新聞に掲載されていましたが、令和元年、去年の玉東町のふるさと納税は何と9億円、4年連続首位であった熊本市をはるかに抜いて、とうとう1位になりました。

また同じく、新興勢力の御船町も、平成30年度の2億4,898万円から、令和元年は、ここもすごいです。6億7,000万円と大きく納税額を伸ばし、県内3位まで、今、上がってきています。

私がお話をお聞かせいただいた民間代行業者の方が、菊池市にはふるさと納税の四種の神器、これがあれば必ず売れるという四種の神器があるそうですが、それが肉、米、フルーツ、海にいるカニのうち、3品目を有しているという強みがあるじゃないですかと言われました。それどころか、菊池市には温泉、旅館、ゴルフ場と、大きく寄附額を伸ばす可能性を秘めているものがあると言われました。現在のふるさと納税のはやりは、返礼品や特産品を送るだけでなく、体験型、つまり、ゴルフ利用券や温泉入浴券、例えばイデベンチャー体験を返礼品にすることもよいでしょうと、非常に貴重なアドバイスを頂きました。

そこで、お尋ねしますが、令和2年度は、先ほども申しましたように、第3セクター協議会との単価契約をしているとのことですが、令和3年度から、もうちょっと遅いんじゃないかと思えますけど、令和3年度から総合評価方式かつプロポーザル方式において民間業者を選定し、ふるさと納税の業務委託をする考えはありませんか、江頭市長にお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ふるさと納税業務の民間代行業者への委託の考えはないかということですが、ふるさと納税業務の代行業務委託につきましては、代行手数料のコストがかかるという面はございますけども、どの自治体でも寄附額が増加傾向にあるということを認識しております。

他自治体の事例も踏まえまして、代行業者への委託については、既にサービス内容の聞き取りも含めて、既に具体的な検討に入っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 答弁を聞いて、ちょっと安心したところです。第3セクターありきではなくて、いいものはいいと、悪いものは悪い、変える考えが市長におありのようですので、安心しました。

江頭市長は、常々、菊池ファンを増やすとおっしゃっていますが、ふるさと納税の納付額ランキングは下降の一途を实はたどっています。

先ほど紹介しました本年2月22日の熊日新聞によると、令和元年度のふるさと納税は、菊池市、さっき言ってなかったんですけど、1億2,000万円と前回より8,000万円から4,000万円増えてはいます。しかし、これはふるさと納税が令和元年から新制度の適用によって、大阪の泉佐野市、今、国と裁判やってますけども、総務省と裁判やってますけども、この4自治体が外れたことで、そこが約100億円を越す寄附額を集めていました。それが税控除が受けられないということで、ほかの自治体に流れた。ということは、菊池市もその恩恵を受けたというふうに分析しています。

実際、熊本県内の35の自治体の寄附額がそれぞれ増加しています。なので、菊池市の順位はトップ10どころか、25位で、平成30年の18位よりランキングを下げています。また、14市では12位なんです。お隣の合志市が14市中13位ですが、合志市は危機感からか、同じく委託してたのを民間業者に委託すると。プロポーザル方式で選定し、令和2年度から、もう今年度から民間業者の委託を始めたとの情報が入ってきております。よもすれば、菊池市は令和2年に14市中で、合志と水俣に抜かれて最下位に転落するかもしれません。

ここに、合志市が危機感を感じさせる書類があります。私の母に送られてきた固定資産税の納付書に、ふるさと納税で合志市を応援しませんかと記載された書類が同封されていました。その書類にはQRコードが載せてあって、スマートフォンから合志市のふるさと納税のサイトにつながるようになっています。納付書の中にそれを入れているわけなんですよね。1円でも多くふるさと納税を集めようという本気度を感じました。

私は、ふるさと納税の市場規模は現在3,600億円ですが、これからもどんどん増え続けて、3倍の約1兆円規模になると予測しています。それどころか、昨今の新型コロナウイルスによる生活様式の変化で、宅配サービスを利用する方が増えていますので、ふるさと納税の市場規模は予想より早く1兆円規模に達すると考えます。ですから、早く民間業者、餅は餅屋に任せて、どんどんふるさと納税を集めていただきたいという願いであります。まさに、ふるさと納税がこれからの自治体の貴重な財源になり、稼ぐ自治体と、稼ぎ切れない自治体の差が如実に現れてくる

と考えます。

私の前に、福島議員が市内全域に巡回バスを運行して、高齢者の方の交通手段を確保してほしいと言われました。私も同感であります。温泉のフリーパス券についても同様であります。菊池市がふるさと納税に本気になって取組、玉東町のように年間9億円も稼げば、市の財政も潤い、もっと市民のために使え、安心して暮らせる菊池市の実現が可能ではないでしょうか。私は、玉東町にできて、菊池市にできないことはないと思っています。もうそろそろ宝の山をお金に換える時期ではないでしょうか。一生懸命やれば知恵が出る。中途半端にやれば愚痴が出る。いい加減にやれば言い訳が出る。これは戦国の雄、武田信玄の言葉です。

来年、ふるさと納税のその後を質問したいと思いますので、そのときは言い訳ではなくて、知恵どころか、夢を答弁頂けることを願って、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、荒木崇之君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午後0時12分

開議 午後0時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大による影響に対して、市の現在の対応と対策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、多くの議員より質問がございましたが、私は、これまで一貫して申し上げている市独自の支援について、確認を含めお尋ねをいたします。

私は3月の定例会の委員会でも、4月、5月の月例会でも、市長専決で当初予算で組んだ予算の中にも、緊急性のないものはコロナ対応に回して、市独自の支援事業をスピード感をもってやってほしいと申し上げてきましたが、他の自治体に比べて対応が遅い、対策が足りないという市民からの不満の声が届いております。

今後は、より経済や市民生活への影響を注意深く見極め、各方面からの要望に対して、市長として他の自治体の首長に負けない強いリーダーシップをもって対応し

ていただきたいと思います。先日の泉田議員への答弁での追加の市独自の支援事業も含め、今後の対策を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 新型コロナウイルスの対策としての市独自の支援策についてというご質問でございました。

第1弾は、もう既に3月に実施したわけでありませうけれども、このときはほかの市にも先んずる形で、まずは資金繰りをお支えしようということで、「関係融資に対する利子補給」をいち早く実施させていただいたわけでありませう。その後、連休前に間に合わせる形で「観光事業の継続支援金」、そしてまた、苦しんでいらっしゃる飲食業の方に「飲食事業継続支援金」、そして、それ以外の事業者の方を中心として「小規模事業者持続化補助金」という3本の支援もやらせていただいたわけでありませうし、暮らしの面にも目を配りまして、独り親への支援策も実施したところでありませう。

先だって、第3弾として、改めて「農林畜産業・商工業事業継続支援金」というものを創設したところでありませうし、また、個別には「肉用牛の肥育経営安定支援金」、あるいはインターネットによる「名産品・特産品販売のための支援金」を実施したところでありませう。

特に、今後につきましては、コロナの県をまたぐ移動もだんだんと解除されて、緩和されてきておりますので、これに呼応する形で、暮らしと経済を支えるための商品券の発行に加えて、国の施策と連動した観光活性化等の積極的な施策を、一日でも早く実施できるようにということで準備を進めているところでありませう。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

今、市長のほうから、るるいろんな手を打ってきたということでお話がございましたけれども、私のほうに聞こえてくる市民の声は、とにかく対応について、先ほども申し上げましたが、遅いと。

それと、各いろんな観光にしても何にしても、ほかの自治体のいろんな事業に対して、私どものほう、菊池のほうではそういうのが全然打ってもらえないと。今からやるみたいなお話をおっしゃいましたけど、これまでに、私、ここに熊日のいろんな記事のファイリングを全部持っておりますけど、もうほかの自治体はどんどんどんどん、私どもがする前に手を打って、ちゃんとそれがもう動き始めております。

ですから、もうとにかくやるのであれば、先ほど申し上げたように、スピード感が一番だと思いますので、やっぱりそのことは改めて意識をしていただきたいと思います。

私も、もうこれまで観光業に携わっておりましたので、そういう観光業の気持ちは十分分かります。これまでに固定資産税、また、入湯税、そういう税金をたくさん納めていただいております。

先般は、ちょっとゴルフ場のほうにも意見を伺いに行っていましたけれども、ゴルフ場が、その30%、そういう売上げの減にぎりぎりがかかってないから、何も頂けないんですよと、そういう声も聞いております。

市独自であれば、そういう幅をやっぱり広げるとか、また、ゴルフ利用税をこれまで払っていただいている方々に対しても、それなりのやっぱり今後頑張ってくださいのためのお見舞金等、また、応援金等を考える必要があるんじゃないかというふうにして思っております。

いずれにしても、強いリーダーシップで、市長がやっぱり執行部のほうに言わないと、なかなか執行部のほうは動けませんので、このことについては、これからがまたその継続していろんなことがあると思いますので、しっかりと頑張ってくださいと思います。

それでは次に、迫水小跡地の現状と地元への説明責任についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、城議員とともに、これまで市が主催する関係地区への説明会に参加し、進出企業、株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することに地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、住民とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について確認をいたしました。現時点では何も具体的な計画が示されておられません。

平成30年6月12日に行われた進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月を示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大きく期待したところであります。

地元としても、説明会のときには、地域にとって思い出深い学校跡地ですので、様々な意見、要望がありましたが、菊池市が紹介する企業と信頼し、地域の活性化

につながることを信じて受け入れたのであります。

午前中の荒木議員の田島工業団地の阿蘇製薬も心配されておられましたが、迫水小跡地も同じであります。市としても、現時点での着工の遅れ、いまだに事業計画が示されていないことを十分認識しておられると思います。早急に地域住民に対する説明責任を果たす必要がありますので、現在の状況をお答えいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 迫水小跡地への進出企業の計画についてということでございます。

該当する企業さんは熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社でありますけども、当社におかれましては、これまで旧迫水小での事業開始に向けた準備を進めておられるところでございます。ひなの調達方法であるとか、排水等の環境保全に関わるやり方であるとか、種々検討事項を具体的に、今、進めていらっしゃるというふうに聞いております。

また、コロナの発症がございましたので、そのことに対する影響の度合い等も、今、分析をされているところではないかというふうに考えるところでございます。

これまで地元から出されました要望への対応であるとか、また、お尋ねの今後の事業計画、はたまた地元への説明等については、皆様のお声をお伝えしているところでございますので、検討をお待ちしたいというふうに思っております。

会社側のほうからは、地元へ説明できる段階になれば、地元区長の協力等頂きながら、説明等を進めさせていただきたいというふうに伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） これまでと同じような答弁でございます。先ほどの荒木議員のときの答弁とあまり変わりがないと思います。

いずれにしても、地元としては学校跡地でございますので、やはり思い出もあるし、また、どうなっていくのかなという期待もあると思います。

先ほどから申し上げましたように、昨年4月にはもう着工になっているはずだったんですね。それなのに、もう1年以上たちますけど、全然動いていない。コロナの問題はその前の時点で、この近々に発生した問題であります。いずれにしても、地元としてはとても心配をされているわけでございます。

今、こういう時期でございますから、もう学校跡地は草でいっぱいでございます。草ぼうぼうでございます。除草も行われていない。私も昨年のおきにも、その維持管理を含めて、除草ぐらひはしていただかないと、どこが買ったかも分からないんじゃないか。看板も設置していない。そういうことに対しての指摘をしました。

市があそこを管理していたときには、除草の管理委託料は111万ぐらひかかっておりました。あちらの企業のほうから地元をお願いしたいということでご依頼があったときには、もう80万でどうでしょうかということで、なかなか地元の人たちはその金額じゃ受けられませんということで、しばらくは除草が行われていませんでした。今年もこの時期になっているのに、全然除草は行われておりません。せめて除草ぐらひは、きちんとした会社が買われているんですから、買った以上は責任を持って管理ぐらひはやっていただきたいと思います。

再度、ちょっと市長のほうにお尋ねしますが、この山口社長と近々接触があったのかと思いますけれども、いつ頃会われたのか、そのお話の内容が分かればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先方の企業の社長さんといつ会ったか、私が会ったかという意味でございますか。

ちょっと日にちは思い出せません。近々では、今、コロナの状況でありますので、こちらの状況については、お電話でコミュニケーションをとったのはございます。また、事務局同士では、割と近い時期に打合せ、意見交換はしているところでございます。コミュニケーションに関しましては、いろいろなレベルでそのように進めておりますので、ご安心を頂きたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） コミュニケーションをとっておりますといっても、結局、地元のほうに何も説明ができないから、こういった形で、私は地元の代弁者としてお伺いしているわけでございます。同じような答弁で済むわけがないと思いますけれども、今年の4月も、また新しく区長様も交代している地域もあります。本当にそれまでの歴代の区長さん、そのときに地元説明会で受け入れた、その当時の区長さんもととても心配をされております。責任も感じておられます。学校跡地でございますので、先ほどから申しますように、きちんとした対応をしていかないと、地元にとっては、雇用も含めて期待していたからこそ、とても心配をされているわけで



す。

私のほうに、先般、ある方から、あそこの迫水小学校を転売しているんじゃないかという形で連絡がありました。いや、そんなことはできないようになっております。基本的には10年間の買戻し、譲渡等の禁止も入っておりますので、そういうことはできません。しかしながら、そのある方がおっしゃるのには、きちんと調べてみないと駄目だぞと、そういう形でおっしゃいました。その点も含めて、市長に再度、そういうことが絶対あつてはなりませんけれども、そういう連絡がありましたので、その点もお答えを頂きたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 転売したのではないかという地元の声があったということでございますけれども、それは議員自ら今おっしゃいましたように、売買契約書の中にそのような禁止条項が明確に規定されておりますので、そのような事実はございませんし、そういう意図もございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 先ほどから申し上げますように、何もそういう動きがないと、やっぱりいろんな方々が心配をされて、やっぱり連絡があったり、そういうことになるわけでございますから、とにかく一日も早く、やはり相手の山口社長共連絡をとっていただいて、きちんとした事業計画、また、地元説明会をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、千畳河原周辺の整備の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。

千畳河原は、菊池川上流の滝集落に位置し、自然石が石畳状に存在しており、夏は多くの家族連れや若者が涼を求めて、県内はもとより、県外からもたくさん訪れており、菊池市のすばらしい自然を生かした観光地として注目を集めております。

特に、近年は、古川伊倉線の整備によって駐車スペースが取れるようになり、また、産さん滝、産さん神社までの農道も整備が進み、見学者も増加しております。

これまでに、トイレの改修、アシの除草等について、何度も要望を続けておりましたので、昨年、地元県議のご尽力により、単県事業、湖岸雑草処理事業で千畳河原の本格的なアシの除草が行われました。おかげさまで昔の面影を取戻して、すばらしい姿によみがえっております。しかし、まだ一部の除草でありますので、地元滝区の皆様からも、ぜひ継続して整備をお願いしていただきたいとの要望もござい

ましたので、先月の5月26日に、滝区長の田中様と県議に地元の要望は伝えております。

市としても、まだ除草については、今後も継続して整備の必要性があることは十分認識しておられると思いますが、県に対しての協議の状況についてお示しを頂きたいと思います。

また、千畳河原周辺の観光ルートとしても、大変重要な古川伊倉線の整備の進捗状況もお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、私のほうから、木下議員さんのご質問にお答えいたします。

千畳河原の整備につきましては、平成30年第3回市議会定例会において、木下議員さんの一般質問に答弁しましたとおり、河川の整備とアシの除去について県と協議を重ねてまいりました。

おかげをもちまして、昨年度、県に予算を確保していただき、広範囲においてアシの除去と土砂撤去、流木撤去などの整備を実施していただいたところでございます。

管理につきましては、県で整備された範囲も含めまして護岸の除草作業及び千畳河原河川公園の管理委託契約を地元集落と結び、管理をお願いしているところでございます。

今後も引き続き千畳河原の景観保持のため、地元集落や関係機関との連携・調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、私のほうから、古川伊倉線の道路整備の状況を答弁したいと思います。

まず、今後の計画についてですが、今年度は約100メートルの改良工事を行う計画ということで進めております。

また、来年度以降の計画としましては、残りが約220メートルとなりますが、工事内容としましては、大型盛土工や橋梁の架け替えということで、大変大型な工事が起こっているという状況でございます。

そのため、来年度につきましては、まず橋梁架け替えに伴う橋梁詳細設計を委託いたしまして、並行して大型盛土工の一部を実施する予定ということでしております。

す。それ以降につきましても、実施に当たり、ある程度の期間と費用が必要となりますが、なるべく早く終わるように目指して進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても、千畳河原の整備については県の事業になりますので、先般、県議のところに地元区長と要望に行ったときに、市のほうから、やはり具体的にあの周辺も含めてどう生かしていくか、そういう計画も含めながら、やっぱり今後の要望もしていただきたいと、そういう旨のお話もございました。

今後も、せっかくあれまでやりましたので、もう下のほうの、今度、雨が降ったときに見に行ってみましたが、やはり下のほうまでの距離が結構あります。面積も広がりますので、手前のほうがあればきちんと除去できましたので、今後、あそこにまた土砂がたまっていくと。そういう形になれば、また数年たてば同じようにまたアシがたくさん生えてくるんじゃないかという心配もございますので、できれば継続的に、少しずつでもいいですから、あれを全部整備していくことによって、もう大変な景勝地になるんじゃないかという期待を持っております。このことについては、市長のほうから、また県のほうにもお願いをしていただくようになると思っていますので、市長のお考えを頂きたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、千畳河原を含めた周辺の整備についてということであろうというふうに理解をいたしました。

先ほどご答弁にありましたとおり、一昨年度でありますけれども、県との協議を重ねまして、また、前川県議のご尽力も頂きまして、やっと昨年度、県にアシの撤去等の大規模な整備を頂いたところでございまして、大変すばらしい景観を取戻したと本当に感謝をしておるところでございます。

まず、本市の全体的な観光戦略を少し背景としてお話ししますと、これまで菊池溪谷というのが、阿蘇への単なる通過点となっておりましたけれども、そうではなくて、この千畳河原も含めた周辺の他の観光資源とつなげることで、観光客の回遊を図って、滞在時間を延ばして、そして、それを菊池温泉や市街地へ誘導して、一層の経済効果につなげていこうということで、健康、体験、グルメなどをキーワードに、心身の癒しを求める菊池ファンを増やす展開を図っているものであります。

千畳河原はすばらしい景観と魅力を備える観光素材ではありましたが、これ

まで、残念ながら、一部の人しか知らない存在でございました。今回の整備により、菊池溪谷と千畳河原や大場堰、さらには、きりり水源村や美少年酒造等が一つの魅力的な周遊方ルートとしてつながっているというふうに思っておりますので、この地域一帯の集客力アップや滞在時間の延伸、ひいては、それを民宿や菊池温泉の宿泊や飲食などの経済活性化にもつなげていきたいと大変期待をしているところでございます。

こうした構想の下で、先ほどお尋ねの古川伊倉線の道路整備も計画的に進めてきた次第でありまして、今後も着実に進めていきたいと、こういうふうに考えております。

また、千畳河原の整備についてでありますけれども、時間の経過とともに、アシが繁茂してくるわけでありまして、定期的な整備が必要となりますけれども、実は、今回、県に大規模整備していただくに際しては、大変難しい問題がございました。県の管理河川の範囲とはいいながら、防災上の問題があるということではなく、また、観光の公園というわけでもないことでしたので、いろいろとご苦労頂きまして、何とか実現していただくに当たっては、これは交渉の経緯は木下議員はご存じないかもしれませんが、その前提としての約束事がありまして、今回はもうとにかく県がやるけれども、今後は市が管理主体となるということを前提に、それを約束していただきたいということで、今回の整備をお願いしたわけでありまして、今後について、また県に整備をお願いするわけにはなかなかいきませんので、市が中心となって、民間の協力を頂きながら、整備を進めていきたいというふうに思っています。

ただし、それ以外については、県との緊密な連携を図って進めていきたいというふうに思っております。県には深いご理解を頂きまして、自然遊歩道の整備も完了していただきましたし、菊池溪谷の右岸については、この冬に県のご支援を頂いて、市が整備を進めるということにもなっておりますので、引き続き強力なご支援を頂きながら、十分に連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 私どもが地元区長と県議のところにお話ししに参ったときには、きちんとした市のほうのやっぱり熱意といいますか、計画的なものがあれば協力は惜しまないと、そういうことも頂いておりますので、今後は市長が、やはり財源もかかることでございますので、やはりそういうところは県議にまた熱意を持って一生懸命お願いをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため、10分間休憩します。

○  
休憩 午後1時29分

開議 午後1時35分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 次に、スペインスエカ市との交流の市民への説明責任についてお尋ねをいたします。

先ほど荒木議員のほうから、イタリアというふうに申されましたけれども、スペインでございますので、私のほうで訂正をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、これまで何度も質問、指摘をさせていただきましたが、令和元年第3回定例会の私の質問によって、スエカ市において市長選挙が行われ、市長が別の方に交代しているということが判明しております。市長より、今後のパエリア大会の誘致環境やスエカ市の状況が大きく変わってきたので、一度白紙に戻して見直しをする必要があると答弁をされました。

この件は、江頭市長が平成29年9月8日から9月16日まで、7泊9日の日程でスペインスエカ市等へ出張されました。目的は、スペインスエカ市長より、菊池市の米作りに興味を示され、日本大会開催の提案を受けて、パエリア国際大会への招待があり、スエカ市を訪問されたもので、目指す成果としては、パエリア日本大会の菊池市での開催を確定するとともに、アジア大会の誘致や、米をはじめとした様々な経済交流大会を目指し、将来的には人的交流、文化交流も含めた相互の発展につなげると議会への説明があり、定例会の日程を変更されてまで出張されましたが、その後の私の質問の答弁では、スエカ市との交流、パエリア大会の誘致については、具体的な進展はありませんでした。

私は、この件については、当初から国際交流の難しさを指摘し、今後の確認をお願いしてまいりましたが、現在、結果的に私が心配した状態になってしまいました。

市長は、平成29年第4回定例会の答弁で、私がパエリア外交と申し上げたところ、市長は、「何か一つ、誤解があるといけません、私は別に外交をやるつもりは全くございません。あくまで商売をして、菊池市を豊かにしたいと、この思いでやっているわけでありまして、言うならば、経済交流というふうにお考えいただければよろしいかというふうに思います。そして、あくまでもスペインスエカ市のほうから、自分のところは欧州一の米の産地であると。そういう縁で、日本一の米の産地とつながりたいという、こういうふうな提案があったわけでありまして。」と答

えておられます。

しかしながら、冒頭で申し上げましたように、結果的には市長交代で白紙とのことですが、市民の血税を使って、先ほど荒木議員も税金の金額を131万6,000円と申されましたように、経済交流どころか、観光旅行に行ったようなものであり、当初から国際交流の難しさを私は指摘しておりましたが、結果的には何も成果がなかったと思われまます。

この件については、市の広報に大きく掲載されておりましたので、市民からもスペインのスエカ市のパエリアの問題はどうなったんですかと問合せもございますので、しっかりと検証する必要がありますので、白紙になったいきさつも含め、答弁を市長にお願いいたしたいと思ひます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） スエカ市との交流に関わる経緯ということでございますけども、今、お話にございました昨年の第3回定例会でご説明しましたとおり、スエカ市から提案、招待を頂いたわけでありまますけども、その市長さんはじめ、特に間を取り持った当時の交渉のキーパーソンが全て、この間、いなくなるといったふうな事情がございまして、先方の状況が大きく変わったため、大変残念ではありますけども、断念せざるを得ないと判断し、そのようにご説明を申し上げたところであります。

市民への説明はということでございますけども、私どもは、常々、地方創生の取組の中で、様々な新しいことに挑戦をしてきているわけでありまます。蒲島県知事もよく職員の皆さんに対して、皿を割ることをおそれるなというふうによく言われております。私も全く同感で、本市においても、職員に対して、まずやってみようと、新しいことへの取組を推奨してきておりまして、私自身も、まず臆より始めよと、大いに未知の事柄に挑戦してきている次第でございます。

成功した案件の水面下にはたくさんの実現しなかった案件があるわけでありまます。そうした事案の一つ一つを全て報告する必要性は特にないと考へまますけども、木下議員より、この議会の一般質問という極めて公的な場で、本件について、これまで私の記憶するところ5回、今回で6回目の答弁を申し上げるわけでございますので、一定の説明責任を果たしてきているというふうには考へている次第でございます。今後も、議会でのお尋ねがあれば、お答えをしていきたいというふうには考へまます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ここに広報の記事がございまます。市長は、私はもうとにかく

当初から国際交流はとても大変ですよと、そういう形で申し上げて、やはり市長が自分の会社であって、自分の経費を使ってどこにでも行って、いろんなことをやられるのは別に問題ございません。私たちは、やっぱり市民からお預かりした血税をきちんとまたチェックをしながら、やっぱりいろんなことに費用対効果も含めてやっていかなければいけないというのが、これが私たちの仕事だと思っておりますので、この広報を見てみますと、もうびっくりするような言葉を書いております。

「たゆまぬ実行と改善、工夫、間断ない発信、PR、こうした地道な努力こそが、結局は成功への王道と痛感しました」と、まるで結果が出ているような表現をされております。やはり今回は、ある面では見通しが甘かったと。やっぱりそういう結果責任もちゃんと考えながら、いろんなことには立ち向かっていただきたいと思っております。

特に、菊池市はそんな豊かな市じゃないということで、いろんなことができないんですよ、コロナ対策だって。そういうことが分かってあるのであれば、やっぱり国際交流は非常にリスクがあると、当初から私は言っていたと思いますので、そのことについては、しっかりと肝に銘じていただきたいと思っております。

それでは次に、学童保育の現状と拡充についてお尋ねをいたします。

子育て支援につきましては、これまで子育てサポート事業、病後児保育事業の拡充については、質問、要望を続けてまいりました。おかげさまで、子育てサポート事業については半額補助が始まり、平成24年度からは新たな支援策として、利用者の兄弟・姉妹など同時に利用する場合は、2人目以降は市が全額補助するようになり、私も子育てサポート事業のおたすけ会員として、子どもさんたちを預かっておりましたが、利用者の方も大変喜んでおられます。病後児保育についても、何度も要望を続け、やっと平成24年度より市内の保育園で実施されております。

また、菊池市すくすく子宝祝金についても、平成26年度までは第3子から現金10万円の支給でしたが、拡充の要望をめぐるん券の活用による増額の提案を質問させていただき、平成27年度より第3子が現金10万円、第4子の場合、現金12万円とめぐるん券3万円、合計15万円、第5子の場合、現金15万円とめぐるん券5万円、合計20万円、第6子以降が現金20万円とめぐるん券10万円、合計30万円が支給されるようになりました。多子家庭の経済支援及び定住促進に結びついていると思われまます。

学童保育については、これまで何度も児童の受入れに対しての場所の確保、支援員の確保等要望を続けてまいりました。今回は特に新型コロナウイルスの影響によって、施設運営に対する支援の充実や拡充が必要だと思われまますが、現在の市の取組についてお示しを頂きたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、こんにちは。木下議員のご質問にお答えします。

まず、放課後児童クラブの現状についてご説明いたします。

クラブ数は13クラブ、今年度の児童数は4月1日時点で607名の登録となっております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、利用児童数は、4月の自粛期間中は約2割～3割の利用でございました。

また、本事業につきましては、以前より、支援員や場所の不足の課題がございましたが、放課後児童クラブの増設や支援員の資格要件の緩和など、場所や支援員の確保に努めているところでございます。今回のコロナの影響によりまして、急な長時間保育となり、交代に必要な支援員の不足や3密を避けるための必要な場所の確保等は不足したと考えております。

今後は、第2波の可能性を念頭に、クラブや学校と緊密な連携を深め、受入体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

先日の熊日新聞に「コロナ休校、学童保育に感謝」という記事が掲載されておりました。菊池市の会社員の女性の方が、学童の関係者の方々にお礼を伝えるために、こちら編集局に連絡をされたとのこととあります。改めて私からも、今回の新型コロナウイルス対応のためにご尽力頂いた学童の関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

このように、学童がいかに子育て支援にとって大切な事業であるか、今回のコロナ対応によって再認識できたのではないのでしょうか。しかしながら、私が5月11日の全員協議会、5月21日の月例会で指摘をしましたが、地域によっては対応の差が生じていることが分かっております。市としても十分認識はされていると思いますが、今後は市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように指導していただきたいと思います。

そこで、提案ですが、対応の統一化を図るためにも、放課後児童育成クラブの連絡協議会的なものを設立して、格差が生じないようにしていただきたいと思いますが、市の考えをお示しいただきたいと思います。



○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、不測の事態でございまして、各クラブ、感染症に気をつけていただきながら、働く保護者のために児童の受入れに苦慮しながら対応していただきましたが、議員さんもおっしゃいましたが、反面、クラブによって対応が異なる結果になってしまいました。

今後につきましては、第2波の可能性もありますことより、放課後児童クラブとしての運営においては、ある一定の統一的な考え方で行う必要があると考えますので、クラブ同士の横の連携を深めるためにも、全ての放課後児童クラブによる協議会を設置してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。早速そういう検討をしていただけるということですので、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

いずれにしても、やっぱりその地域によって、同じ市内の事業所であって格差があってはもう本当に困りますので、しっかりとした連絡協議会的なものを立ち上げて、きちんとした指導をしていただきたいと思います。

最後に、市長のほうに、先般、放課後児童クラブ運営に関する要望というのが市長宛てに出ているということを知っております。私もここに聞いておりますけど、市長として、今後、学童、放課後児童クラブ運営に関するお考えがあればお答えを頂きたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 放課後児童クラブの要望書に対する考えということでございます。

放課後児童クラブにつきましては、特に今回、コロナによる学校休業期間中、長期にわたりまして、本当に終日、感染に気を配り、大変なご苦労があったことと思います。大切な子どもたちのご尽力頂きましたこと、この場を借りて、いま一度、感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。

要望書につきましては、一つ一つの課題を整理して、教育委員会等をはじめ、放課後児童クラブ共十分に協議を行い、早急に対応してまいりたいというふうに考え

ております。

また、協議会につきましては、なるべく早く開催できるよう準備を進めているところでございます。

近年、核家族化や就労家庭が増えております。放課後児童クラブを希望されるご家庭も増加しておりますので、本市といたしましても、このような子育て世代を大切にして支援していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） よろしく願いしておきます。

次に、公園整備の現状と今後の維持管理費についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、市の観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトの基に推進されておりますが、長期プロジェクトとはいえ、現在の公園の維持管理、新しく整備をされる公園については、今後の維持管理も含め、大変心配しております。

これまで一般質問で、既存の公園の管理も十分できていない状況の中で、公園を増やすことに対しては、行政の優先順位の観点からも指摘を続けてまいりました。

今回は、現在計画中的の花房坂周辺公園のこれまでの経緯と、市の公園の現状と維持管理費をお示しいただきたいと思っております。

次に、菊池さくら千年プロジェクトの現状と今後の維持管理費についてお示しください。今回は、特に国道387号、茂藤里地区の植樹について、詳しくお示しを頂きたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、まず初めに、公園全体の維持管理費のほうを示させていただきます。

一応過去3年間の管理費について申し上げます。

公園の維持管理の現状ですが、過去3年間、平成29年度から年度ごとの公園維持管理事業費の総額についてお答えいたします。

まず、平成29年度が約5,900万円、平成30年度が約8,600万円、令和元年度が約6,520万円となっております。

このうち、修繕工事を除きまして、経常的な経費であります作業員等の人件費、除草清掃等の委託料、光熱水費等の維持管理で申し上げますと、平成29年度が約4,700万円、平成30年度が約4,840万円、令和元年度が約4,800万円ということになっております。

それから、花房坂公園の整備の経緯と進捗状況ということでございますが、まず、経緯といたしまして、花房坂周辺公園の整備に関するこれまでの経緯、現状ですが、平成15年8月にクリーンセンター花房の使用に伴い、花房区長会、広域連合及び本市で締結しました「同意書」におきまして、「公園の整備については計画に基づき、地元住民と十分協議を図る」ということで明記されております。

その後、地元の方々の意向調査や校区の区長会議、ワークショップ等を通じて、整備箇所や内容等について、様々な検討がなされてまいりました。本市も地元住民代表者の皆様と協議を重ね、また適宜、議会へも報告をしながら、ご意見を頂いたところでございます。

平成31年3月の議会、1年前の議会ですが、公園整備における用地関係予算を上程いたしました。整備箇所に疑義があるということで、予備費への予算の組替えが行われたところでございます。

それ以降、花房区長会のほうから、昨年9月に場所についての「要望書」が提出され、議会のほうへも報告し、ご意見を頂いたということでございます。数回にわたる地元との協議により、本年2月、国道387号沿い、既設の展望所の南西部に位置する箇所に、あずまやや駐車場を整備した公園及び展望所を整備する方向でご同意を頂いたところでございます。

本年度は、公園用地の不動産鑑定及び実施設計を行う計画でございまして、併せて、地権者への用地交渉を行ってまいりたいと考えております。

次に、さくら千年プロジェクトについてでございます。まず、全体的な金額を申し上げます。令和元年度までの実績を申し上げます。事業開始の平成25年度から令和元年度までの7年間の合計で、事業費総額が3,095万5,000円でございます。これまでの植樹本数が811本となり、36か所の地区に植樹しているという状況でございます。

内訳といたしまして、植樹に要した費用が約2,526万3,000円、そのほか、苗木の育成・消毒等に要する費用が約569万1,000円となっております。

また、茂藤里地区につきまして申し上げますと、平成30年度に18本植樹しており、1本当たりの単価につきましては約4万8,000円、令和元年度は42本植樹しており、1本当たりの単価につきましては約4万円となっております。

管理につきましては、熊本県と協定を結んでおり、市が管理を行うということで進めております。

なお、今は除草に関しましては、現在、市民の方のボランティアということで行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても、維持管理費がものすごくかかっているわけでございます。平均でも約5,000万近くかかっているわけでございますけど、花房坂については、私どものほうの議会でも、令和元年の10月21日に説明があったときには、当初、下の法面のほうも、また、その後、交渉をした頂上のほうも、追加という形で報告があったときに、私と荒木議員が、いずれにしても、こんな形の公園をつくっても大変だということで、将来の経費についても指摘を申し上げ、どうなるかなと思っておりましたら、地元の区長会から2月に上の展望所だけでいいということになって、そちらのほうの計画だけになったということで、本当に安心したところでございます。

それと、茂藤里地区のさくら千年プロジェクトの事業でございますが、最初に18本植えてあったのが、1本当たり4万8,000円、その次に植えたのが約4万2,000円と。私のほうでちょっと調べたときには4万2,300円でございます。莫大な経費をかけて、その後、管理については、あそこは国道ですから、3桁国道は県の管理になるということで、県と協定を結んで、市のほうが管理をするようになる。また経費がかかるわけでございます。

このさくらプロジェクトについては、私は桜を植えることに反対しているわけじゃありません。やはり市のほうが税金を使って、そういう桜を植えるんじゃないくて、やっぱり市民の方が記念樹で植えたり、そういうことによって桜が増えていく。これが一番ベストだと思います。私も還暦の記念に、観光協会を經由して、1本3万円で桜を植えさせていただきました。

現在、さくらサポーターというのがございますが、令和2年度は個人会員はたったの9名でございます。そういうことのほうをどんどん推進して、やっぱり市民力という形で市長もおっしゃってますので、市民力を高めて、なるべく税金を使わないで、こういう事業をやっていただきたい。

今回、水上隆光議員の質問の中で、各イベントとかそういうのを積算して、約3,300万ぐらいの経費があるということでございますが、まさかこの今年、当初予算の中にさくらプロジェクトはやらないだろうと思いますが、そういうこともきちんとした精査をしていただきたいと思います。

それと、市長のほうは、もう茂藤里の桜も含んでグルメ街道戦略という形でおっしゃってますが、先ほどから申しあげました迫水小学校跡地も、今、頓挫しておりますし、桜もとにかく近くへ植えてあるもんですから、逆に景観が悪くなったという形で地元からもあまり評判はよくありません。

それと、今回、その手前に地元の企業が太陽光の設置を進めております。これまで環境基本条例に基づいて、何回か説明会をしましたけれども、地元の方々は、あのグルメ街道的な国道がどんどん乱開発になるんじゃないかという形で心配されておりますので、そのことも含めて、市長からどういうふうな感じでおられるのか。市長に説明会に来ていただくように要望しましたが、そのときは来ていただきませんでしたので、今後は説明会もあったときには対応していただきたいと思っておりますので、その件について、よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、まず、さくら千年プロジェクトについてお話をしたいと思います。

さくら千年プロジェクトに関しましては、ご賛同頂いた地区などにおいて植樹会を開催しまして、子どもから高齢者の方まで多くの地元の皆様に参加を頂いておりますのでございます。

市民の方々が力を寄せ合って、自分たちで取り組んでいただくということを前提に進めておまして、一昨年から協定書という形で進めさせていただいております。

それから、今年度予算でございますけれども、今、いろいろなイベント等を見直して、コロナウイルス対策に少しでも役立ちたいということで進めておりますが、この日本一の桜の里プロジェクトにつきましては、官民一体となった長期的なプロジェクトになりますので、毎年度植樹を行っていくと。そして、じっくりと時間をかけて桜のファンを増やしていくと。それを交流人口の増加につなげていくということの考え方でありますので、今年度についても、このプロジェクトについては進めさせていただきたいというふうに考えております。

なお、コロナのおかげで、逆に今、自然のよさというものが再注目されているところでございまして、桜というのはなかなか一朝一夕には急に増やせないわけありますので、これまで地道に続けてきた意義がこれから出てくるのではないかとこのように思います。

それから、ソーラーの開発につきましては、通告にございませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 市長、質問時間の60分となりましたので、質疑を中止します。

これで、木下雄二君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩 午後 2 時 0 7 分

開議 午後 2 時 1 3 分  
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○  
日程第 2 議案第 6 5 号及び議案第 6 6 号 一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第 2、議案第 6 5 号及び議案第 6 6 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました追加議案についてご説明を申し上げます。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 5 号、菊池市国民健康保険税条例の一部改正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に伴う国民健康保険税の減免について、遡って申請することができるよう、申請期日の特例を設けるに当たって、条例の一部を改正するものでございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

議案第 6 6 号、菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、議案第 6 5 号の国民健康保険税条例の一部改正に伴い、補正予算をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、こんにちは。それでは、追加提案いたします議案第 6 5 号及び議案第 6 6 号につきましてご説明いたします。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 5 号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に伴う過年度分の国民健康保険税の減免申請を受け付けることを特例として可能とするために、条例を改正するものでございまして、2 ページが条例案でございます。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第66号、令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
でございます。

開けていただき、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に178万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,504万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国保税の減免を行うに当たり、減収分について、国費及び県費により補填されますことから、歳入の組替えを行うものでございます。

また、さきにご説明いたしました菊池市国民健康保険税条例の改正に伴い、昨年度課税分につきましても一部減免対象となり、還付する必要も生じますことから、還付金を増額するものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第65号は、福祉厚生常任委員会に付託します。

議案第66号は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は6月26日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○  
散会 午後2時18分

第 6 号

6 月 2 6 日



## 令和2年第2回菊池市議会定例会

### 議事日程 第6号

令和2年6月26日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 経済建設常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



#### 追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議案第67号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第6号）  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 報告第12号 菊池市土地開発公社経営状況報告について  
報告第13号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について  
報告第14号 有限会社ファームきくち経営状況報告について  
報告第15号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について  
報告第16号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について  
報告第17号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について  
報告第18号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について  
報告第19号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について  
まで一括上程・報告
- 第3 報告第20号 専決処分の報告について（事務処理過誤）  
報告第21号 専決処分の報告について（事務処理過誤）  
まで一括上程・報告
- 第4 議員提出議案第3号 菊池市議会議長の議員報酬の特例に関する条例の制定について  
上程・説明・質疑・討論・採決  
議員提出議案第4号 菊池市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について  
上程・説明・質疑・討論・採決



#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 経済建設常任委員会所管事務調査の報告・質疑

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加日程第1 議案第67号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第6号）

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 報告第12号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第13号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第14号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第15号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第16号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第17号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第18号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第19号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告

追加日程第3 報告第20号 専決処分の報告について（事務処理過誤）

報告第21号 専決処分の報告について（事務処理過誤）

まで一括上程・報告

追加日程第4 議員提出議案第3号 菊池市議会議長の議員報酬の特例に関する条例の  
制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

議員提出議案第4号 菊池市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に  
関する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君

- |     |        |
|-----|--------|
| 11番 | 荒木崇之君  |
| 12番 | 柁原賢一君  |
| 13番 | 工藤圭一郎君 |
| 14番 | 城典臣君   |
| 15番 | 大賀慶一君  |
| 16番 | 水上彰澄君  |
| 17番 | 二ノ文伸元君 |
| 18番 | 泉田栄一朗君 |
| 19番 | 木下雄二君  |
| 20番 | 山瀬義也君  |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局監査官	宇野木洋一君

事務局職員出席者

事務局 長	歌岡 憲一 君
事務局 課長	中尾 孝浩 君
課長 補佐	古田 浩敏 君
議会 係長	笹本 聖一 君
議 会 係	吉岡 結加里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

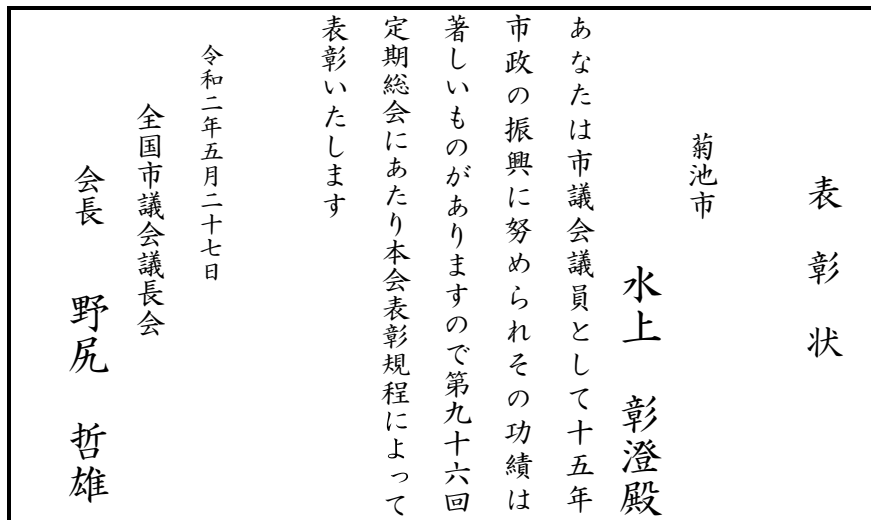
おはようございます。

着席をお願いします。

○

○議長（大賀慶一君） ここで、第96回全国市議会議長会において、水上彰澄君が市議会議員として15年、市政の振興に努められました功績に対し、表彰状が贈呈されております。

ただいまから、表彰状を伝達いたしますので、水上彰澄君は前にお進みください。



○議長（大賀慶一君） 本席から重ねてお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（大賀慶一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末255～272頁参照）・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 日程第1、去る6月10日及び15日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第49号から議案第55号まで、及び議案第63号から議案第66号まで、並びに請願第1号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、平直樹君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平 直樹君） 皆さん、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案件 1 件です。

2 日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第 6 3 号については、小型動力ポンプ積載車 7 台の購入に係るもので、8 社が参加した指名競争入札で行われ、5 月 2 1 日付で物品購入に関する仮契約を行っている。平成 2 7 年度に策定した小型動力ポンプ積載車更新計画に基づき順次購入しているものであるとの説明があり、当積載車更新計画の資料を請求し審査いたしました。

委員より、積載車 7 台とのことだが、配備先はどこになるのか。また、耐用年数は何年かとの質疑に対し、執行部より、配備先については、本部機動隊に 2 台、洒水方面隊に 4 台、菊池方面隊に 1 台である。耐用年数については、法的な定めはないが、本市の場合は 2 0 年としているとの答弁がありました。

委員より、更新の計画があるとのことだが、計画どおり配備できているのかとの質疑に対し、執行部より、平成 3 0 年度から購入しているが、現在のところ計画どおり購入して配備しているとの答弁がありました。

以上、審議しました結果、当委員会に付託されました議案第 6 3 号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、福祉厚生常任委員会委員長、坂本道博君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（坂本道博君） 皆さん、おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 3 件です。

2 日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 4 9 号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができない被用者に対し傷病手当金を支給するに当たり、条例の一部を改正する必要があるためとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、青色、白色も該当するという事で間違いないかとの質疑に対し、執行部より、間違いないとの答弁がありました。

委員より、自営業者は含まれないが、市独自の取組は財政的に厳しいならば国に申入れ等をしてほしいという意見に対し、執行部より、県との協議の際に申し入れていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第50号、菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第65号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減収に伴う国民健康保険税の減免について、遡って申請ができるよう申請期日の特例を設けるに当たって条例の一部を改正する必要があるためとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、議案第43号、市税条例は専決だが、同じ税条例が追加議案というのはなぜかとの問いに対し、執行部より、市税条例は国の法律改正に基づくものであり、国保税は市町村独自の対応であり、通知が来たのが5月8日の議案締切日で、補正予算等もあったためとの答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第49号及び議案第50号及び議案第65号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、経済建設常任委員会委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 改めまして、おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案件2件、請願1件です。

2日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第51号については、民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、不正入居者が市営住宅へ入居した日から明渡し請求日までの期間について、近隣の住宅の家賃の額と市営住宅の家賃の額との差額に利息を付した額の金銭を請求する際の利率が民法で「年5分」から「年3分」へ改正されたことから、市では

今後の利率改正にも対応できるよう、「年3分」という表記ではなく、「民法に規定する法定利率」へ改めるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、これまでに今回の法改正に該当するような事案があったのかとの質疑に対し、執行部より、これまでに該当するような事案は発生していないとの答弁がありました。

さらに、委員より、これまでは不正入居といった事案がなかったからよかったが、これからは起きるかもしれないということをシミュレーションし、防止策を検討しておくようにとの質疑に対し、執行部より、不正入居が起きないように注意するとの答弁がありました。

議案第64号については、旭志管内の市営大迫住宅の用地の一部について、何らかの事情により登記がなされておらず、全相続人から同意をとることは現実的ではないとの判断から、時効取得による登記手続を求めるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、裁判による時効取得を行うのかとの質疑に対し、執行部より、そのとおりであるとの答弁がありました。

請願第1号については、日本の農業界や新聞等の意見は、権利を守る側とこれまでどおりがよい側とに分かれている。国は、今国会の法案成立を見送っている。もう少し農業団体等との調整が必要ではないかといった意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第51号、議案第64号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号については、国や農業者団体、農業者でも意見が分かれている問題であること、請願が法改正の慎重審議を求める内容ではありますが、既に今国会での法案成立が見送られていること等から、継続審査としてはどうかとの動議が出され、採決の結果、全員異議なく継続審査とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、予算決算常任委員長、松岡讓君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（松岡 讓君） おはようございます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、6月10日、15日及び23日に予算決算常任委員会を、17日及び18日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。



本委員会に付託されました議案は、議案第52号から議案第55号及び議案第66号までの5議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容についてご報告いたします。

なお、お手元に配付しております資料の網かけ部分を抜粋して読み上げてまいります。

まず、議案第52号について申し上げます。

総務費国庫補助金のマイナポイント事業費補助金については、委員より、現時点での本市におけるマイナンバーカード加入率はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、加入率は11.42%であるとの答弁がありました。

総務費国庫補助金の内訳で、執行部より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,639万9,000円のうち、1,243万8,000円を専決の農業関連歳出予算へ、5,651万2,000円を専決及び今回補正の商工観光関連予算の財源として充当するとの説明がありました。

小学校費の学校管理費2億1,138万円の増額補正については、ICT機器の増加に伴い、ICT支援員を1名から3人体制にするために、2人分の委託料の増額、タブレットを利用した授業や家庭学習支援のための、ICT教育授業支援ソフト及びICT教育家庭学習支援ソフトの利用料、小学校に配布するタブレットの購入代2,699台の経費である。また、中学校費の学校管理費1億220万9,000円の増額補正については、小学校と併せて、ICT支援員を2名増員するための委託料の増額、タブレットを利用した授業や家庭学習支援のためのICT教育授業支援ソフト及びICT教育家庭学習支援ソフトの利用料、中学校に配布するタブレットの購入代1,306台の経費であるとの説明がありました。

併せて資料に基づき、平成27年度から平成31年度にかけての、これまでのICT関連費用について説明がありました。

委員より、GIGAスクール構想で新しいことを始めるわけでもあるので、そういうときにもう一度見直すことも大事。また、タブレットを1人1台導入することだが、3～5年で形が古くなる。そういったことに対する計画はどのようにやっていくのか。次に買い換えるときには国の補助がなくて、全部市が負担しなければならないということもあるかもしれない。また、これをどう活用するかで、自治体間にも差が出てくる。始める前にしっかり考えていただきたい。あとは、Wi-Fi環境下でやると思われるので、セキュリティの対策を考慮していただきたいと思うが、どう考えているのかとの質疑に対し、執行部より、今後の計画については、タブレットの購入と併せて家庭学習支援ソフトを5年間使う予定である。5～6年

は機器が使えると見込んでおり、それに併せてソフトの利用も5年間を計画している。今の計画では機器の状態にもよるが、5年を満了したところで買い換えるということで計画している。予算措置については、国の計画では2022年度までの整備については、普通交付税の算定で見ているとのこと。それ以降については、まだ国からは示されていない。今回GIGAスクール構想により一気に整備を行うことで、機器を管理する方法は大きく変貌してしまった。これについては、今の国の措置では足りないと考えているので、全国市長会に向けて、GIGAスクール構想実現のために必要な措置を講ずるよう要望している。また、ネットワークのセキュリティについて、今回校内ネットワークを整備しているので、タブレットについては、校内での利用を前提としている。校内ネットワークの見守りは、外部サーバからインターネットに出ていく一本で管理をしており、そこで危険なサイトに行かないような制限をかけている。家庭に持ち帰っての使用については、家庭の通信環境のばらつきも考えられるので、基本的には学校内でドリルの問題をダウンロードして、通信環境がない状態で利用するといった方法を想定しているとの答弁がありました。

民生災害復旧費の民生災害対策事業における費用弁償については、委員より、ほかの費用弁償より高額であるが理由はとの質疑に対し、執行部より、内容は交通費であり、9か月分であるため、ほかより高めになっているとの答弁がありました。

生活保護総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、委員より、新型コロナウイルス感染症が広がる中、本市において生活保護受給世帯や申請数が増えているかとの質疑に対し、執行部より、微増である。今後増えることも考えられるとの答弁がありました。

高齢者福祉費の熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業及び熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業については、委員より、認知症向けグループホーム開設について、応募がなかったとあるが、全くなかったのかとの質疑に対して、執行部より、1回目は熊本県全域で行ったが応募がなかったため、2回目は九州全域に広げたが応募がなかったとの答弁がありました。

児童福祉総務費の相談事業については、委員より、相談業務がどれだけ急増したか。新型コロナウイルス感染症拡大が原因かとの質疑に対し、平成30年度171件、平成29年度171件、平成28年度125件。ここ数年で相談件数が増えてきていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって相談がしにくいこともあり、ここ数か月は相談件数が減っている。これから増えていくものと考えられるとの答弁がありました。

児童福祉総務費の未移行幼稚園経費については、委員より、4名の内訳は、菊池

市は待機児童ゼロなのになぜ経費が必要かとの質疑に対し、5月から8月で税の更新があり、このタイミングで計上した。仕事の都合で市外事業所に通わせている世帯についての経費であるとの答弁がありました。

農地費の農業用施設整備事業2、500万円については、執行部より、赤星地区の国道325号に架かる橋梁の下流部の浸水対策として、排水ポンプを設置する工事であり、宝永隧道内水対策事業として、土木課より令和2年度当初予算に計上し議会承認を得ていたが、起債申請の協議段階において、今回の事業が河川内の災害対応ではないことから、国土交通省所管関連事業として申請できないこととなり、代わりに農林水産省所管の関連事業でお願いするためのものである。また、事業は熊本県北広域本部土木部と協議を重ねながら実施するとの説明があり、委員より、宝永隧道の排水ポンプ工事については、長年の赤星地区の懸案事項であり、地域住民の皆さんは大変心待ちにしておられるとの発言がありました。

観光費の新型コロナウイルス感染症対策事業144万7,000円については、執行部より、菊池溪谷の入谷者数が激減しており、緊急事態宣言が解除された現在では、入谷者数が徐々に戻ってきてはいるものの、収入が大幅に減少していることから、シーズンを迎える夏場の入谷者への安全対策費、溪谷内の安全性の確保を図るための維持管理費が不足するため、それに充当するための補助金であるとの説明がありました。

議員間討議では、GIGAスクール構想について、国からの強い要請であるとは思いますが、今すぐやるべきかどうか。これをやることによってどのような効果があるのか。ただ、タブレットを約4,000台購入して1人1台配ることは決まっているが、それ以外のことが漠然としている。何らかのイメージができる計画書があれば開示してほしいとの意見がありました。

次に、議案第53号については、保健衛生普及費の保健施設事業委託費について、執行部より、国民健康保険特別会計で実施している保健事業（ヘルスアップ事業）の補助限度額増額により、一般会計で計上していた健康づくりプロジェクト委託料についても補助対象となるため、国保会計での計上を行うものであるとの説明がありました。

委員より、当該プロジェクトの内容はとの質疑に対し、執行部より、自主トレーニングのグループや地区で活動しているグループなどをサポートする事業であり、グループなどへの補助であると答弁がありました。

次に、議案第55号については、七城町加恵地区において、新築の申請があり、下水道本管の延伸工事が早急に必要となったことによるものであるとの説明がありました。

委員より、単価が高いような気がするが理由があるのかとの質疑があり、事業箇所付近の将来的な接続を考慮した計画を行っているので、通常より掘削する深さが深くなるため、割高になっているとの答弁がありました。

次に、議案第66号については、歳入全体について、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免による減収分を計上した。また、歳出については、菊池市国民健康保険税条例の改正に伴い、昨年度課税分について、一部減免対象となり還付をする必要が生じるものを計上しているとの説明がありました。

委員より、具体的にどのように減免するのかとの質疑に対し、執行部より、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方は保険税を全額免除する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減が見込まれる場合は、基準に基づいて保険税の一部を減額するとの答弁がありました。

なお、議案第54号については、特に質疑はありませんでした。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、議案第52号から議案第55号、議案第66号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり速やかにご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、予算決算常任委員長報告とします。

○議長（大賀慶一君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、請願第1号は継続審査です。

これから、討論を行います。

議案第49号から議案第55号まで及び議案第63号から議案第66号まで、以上11案件について、討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号から議案第55号まで、及び議案第63号から議案第66号までについて採決します。

お諮りします。議案第49号から議案第55号まで、及び議案第63号から議案第66号までの11案件については、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、以上の11案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○

## 日程第2 経済建設常任委員会所管事務調査の報告（報告書は、巻末275頁参照）・ 質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、経済建設常任委員会の所管事務調査を議題とします。

経済建設常任委員会から委員会の審査並びに調査について、所管事務調査の報告の申出がっております。

お諮りします。本件については、申出のとおり所管事務調査の報告を受けることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、経済建設常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

経済建設常任委員会で所管事務調査を行いましたので、本委員会では、新型コロナ禍により、市内の経済に深刻な影響が出ているため、経済対策の各事業について、令和2年6月18日に所管事務調査を行いました。

まず、どのような事業を実施しているのかについて、執行部より報告がありました。

主な事業について申し上げます。

なお、お手元に配付しております資料の網かけ部分を抜粋して読み上げます。

菊池市観光事業継続支援金については、総事業費1,460万円、これには国からの臨時交付金685万3,000円を充当し、残る774万7,000円を一般財源で行い、事業の内容としては、市の休業要請に協力していただいた宿泊事業者及び貸切バスの事業者への支援となりますが、現在21件、1,280万円の申請があつているとの説明がありました。

委員より、この支援策のポイントは何かとの質疑に対し、執行部より、主幹産業である観光業の支援を早期に開始した。後続で支援を始めた他の自治体では本市を上回る支援を実施しているところも出てきたが、本市が支援策を公表した時点では、国の給付金も示されない中で、他に見劣りしない独自の支援であったとの答弁がありました。

菊池市観光事業継続支援金については、総事業費4,000万円、これには国からの臨時交付金1,877万4,000円を充当し、残る2,122万6,000円を一般財源で行い、事業の内容としては、緊急事態宣言後、大幅に売上げが減少した飲食店に対して、1事業者につき20万円を支給し、現在138件2,760万円の申請があつているとの説明がありました。

委員より、他の自治体と比較してどうかとの質疑に対し、執行部より、県内でも早期に支援策を実施しているが、後続で同様の支援を実施している近隣自治体の2倍となる額であるとの答弁がありました。

菊池市肉用牛肥育経営安定支援金及び菊池市ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業補助金については、周知開始からまだ日が浅く、これから申請が出てくるものと考えられます。

菊池市小規模事業者持続化補助金については、現在68件1,346万円の申請があつているとの説明がありました。

新型コロナ禍における経済対策の全般について、委員より、これだけいろいろな媒体を使って周知を行っているのに、なぜ市民に伝わらないのかとの質疑があり、執行部からは、ホームページや防災行政メール等は高齢者に伝わりにくく、紙媒体での周知が不足しているとも思われるとの答弁がありました。また、委員からは、山鹿市の支援策メニュー表は見やすくコンパクトにまとまっているとして紹介があり、執行部より、参考にしながら、周知方法を検討、改善していくとの答弁がありました。

以上の審議を踏まえ、経済建設常任委員会では、菊池市の新型コロナ禍における経済対策は、他自治体より動きが早く、他自治体が行っていないような取組を行っているところではあります。しかしながら、事業の周知方法等、改善していくべき点もあり、できるだけ多くの市民の方々に支援メニューを周知できるよう引き続き努力していただくとともに、新型コロナウイルスの第2波、あるいは終息を見据えた経済対策の第2弾・第3弾にも万全を期して臨まれるよう強く要望し、所管事務調査の報告とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、換気等のため、10分間休憩いたします。

○

休憩 午前10時37分

開議 午前10時44分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

### 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

#### 閉会中の継続審査・調査

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

##### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

##### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

##### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について
- 3 種苗法改正の慎重審議を求める請願

##### 予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

##### 議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

##### 熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

##### 議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの所管事務調査事項につ

いて、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出があっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

#### 追加日程第1 議案第67号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第1、議案第67号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案についてご説明申し上げます。

追加議案その2の1ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のための追加補正予算であります、議案第67号、令和2年度菊池市一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正の内容は、国の補正予算により実施します、独り親世帯臨時特別給付金及び地域経済の回復のため、市独自策として実施します、プレミアム付商品券事業などが主な補正の内容でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、追加提案いたします議案第67号につきまして、ご説明いたします。

追加議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第67号、令和2年度菊池市一般会計補正予算（第6号）でございます。

開けて、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3億8,010万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ334億8,062万5,000円とするものでございます。



補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国の補正予算により実施します、独り親世帯臨時特別給付金や、地域経済回復のため、市独自施策として実施します、プレミアム付き商品券事業及び宿泊助成事業などとなっております。

それでは、歳出について、事項別明細によりご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 一般管理費822万6,000円の増額は、市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金について、転入等による対象者の増加に伴い増加する必要が生じたものでございます。

なお、全額国費負担となっております。

2 枠目の目1 高齢者福祉費185万円の増額は、高齢者施設等において、入所者とそのご家族の面会が困難な状況にあることから、オンラインによる面会のための機器等導入に対する補助金の増額となっております。

3 枠目の目4 母子福祉費6,798万1,000円の増額は、国の補正予算により実施します、独り親世帯への臨時特別給付金でございます。

全額国費負担となっており、市の負担はございません。

10ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 商工業振興費2億3,000万円の増額は、地域経済を回復させるための緊急対策として、プレミアム付き商品券を発行するもの、及びさきに実施しております小規模事業者持続化補助金の増額でございます。

プレミアム付き商品券につきましては、1世帯当たり5,000円で1万円分の商品券を購入できる内容となっております。

なお、商品券の販売代金1億円を歳入として見込んでおります。

同じく、目4 観光費599万4,000円の増額は、観光業支援のため、本市に宿泊される観光客に対して宿泊費の助成を行うものでございます。

2 枠目の目2 事務局費461万9,000円の増額は、感染症予防対策として、市内小中学校の教室や体育館等に、換気の効率を上げるためのサーキュレーター及び大型扇風機を導入するものでございます。

国の補正予算による事業であり、補助率は2分の1となっております。

11ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 学校管理費、事業1段目の小学校営繕工事5,055万6,000円の増額は、令和3年度に予定しておりました限府小学校トイレ整備事業について、感染症予防対策のための衛生環境の改善を目的として、国の補正予算により前倒しで実施することによる増額でございます。

補助率は3分の1となっております。

同じく、2段目の学校ICT教育推進事業（小学校）396万円及び次の学校の学校ICT教育推進事業（中学校）198万円の増額は、感染症対策として前倒しで進めております、学校ICT環境整備事業について、専門的知識を必要とすることから、国の補正予算を活用し、専門員を招聘し、指導及び助言等を求めるものでございます。

補助率は2分の1となっております。

3枠目の目1学校給食費493万9,000円の増額は、売上げの低迷等の影響を受けている農畜産事業者及び臨時休校の影響を受けた児童・生徒のため、菊池産の農畜産物を学校給食として提供する補助金の増額となっております。

5ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、さきに説明いたしました限府小学校トイレ整備事業の財源として、学校教育施設等整備事業債を増額するものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で、説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時52分

開議 午後 0時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっております。質疑はありませんか。  
工藤議員。

[登壇]

○13番（工藤圭一郎君） このプレミアム商品券について、まず、一つお尋ねいたします。

今現在、菊池市ではめぐるん券が発行されております。このめぐるん券との関係性、それを1点お尋ねします。

もう1点、小規模事業者への持続化補助金が、また第2弾が行われる予定になっているみたいですが、どうしてもこの業種を拡大してというようなお話もあつたんですが、補助金だけに、なかなか皆さんが受けにくいという、そういうお話を聞きますので、その対応を、どういうふうに対応されるかをお尋ねしたいと思います。  
2点。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。それでは、ただいま工藤議員からのご質問にお答えしたいと思います。

めぐるん券との関係性でございますけれども、めぐるん券は、商工会のほうで出されている今ある券でございますけれども、今度は新たなプレミアム商品券につきましては、それと別に販売をするように考えているところでございます。

また、業種を拡大してというところで、補助金であるがゆえに申請がやりにくいと。そういうお声も聞いておりますので、できるだけ申請のほうはやりやすいようにアドバイスをしながら、また、記載例等が作れば、それを作って、補助金のほうを皆さんのほうに、できるだけ多くの方に使っていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○13番（工藤圭一郎君） プレミアム商品券のことなんですけど、分かりにくいだろうというのが、まず一番思うところですよ。今の部長のお話では、別の券という計画みたいなんですけど、できればめぐるん券に乗せるというか、めぐるん券をもう使う形のほうがよっぽどまだ分かりやすかったかなというふうに思うんで、今のお話は、多分別な話ですよ。めぐるん券じゃない、プレミアム付き商品券を発行するというお話なんで、その効果がどうなのかなというふうに疑問に思うんで、そのことと、このめぐるん券が、もうかれこれ大分長く商工会がされているんで、取扱業者が大分減ってきている現状があるんですよ。その取次業者の減り方と、今度の新しいプレミアム付き商品券がうまく効果的になる計画がどういうふうになっているのかというのと、この持続化補助金は、今、申請のペーパーを記入例みたいな形で、要は、記入しやすくというようなところと思いますが、そもそもが何か手を挙げにくい、業者の皆さん、事業者の皆さんがですね。今度は商工業だけじゃなくて、多分農業も含めての事業展開というか、その対象拡大になっていくと思いますので、特に手が挙げにくい。逆に、今度は観光業、飲食業の方はもう既にそういうのをされているから、よっぽど分かりやすくて、またぱっと手を挙げられるだろうと思うんですよ。そうすると、余計に何か差別化というか、何か自分たちだけ置いていかれるみたいなことになるんじゃないかなと思うんで、この持続化補助金も、できれば違うやり方が考えられなかったのかなというのも、そもそも思うところですよ。その辺はどういうふうなところで、やっぱりここに落ちてしまうのか。

対象が、今言われたように、書くペーパーの書き方指導ぐらいで、本当にそれが、今、部長が言われたとおり、届くって、届けてほしいって、使ってほしいと思われるのが本当になるのかなというのが疑問ですが、そこはどう考えられていますか。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 今度のプレミアム商品券につきましては、できるだけ皆さんの店舗の方で、使いやすい店舗をまた募集いたしまして、使い勝手のいいように、できるだけ市民の方に経済効果を上げていただく、買っていただくようなものに考えたいというふうに、したいと考えております。

それから、もう一つ、業種を拡大して、それで増えるかというところだと思うんですけども、それに関しましては、できるだけ周知のほうを広げて、こういうのにも使えるというような事例もアドバイスをしながら、使っていただきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○13番（工藤圭一郎君） あと、プレミアムの商品券のことなんですけど、今、使っていただきたいというようなところで、全世帯に引換券というか、応募券余ったらどうされるかは検討されていますか。最後にお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 今回の発行券数につきましては、全世帯に行き渡るような数字を上げているところでございますが、中にはそれを購入されない、利用されない方もいらっしゃると思いますので、一定の期間を受付期間として、全世帯の受付期間を設けて、その後、まだ余っている分があれば、また販売を考えているところでございます。

以上です。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。

議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することを決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第67号については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 追加日程第2 報告第12号から報告第19号まで一括上程・報告

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第2、報告第12号から報告第19号までの8件を一括議題とします。

ここで、執行部からの説明の補足のために、資料配付の要請がありました。

会議規則第157条の規定によって、資料を配付することを許可しております。

資料はお手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 報告の前に、最終日の上程になったところの理由を述べさせていただきます。

市が出資する法人の総会が例年5月末に開催されており、その総会において承認された後に議会のほうへ報告することとしております。その中でも、これまで、去年と一昨年においてですけれども、統一地方選等の影響により、開会日が6月下旬になった場合には、初日の上程に間に合っておりましたけれども、通常、今回のような6月初旬に開催される議会では、初日に間に合わず、最終日に上程しているところでございます。

以上、説明させていただきます。

それでは、この後、各部長より報告してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。

追加議案書その2、15ページをお願いしたいと思います。

報告第12号、菊池市土地開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

令和元年度事業報告書でございます。

1、理事会の開催状況でございます。令和元年度は4回開催しております。

2、土地取得・造成につきましては、小野崎住宅用地の土地管理業務と花房台公有用地事業に係る借入金利息を事業費として計上しております。

3、土地売却等はございませんでした。

19ページをお願いいたします。

令和2年3月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

1の流動資産は、預金や保有する用地を計上しており、流動資産合計は1億5,893万2,528円でございます。

2の固定資産はございません。

1の流動資産合計が、そのまま資産合計となります。

次に、負債の部でございます。

1、流動負債は、事業未払金と前受金を合わせました3,351万7,689円でございます。

2の固定負債は、長期借入金の3,100万円でございます。

1の流動負債と2の固定負債を合わせました負債合計は6,451万7,689円となります。

次に、資本の部でございます。

1の基本金は、市からの出資金の100万円でございます。

2の準備金は、前期からの繰越準備金に当期利益を加えまして、9,341万4,839円となります。

1の基本金と2の準備金を合わせました資本合計は9,441万4,839円でございます。

よって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は1億5,893万2,528円となります。

20ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の事業収益及び2の事業原価はございません。

3の一般管理費の支出が60万7,485円ありますので、事業収益としましてはマイナス60万7,485円となります。

4の事業外収益は137万9,143円、5の事業外費用はございませんので、事業収益に4の事業外収益を加えました77万1,658円が経常利益となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございません。

よって、当期利益は、経常利益と同額の77万1,658円となります。

21ページに一般管理費の明細、22ページに財産目録、23ページに事業用地明細表、24ページに借入金明細表、25ページにキャッシュ・フロー計算書、26ページに監査報告書を添付しておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

以上が、令和元年度における経営状況でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画、当初予算、資金計画でございます。

28ページをお願いいたします。

事業計画でございます。

1、土地取得・造成では、土地の維持管理業務に要する経費などとして、10万8,000円を計上しております。

2の土地売却等はございません。

29ページをお願いいたします。

当初予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、収入は137万9,000円を計上しております。内訳は、受取利息と所有土地に係る賃貸料等の事業外収益を予定しております。

支出では、一般管理費99万8,000円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出として維持管理業務などの費用10万8,000円を計上しております。

31ページに資金計画を記載しています。

以上、報告第12号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、続きまして、菊池市内にございます経済部所管の第三セクターの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案追加その2の33ページの報告第13号、有限会社きくち観光物産館から、

141ページの報告第19号、有限会社有朋の里泗水までの7件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、ご覧ください。

また、報告につきましては、議案書をご覧頂きますとともに、本議会会議規則第157条の規定により、先ほど事前に議長の許可を得て、本日、お手元に配付させていただいておりますA3判の補足説明資料、令和元年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告をさせていただきたいと思っております。

また、売上総額欄につきましては、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額との相違がある場合もございますので、ご了承をお願いします。きくち観光物産館と有朋の里泗水の分になります。

それでは、補足説明資料、令和元年度第三セクター経営状況概要書をご覧ください。

最初に、報告第13号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の分が事業の実績となっております。上段の表をご覧ください。

令和元年度は、市民広場が再整備されたことで、人のにぎわいが生まれ、外部店舗や出張販売にも力を入れたことで、例年並み以上の売上げとなっております。しかし、費用増、新型コロナウイルスの影響により赤字決算となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が3,812万3,000円、負債合計が2,471万6,000円、純資産合計が1,340万7,000円となっております。

また、売上総額につきましては、1億8,514万4,000円で、対前年比で128.7%となり、当期純利益がマイナス565万8,000円となっております。

概要書の下の表をご覧ください。

令和2年度の事業計画といたしましては、市民広場を活用したバーベキューイベントの充実など各種取組により集客力を向上させ、業務の集約、効率化、外部販売を厳選するなど、収益率改善を進めながら経営の健全化に努めていくとされております。

売上総額といたしましては、対前年比101.3%の1億8,750万円とし、経常利益11万7,000円を見込まれています。

次に、報告第14号、有限会社ファームきくちの経営状況について、ご報告いたします。



概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和元年度の事業報告でございますが、後半は新型コロナウイルスの影響で休業する企業が増え、企業間取引の売上げが減少しましたが、販路の拡大、親商品の販売、ネット販売などが好調で売上げを伸ばしております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が7,479万4,000円、負債合計が199万2,000円、純資産合計が7,280万2,000円となっております。

また、売上総額につきましては5,583万7,000円で、対前年比で102.5%となり、当期純利益が345万5,000円となっております。

概要書1ページの下段の表をご覧ください。

令和2年度の事業計画といたしましては、新商品の開発・販売、ホームページの改修など通信販売に努めることで売上げの確保を図っていくとされております。

売上総額を対前年比113.9%の6,362万円とし、経常利益252万2,000円を見込まれております。

次に、報告第15号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和元年度において、地方創生拠点整備交付金により建設した加工施設が稼働し、まぜご飯の素などが好評を得ております。しかし、連休時の天候不順、暖冬による野菜価格の低迷、新型コロナウイルスの影響で売上げ、来場者数ともに前年を下回っております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が3億1,283万8,000円、負債合計が1億2,067万5,000円、純資産合計が1億9,216万3,000円となっております。

また、売上総額につきましては12億6,254万7,000円で、対前年比で99.1%となり、経常利益9,317万6,000円、当期純利益64万9,000円となっております。経常利益には、加工施設建設のための補助金9,200万9,000円が含まれており、損益計算書中に記載がありますとおり、特別損失として固定資産圧縮損として計上しております。

概要書1ページ、下段の表をご覧ください。

令和2年度の事業計画といたしましては、ネットショップであります菊池まると市場を直接運営することで、オリジナル商品などを全国に発信し、農家所得の向上に取り組まれます。しかし、新型コロナウイルスの影響を考慮し、4月から8月までの売上げについて減少を見込んでおられます。

売上総額を対前年比96.5%の12億1,842万6,000円とし、経常利益マイナス2,074万4,000円を見込まれております。

次に、報告第16号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、報告いたします。

概要書1ページ、上段の表をご覧ください。

令和元年度の事業報告でございますが、大浴場の大規模改修工事により、65日間にわたり大浴場の営業を中止した影響などから利用者数は、前年より6万5,000人減の35万5,000人となっております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億5,922万2,000円、負債合計が6,329万9,000円、純資産合計が9,592万3,000円となっております。

売上総額につきましては3億8,406万7,000円で、対前年比で86.8%、当期純利益がマイナス2,462万8,000円となっております。

概要書の1ページの下段の表をご覧ください。

令和2年度の事業計画といたしましては、目的である地域住民の交流の場、地域活性化のための運営を行ってまいります。売上げについては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、前期決算比約1割減の見込みでございます。

売上総額につきましては、対前年比89.7%の3億4,449万円1,000円とし、経常利益をマイナス1,909万9,000円と見込まれております。

次に、報告第17号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書のほうは2ページになります。上段の表をお願いいたします。

令和元年は、お米の集荷量は前年並みでありましたが、販売促進に努め、売上高の増加につながっております。しかし、財団法人日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて11年連続で最高ランクの特Aを取得しておりましたが、令和元年産はAへランクダウンしております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億681万5,000円、負債合計が202万円、純資産合計が1億479万5,000円となっております。

また、売上総額につきましては4,787万円で、対前年比で106.2%となり、当期純利益は126万8,000円となっております。

概要書2ページの下段の表をご覧ください。

令和2年の事業計画といたしましては、関係機関とより一層連携を深め、特A奪回プロジェクトを立ち上げ、特A獲得に向け努めていくとされております。

令和2年の売上総額を対前年比99.1%の4,741万8,000円とし、経

常利益112万7,000円を見込まれております。

次に、報告第18号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の表をご覧ください。

令和元年度は、売上げ、来場者ともに前年を下回っております。減少の要因といたしましては、近隣に大型商業施設、直売所が相次いでオープンしたこと、新型コロナウイルスの影響で2月からレストランであります食彩館の売上げが大幅に減少したことなどが挙げられます。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億804万9,000円、負債合計が4,708万7,000円、純資産合計が6,096万2,000円となっております。

また、売上総額につきましては4億7,581万9,000円で、対前年比で93.6%となり、当期純利益がマイナス476万8,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和2年度の事業計画といたしましては、赤字脱却のため、農産物、精肉の両輪をさらに強化し、費用対効果に基づいた経費対策を行うことで利益高の確保を図るとされております。

売上総額を対前年比102.2%の4億8,630万円とし、経常利益530万円を見込まれております。

最後に、報告第19号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、ご報告いたします。

概要書2ページ、上段の欄をご覧ください。

令和元年度は、道の駅弁新作メニューの開発や旬の農作物コーナー、割引コーナーなど、顧客ニーズに応じた販売戦略を実施してこられました。しかし、近隣に大型直売所の開店、10月からのトイレ工事に伴う駐車場の減、さらには2月からの新型コロナウイルスの影響が重なり、大きく売上げ、来客数が減少しております。

決算状況につきましては、貸借対照表の資産合計が1億636万6,000円、負債合計が2,727万6,000円、純資産合計が7,909万円となっております。

また、売上総額につきましては3億5,015万6,000円で、対前年比で93.1%となり、当期純利益がマイナス169万8,000円となっております。

概要書2ページ、下段の表をご覧ください。

令和2年度の事業計画といたしましては、新しいトイレのオープン、地方創生拠点整備交付金により養生市場のリニューアルが決定しております。売場改修のため、

2か月程度の臨時休業を想定しており、営業計画は厳しいものとなっておりますが、リニューアル計画にあるレストラン、カフェテリアを活用した地元食材の提供、イベントの実施など準備を進めていくとされております。

売上総額を対前年比88.5%、3億1,000万円とし、経常利益をマイナス920万円を見込まれております。

以上で、報告第13号、有限会社きくち観光物産館から、報告第19号、有限会社有朋の里泗水まで、7件の第三セクターの経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で報告を終わります。



### 追加日程第3 報告第20号及び報告第21号まで一括上程・報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第3、報告第20号及び報告第21号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、報告第20号及び報告第21号につきまして、説明いたします。

追加議案書その2の171ページをお願いいたします。

報告第20号及び報告第21号の専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

本件は、同じ案件でございまして、開けて172ページが専決第16号及び174ページが専決第17号専決処分書でございます。

どちらも、事務処理過誤による損害賠償に係る額の決定について、令和2年6月16日に専決処分したものでございます。

過誤発生日は、令和2年4月9日、相手方は記載のとおりでございます。

過誤の概要は、死亡届出の際、適正な電算事務処理を行わなかったため、日本年金機構から相手方に対する支払いが行われず、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、専決第16号が13万2,902円、専決第17号が15万926円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

以上、報告第20号及び報告第21号の報告とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、報告第20号と21号について、質疑を行います。

この件につきましては、先日、新聞にも載りましたとおり、また、テレビ放送でもありましたとおり、死亡届出時に間違っ、息子さん夫婦を死亡扱いしてしまったといことで、年金が止まったということではありますが、果たして、これだけなんでしょうか。

なぜ気づいたかという話になりますと、結局、印鑑登録を本人さんが取りに来られたとき、印鑑登録が廃判になっていた。それで気づいたということでもあります。その後、年金が止まっているのを気づいた。

私がちょっと考えてみますと、介護保険料、これは特別徴収ですから、介護保険料も止まって、別口座から落ちてれば問題ないんですけども、手払いになった可能性もある。きちっと住基ネットのほうに問合せをして、もうこれ以上ないですよということ間違いのないのか。もう市の独自調査だけじゃ、ちょっと私、信用できませんので、今、どういう調査をされているのか、質疑を行いたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、こんにちは。

ただいま荒木議員からもご指摘のありましたように、今回の事件につきましては、大変ご本人様たちにもご迷惑をおかけしております。また、市民の皆様につきましても、市に対する信頼関係を損なうことになってしまっておりまして、大変申し訳なく思っております。

そうした中で、今、ご質問がありましたように、どのような影響があるか調べたのかということでございます。

まず、ご質問にありましたように、介護保険、これについても、やはり影響があるということで確認をしております。特別徴収が普通徴収に自動的に切り替わっております。これにつきましては、金額には影響はございません。手続も必要ないということで、切替えをさせていただいておるところでございます。

そして、また、そのほかの税務関係、これにつきましても、健康保険、介護保険ですので含めて、原課のほうで確認を直接しております。

そして、やはり我々も心配、住基ネットの問題がございます。これにつきましては、地方公共団体情報システム機構、ここにアクセス、履歴の開示請求を行っております。ただし、これにつきましては、行政であっても、開示請求してもお断りというところと言われておりまして、大変申し訳ないですけども、ご本人様たちの

お名前でご請求をお願いするということでご了承頂きまして、今、やっております。  
最終的には、この開示請求で、どこにアクセスしたか、これが分かりまして、一つ  
ずつ潰してまいりたいと思っております。

いずれにしても、ご迷惑をおかけしました方につきましては、これ以上不利益が  
講じないよう、誠心誠意努めさせていただきたいと考えているところでございます。  
以上でございます。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。

ここで、都合により、副議長と交代いたします。

（大賀議長退席 自席へ）

○

#### 追加日程第4 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○副議長（猿渡美智子さん） 次に、追加議事日程第4、議員提出議案第3号を議題と  
します。

本案については、大賀慶一さんの一身上に関する事件と認められますので、地方  
自治法第117条の規定によって、大賀慶一さんを除斥したいと思います。ご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（猿渡美智子さん） 異議なしと認めます。よって、大賀慶一さんを除斥する  
ことに決定しました。

大賀慶一さんの退場を求めます。

（大賀慶一君 退場）

○副議長（猿渡美智子さん） 提出者の提案理由の説明を求めます。

田中教之さん。

〔登壇〕

○1番（田中教之君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

それでは、議員提出議案第3号、菊池市議会議長の議員報酬の特例に関する条例  
の制定について、地方自治法第112条及び菊池市議会会議規則第14条第1項の  
規定により提出いたします。

本件の提案理由は、大賀議長における政治資金報告書の代表者無断記載により、  
菊池市議会が市民の信頼を損なうこととなった責任を重く受け止め、議長の報酬を  
減額するため、本条例を定めるものです。

大賀議長が、先日、議員全員に対し、議長が今回の収支報告書の提出に関して謝

罪をし、責任を取るべく、議長の報酬を減額したい旨を述べられました。本来であれば議長が提案すべきですが、議長は議案の提出権はないため、賛同しました私が提案者として提出した次第です。

お手元の条例案について説明いたします。

まず、第1条で、本年7月1日から3か月間、減額する期間を定める趣旨を記載しております。

第2条で、減額する割合を3割とする旨を記載しております。

また、附則により、本案は、本年9月30日に効力を失うこととしております。

議員各位におかれましては、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。

以上、提案理由といたします。

○副議長（猿渡美智子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。荒木崇之さん。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、議員提出議案第3号について、質疑を行います。

田中議員に聞くのが非常に恐縮でありますけども、これはやっぱり厳しくやっていかなきゃいけないものですから、しっかり聞きたいと思います。

1点目、書いてあるのが、無断記載と書いてありますけども、政治資金規正法の中には無断記載というのではなくて、虚偽記載だと私は考えますけども、無断記載とされている理由はなぜかというのを、虚偽と無断では意味合いが相当違いますから、そこをお答えください。

2点目、3割3か月の根拠ですね。どうして3割カットして、それを3か月なのか。この金額的根拠というのが2点目です。

3点目、一番大事かと思いますが、今回、政治資金規正法及び公職選挙法違反で、今後、告発するおそれのある人物を二元代表制の一翼の長である議長として置いておくのが、置いておくことの危険性についてどう考えるのか。いつ引っ張られるか分からない。そんな状態でずっと議長職を続けてもらうという、その危険性について、この3点についてお尋ねをいたします。

○副議長（猿渡美智子さん） 田中教之さん。

[登壇]

○1番（田中教之君） 荒木議員の質問にお答えします。

まず、1点、代表者無断記載というところは虚偽じゃないかというところですが、今回、この議案を考える際に、提案理由として、一定のそういう犯罪名ではなく、事実と指摘というところでとどめおくように、私としては考えました。

2点目、根拠についてですが、議員おっしゃるとおり、非常に悩みました。私もこの3割3か月が本当にいいのか、いろいろ調べてみました、ほかの比較をするために。しかし、なかなか市長とか首長さんが減給すると、減額するという事例はあるんですが、議長が減額するという事例はなかなか少なくございました。

まず、議長が何か新聞事件になったとき、周辺といいますか、全国の事例を見ますと、住民との説明会のときに、どうして、そういった方は基本的に議長の任期は続けられた事例がございますし、物品を配って検察に告発されたという方の事件がありました。基本的に議長を続けられていますというところがございます。議長というのは、続けるか、辞めるかの判断なのかなど。まず一義的に考えております。

じゃあ、そのとき、大賀議長のこの賛同者のところの理由として、続けるのであっても、何か責任を取りたいと。ここの段階になったときに、3割3か月というのが妥当かというところを見ますと、ほかの首長さんの例にございましたところで、部長クラス及びそういうふう管理するクラスの方が大きな不祥事をした。その責任を取ったときが、一番重いのが5割で1か月という事例もございます。その中で、3割3か月ということがございまして、まず、この3割というのは重たいんだろうなというふうにして、一つは根拠として考えました。次に、3か月ですけど、やはりもともと一般的な公務員の方が減給するときには1割1か月と。これは労働基準法に基づくものかと思いますが、それについての3倍ということは、非常にこれも重たいんだろうなというところを考えております。最終的には、これは大賀議長がこういうふうにしてほしいというところですので、本人の意向を尊重して、3割3か月というところを、今回、明記したところがございます。

最後に、いつ告発されるか分からない危険性についてですが、これは、私は提案者として、大賀議長がそういう該当する方、無断使用された方との話合いで、今のところ、セーフと。確かにそのリスクはありますが、私は現時点としてはその話を考慮して、引き続き議長をやっていく上で、この法案に関しては、そこは大賀議長の話信頼してまとめた次第でございます。

以上、お答えします。

○副議長（猿渡美智子さん） ほかに質疑はありませんか。

二ノ文伸元さん。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） こんにちは。それでは、田中議員に質疑をいたします。

まず、このような大変市民が関心ある事案について、提案者になられたということは、よくやられたなというふうに思います。ただ、通常であれば、田中議員、失礼ですけども、1期生、普通なら3期生以上がすると思いますけども、せめて2期



生あるいは委員長経験者とか、そういう方がなされると思いますけども、田中議員が提案者になられた経緯といいますか、それをお聞かせください。

○副議長（猿渡美智子さん） 田中教之さん。

[登壇]

○1番（田中教之君） それでは、二ノ文議員の質疑に対してお答えします。

今回、私がこの条例案を提案するに至った経緯ですが、まず、全員協議会の場で大賀議長が申された案について、責任を取るというところで、その案に賛同した。一つあると思います。

あと、様々ほかの議員とも話した上で、実際に私が最終的にこの案を持とうと思ったのは、自分が一番この中で若いんですけど、大賀議長に対してしっかりと責任を求めたいという意思が一番強うございました。それはいいか悪いか分かりませんが、今回に関しては私のほうでやらせてくださいというところで、今日しております。

以上、お答えします。

○副議長（猿渡美智子さん） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（猿渡美智子さん） これで質疑を終わります。

議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（猿渡美智子さん） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

二ノ文伸元さん。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私は、議員提出議案第3号、菊池市議会議長の議員報酬の特例に関する条例の制定についてに反対の立場で討論をいたします。

私自身、今回の件については、まさかという驚きとともに、大変残念な思いであります。私たち議員は、特別職、地方公務員という立場にありますが、今回、大賀議員が政治資金収支報告書の虚偽記載を過去6年間にわたり6回も行っておられたこと。つまり、後援会長となることを拒否されたのにもかかわらず、後援会長名として記入した上に、ご本人が知らない間に、本人のものでない印鑑を使って押印し

たということは、虚偽記載という文書偽造、そして有印私文書偽造となるのではないですか。これは議会に、市民の皆さんに認められることなのでしょう。議員の立場だからというだけでなく、いかなる場合においても許されてはいけない行為であります。こうした虚偽記載、有印私文書偽造は、文書の持つ社会的信用を著しく損なうことであり、犯罪性が高いものだと言える行為であります。こうした信用失墜行為の防止策として、私文書偽造罪や公文書偽造罪があるのです。

大賀議員は、過去6回のご自分の後援会申請において、虚偽報告、つまり、有印私文書偽造をされたことをご自分でも認められております。これは、ここにおられる皆さんもご存じのことでしょう。新聞でも報道され、市民の皆さんもご承知であります。事もあろうに大賀議員は、議員の代表とも言える議長を先日拝命されたばかりです。菊池市議会の議長が法を犯した上に、法を犯す可能性が高いということをして犯した上に、代表者であることができるのでしょうか。多数の議員が認めたとしても、市民に対して申し訳ない恥ずべき事案だと言わざるを得ません。

昨年9月議会においては、私の辞職勧告決議案は一方的な取上げ方をして、何ら証拠、根拠のないものを確認もされずに採決に至ったことはご承知のとおりです。議会において、このように法に触れる事案について、議員辞職にも値することを減給というお金で解決してしまうのはいかがなものでしょうか。私たち議員のありようが問われていると言えるのではないのでしょうか。

ある月刊誌で、私に対する議員辞職勧告決議案に賛成したことに対し、真実を隠すために派閥のために働いたことを高く評価され、次期議長を約束されていたとありました。当然事実であればの話ですし、信じたくもありません。が、事実、大賀議員は前日まで私の辞職勧告は賛成するに値しないとされていたとも聞いております。翌日、一転、手のひらを返したように賛成されました。賛成に回るほどの事実があったのか、いまだ知る由もありません。月刊誌に記載されたことがもし事実であれば、自分の名誉のために、人に無実の罪をかぶせることで、自らの地位を築いたこととなります。大変憂慮すべきことであり、議員として、人として、そして議会として問われているものだと思います。

今回、議員が後援会報告において虚偽報告、つまり、虚偽記載、有印私文書偽造が過去6回もあったことは明らかな事実であります。政治的、道義的責任は重いのではないのでしょうか。議員報酬3か月カットで済まされるような問題ではありません。市民は怒っていますよ。議員の代表となる議長職を自ら辞することをお勧めして、この決議に反対の意を表します。

○副議長（猿渡美智子さん） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

平直樹さん。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 私は、議員提出議案第3号、菊池市議会議長の議員報酬の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

去る6月7日、日曜日の熊日朝刊に今回の大賀議員の件の報道があり、翌8日の全員協議会で大賀議員からこのことについての説明がありました。その中で、確かに大賀議員はミスがあったことを認められ、謝罪をされております。

7日の熊日新聞の記事によりますと、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金があると書かれておりましたが、9日付の朝日新聞の同様の記事には罰則はないとのことでした。

不勉強な私は、そのときに分かりませんでしたので、県の選挙管理委員会に問合せたところ、政治資金規正法第12条で報告書の提出について、さらに、同法第25条3項にて罰則が定められている。ただ、その対象者は別であり、大賀議員ではないとのことでした。そこで、私は、県の選管から大賀議員に対し何かしらのペナルティーを科すものかとお尋ねしましたが、そのようなこともないとのことでした。現在は後援会長の名前も変更されており、特段問題はありせんとのことでした。

改めて、事実関係だけ考えますと、大賀議員は自身のミスは素直に認め、謝罪をされております。次に、無断記載されたこととされる本人さんとの話合いもついているとのこと。大賀議員に対しての法的な罰則はない。現在、書類上の不備はないということになります。

以上のことを考慮した結果、本議案に相当するものと判断し、賛成といたします。

○副議長（猿渡美智子さん） ほかに討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 議員提出議案第3号について、反対の立場から討論を行います。

今回の問題では、市民の中に議会への不信を広げ、信頼を損ないました。議長は、議会を代表する役職であり、一番模範を示すべき立場にあります。ここに照らせば、議長の職を辞すべきであると思います。こういうときに議長がとるべき態度は、歳費の削減ではなく、きっぱりと責任を取って、議長の職を辞すことであると私は判断をします。

以上の理由から、本議案には反対とします。

○副議長（猿渡美智子さん） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（猿渡美智子さん） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(猿渡美智子さん) 起立多数です。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。

大賀慶一さんの退席を解き、議長を交代いたします。

(大賀議長 議長席へ)

○

追加日程第5 議員提出議案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(大賀慶一君) 次に、追加議事日程第5、議員提出議案4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番(荒木崇之君) それでは、議員提出議案第4号、菊池市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

今年1月に日本で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから、僅か3か月で国難と言えるほどの事態に現在陥っています。

本市でも新型コロナウイルス感染症の影響により、市民や多くの事業者が多大な経済的損失を被っており、そのことで経済停滞による大幅な税収減も予想されます。

苦勞する市民と痛みを共有し、共につらい状況を乗り越える覚悟を市議会議員が率先して示すべく、議員報酬及び期末手当を3割9か月間、カットするものであります。今回の議員報酬3割削減案が可決されれば、総額約4,000万円となります。少しでも新型コロナウイルス対策の一助になればと考えます。

提出議案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同頂きますことをお願い申し上げます。議員提出議案第4号の提案理由といたします。

○議長(大賀慶一君) 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までです。質疑はありませんか。

福島英徳君。

[登壇]

○2番(福島英徳君) 皆さん、こんにちは。今の荒木議員の提案理由に対しまして、一つだけ確認させてください。

これは議員報酬の3割カットであって、職員に対する圧力ということはあるのか

ないのか、お示してください。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、福島議員さんのご質問にお答えいたします。

この条例の制定が、職員への圧力、プレッシャーにならないか、なるのではないか、ならないかというご質問でございますけども、過去に市職員の給与の削減に関する条例の提出は、平成26年6月議会、議案第59号だと記憶しています。これは東日本大震災の復興予算を捻出するために、国からの要請によって提出されたことが一度だけございます。しかし、市職員の給与の削減案は、市長から提出を本来されるものであって、市議会が提出することはできないというふうに考えます。

また、職員は給与、市議会議員は報酬ですので、給与は生活給ですが、報酬は生活給ではないと定められております。そもそもの性質が違いますので、議員は自らの身を切って、市民のためにコロナ対策をできるか、その是非を自分たちで問うということにあるかと思っておりますので、決して市職員へのプレッシャーとかではございません。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 荒木議員にお尋ねをいたします。

以前から、コロナに関して議員報酬を削減してはどうかというようなご発言はあっておりましたので、私なりに控室に置いてある自治日報とか、そのことを気にして見たりしておりました。確かに全国的にも、そんなに多くはないのですが、幾つかの議会において報酬削減というのは取り組まれているところと承知しています。ただ、その額を見ますときに、多くは10%で半年程度というものが多かったと思います。多くて15%というような設定になっておりました。この議員から提出されました議案を見るときに、やっぱりちょっと30%という額の大きさにはやや驚いたところです。

私、連合のほうでやらせていただいておりますので、毎年の春闘とかでは、1%、2%というような賃上げをめぐってしのぎを削るような、最低賃金で言えば、20円、30円をめぐってしのぎを削るような場面の中で、その30%とされた理由というのを伺いできたらと思います。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 猿渡議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、その前に、確かに言われるように、私は二度にわたって、一度、このコロナによる議員報酬の削減を考えたらどうだということを前議長に申し上げておりましたが、なかなかその機会がなかったということで、急な提案かと思えますけれども、そこはご理解頂きたいと思えます。

それでは、なぜ3割かといいますと、私が考えますに、議員の活動というのは、まずこういった議会に出てくる議会活動、これは小学校の入学式とか、卒業式に出てくるものも議会活動の一つだと思っています。もう一つ、政治活動、これは自らの政治で活動をやっている。もう一つは後援会活動、これは自分の例えば選挙区にピラをまいたりだとか、自分の考えを広めて、自分の支援者を集める。これは後援会活動という、この三つの柱がありますけれども、議会活動がコロナ前と今ではなかなかできていないというのが大きな理由であります。本当は出たい行事も、実際、出れなくて、市民の方とも接する機会が少なくなって、やっぱり市民の方からも、議員は何しよっとだろうかというような声も聞かれるわけです。そういった中で、議会活動が、三本の一つがまともにできていないのならば、それは私は報酬をカットして、コロナ対策の一助になればというふうな感じで3割という数字を出しています。

以上です。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。

議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 議員提出議案第4号、菊池市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、全議員に関係する報酬減額という条例改正かと思えます。私は、個人的に減額には賛成ですが、その額と期日の割合、そこに隔たりがありまして、私は

自分、個人的には1割の3か月というのが妥当かと考えております。

そのほかにも、議員報酬を減らさないで、その分、経済活動に回すべきだといった意見や、政務活動費を使わず、それを返納する方法もあるなどと、それぞれの考え方はあるように思います。それぞれに意見が違ふのは当然でありまして、それぞれに大切にしなければいけない意見かなというふうに思います。ですので、これは変な話になりますけど、一度もまだ議論をしておりませんので、みんなの意見を聞いて議論を重ねてから提案をすることが肝要かと思っておりますので、以上の理由で、本議案には反対をいたします。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、議員提出議案第4号に賛成の立場で述べさせていただきます。

新型コロナショックによって、かつてないほど、様々なイベントが中止になっております。当然後援会活動を含め、大勢のみならず、少人数での集まりも自粛している状況におきまして、議員としての活動も控えざるを得ない状況です。経済は落ち込み、市民生活も不安の中、議員報酬の3割カット提案は、私は妥当であると考えます。また、提案理由にもありましたが、報酬カットによる約4,000万円の財源を新型コロナ対策に充てることにも賛成です。

先般の議会協議会で、ある議員が唐突に、県議会では議員報酬削減を考えていないから、市議会でも行う必要がないと発言されましたが、そもそも県議会は市議会の上位組織でもなく、それぞれ独立した自治体の議会です。よって、市議会として独自の考えを提案するべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私は、議員提出議案第4号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨年末、新型コロナウイルス感染症が隣国で発症して以来、日本でも全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしております。2月に自粛要請がとられ、4月7日に緊急事態宣言の発令、5月末に全国の緊急事態宣言は解除されたものの、県をまたぐ移動は、先日、6月19日に解除されたばかりです。

世界規模で見ても、まだ数カ国との移動しか緩和されておらず、まだまだ経済危機の打開とは言い難いと思います。

菊池市でも、全国同様、外出自粛、休業要請に基づき、多くの飲食店、旅館、ホテルが休業し、いまだ厳しい経営状態です。当然関連事業者、農産、加工業、その他、タクシー、代行運転業務同様と推察されます。この未曾有の難局に国は雇用調整金、持続化給付金など、支援金を給付をしておりますが、いまだ行き渡ってはおりません。しかし、数か月間を経過した今も新型コロナウイルスは未解明であり、ワクチン開発や時間を要することなどから、感染者はやや減少したものの、第2波、第3波の新たな感染の波も予想でき、市民の生活への影響が今後も懸念される所です。消費税増税の影響が残る中でのコロナ危機による菊池市の経済支援が十分とは言い難いのではないのでしょうか。

議会として、執行部には支援策、独自策を要望してまいりましたが、要望ばかりでは資金がなければ支援に結びつきません。今回の提案による議員報酬のカット分、4,000万を市民のための支援対策に回すことで、早急かつ細やかな菊池市独自の対応が進められると考えます。

未曾有の難局のときこそ、菊池市民のために、菊池市議会が一丸となって素早い対応を実現することを願って、賛成討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。議員提出議案第4号、菊池市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の議員報酬及び期末手当を3割9か月間カットにつきましては、荒木議員の提案理由にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民や多くの事業者が多大な経済的損害を受けております。

東京では、6月24日に緊急事態宣言が全面解除後、最多の55人の感染者が報告されており、熊本でも、5月8日以来、45日ぶりに感染者が確認されております。

今後も、第2波が地方への波及を意識しながら、引き続き経済や市民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望にスピード感をもって対応しなければなりません。そのためにも市独自の緊急経済対策が必要ですが、市の税収減への対応と、市民とともにつらい状況を乗り越える覚悟を示すためにも、私たち議員も痛みを共有する必要があります。



茨城県つくば市の五十嵐市長は、約2,000万円の退職金を22円に大幅減額する考えを示し、市民がコロナで大変な時期なので、痛みを分かち合いたいと話しておられます。

県内では、蒲島県知事が3割給与カット、熊本市の大西市長が夏のボーナスを全額カット、小国町長が給与を半年間50%カットをするとして、コロナ禍を乗り切るため、強いリーダーとしての姿勢をそれぞれに示しておられます。

菊池市民からは、私も一般質問等で申し上げましたが、新型コロナウイルスの対応が遅い、対策が足りない、ほかの自治体が羨ましいとの声が多く届いております。

最近の菊池市は、議会も執行部も度重なる不祥事で、市民との信頼関係が崩れております。今回は特に市民との痛みを共有し、信頼関係を取り戻すためにも、3割カットによって、少しでも市民のための市独自支援策の拡充に活用していただきたいと思っております。

議員各位にこれらのことをご理解頂き、賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、議員提出議案第4号は、否決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和2年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。傍聴席の方もお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○  
閉会 午後2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 大 賀 慶 一

菊池市議会副議長 猿 渡 美智子

菊池市議会議員 平 直 樹

菊池市議会議員 東 奈津子

# 各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

## 総務文教常任委員会委員長報告書

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案件 1 件です。

2 日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

**議案第 63 号**については、「小型動力ポンプ積載車 7 台の購入に係るもので、8 社が参加した指名競争入札で行われ、5 月 21 日付で物品購入に関する仮契約を行っている。平成 27 年度に策定した、小型動力ポンプ積載車更新計画に基づき順次購入しているものである。」との説明があり、当積載車更新計画の資料を請求し審査しました。

委員より「積載車 7 台とのことだが、配備先は何処になるのか。また、耐用年数は何年か。」との質疑に対し、執行部より「配備先については、本部機動隊に 2 台、泗水方面隊に 4 台、菊池方面隊に 1 台である。耐用年数については、法的な定めはないが、本市の場合は 20 年としている。」との答弁がありました。

委員より「更新の計画があるとのことだが、計画通り配備できているのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 30 年度から購入しているが、現在のところ計画どおり購入して配備している。」との答弁がありました。

以上、審議しました結果、当委員会に付託されました**議案第63号**については、  
討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定し  
ました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきます  
ようお願い申し上げます、総務文教常任委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和2年6月26日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

## 福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 3 件です。

2 日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、**議案第 49 号**「菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について、執行部より「国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染し又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給するに当たり、条例の一部を改正する必要があるため。」との説明を受け質疑を行いました。

委員より「青色、白色も該当するということで間違いないか。」との質疑に対し執行部より「間違いない。」との答弁がありました。

委員より「自営業者は含まれないが、市独自の取り組みは財政的に厳しいならば国に申し入れ等してほしい。」との意見に対し 執行部より「県との協議の際に申し入れていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 50 号**「菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定について

執行部より、「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。」との説明を受け特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 65 号**「菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、執行部より「新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減収に伴う国民健康保険税の減免について、遡って申請ができるよう申請期日の特例を設けるに当たって条例の一部を改正する必要があるため。」との説明を受け質疑を行いました。

委員より「**議案第 43 号**市税条例は専決だが、同じ税条例が追加議案というのはなぜか。」との問いに対し執行部より「市税条例は国の法律改正に基づくものであり、国保税は市町村独自の対応であり、通知が来たのが 5 月 8 日の議案締め切り日で、補正予算等もあったため。」との答弁がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました**議案第 49 号**及び**議案第 50 号**及び**議案第 65 号**については、討論もなく、採決の結果全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 2 年 6 月 26 日

福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

## 経済建設常任委員会 委員長報告書

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案件2件、請願1件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

**議案第51号**については、「民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、不正入居者が市営住宅へ入居した日から明け渡し請求の日までの期間について、近隣の住宅の家賃の額と市営住宅の家賃の額との差額に利息を付した額の金銭を請求する際の利率が民法で「年5分」から「年3分」へ改正されたことから、市では今後の利率改正にも対応できるよう「年3分」という表記ではなく「民法に規定する法定利率」へ改める。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「これまでに、今回の法改正に該当するような事案があったのか。」との質疑に対し、執行部より「これまでに該当するような事案は発生していない。」との答弁がありました。

さらに、委員より「これまでは不正入居といった事案が無かったからよかったが、これからは起きるかもしれないということをシミュレーションし、防止策を検討しておくように。」との質疑に対し、執行部より「不正入居が起きないように注意する。」との答弁がありました。

**議案第64号**については、「旭志管内の市営大迫住宅の用地の一部について、何らかの事情により登記がされておらず、全相続人から同意書をとることは現実的ではないとの判断から、時効取得による登記手続きを求めるものである。」との説明を受け、



質疑を行いました。

委員より、「裁判による時効取得を行うのか。」との質疑に対し、執行部より「そのとおりである。」との答弁がありました。

請願第1号については、「日本の農業界や新聞等の意見は、権利を守る側とこれまでどおりがよい側とに分かれている。」「国は、今国会での法案成立を見送っている。」「もう少し農業者団体等との調整が必要ではないか。」といった意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、

当委員会に付託されました議案第51号、議案第64号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に請願第1号については、「国や農業者団体、農業者でも意見が割れている問題であること、請願が法改正の慎重審議を求める内容であります。すでに今国会での法案成立が見送られていること等から、継続審査としてはどうか。」との動議が出され、採決の結果、全員異議なく継続審査とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

菊池市議会議長 大賀 慶一 様

令和2年6月26日

経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

## 予算決算常任委員会委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、6月10日、15日及び23日に予算決算常任委員会を、17日及び18日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第52号**から**議案第55号**及び**議案第66号**までの5議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、**議案第52号**について申し上げます。

歳入における、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,639万9千円の増額補正については、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように創設されたもので、本市の限度額が人口や財政力等により、2億1,639万9千円と示されたので、上限額を増額補正するものである。なお、この交付金は各対象事業の一部として充当され、主なものはG I G Aスクール構想における遠隔オンライン学習の環境整備や、農業を含む事業者への事業継続支援金、ひとり親家庭に対する児童扶養手当特別給付金となっている。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「G I G Aスクール構想とか農業関係とか以外にも使う候補があったのではと思うが、どれぐらいの候補があったのか。」との質疑に対し、

執行部より「大きく分けているのが 15 事業。その中に課ごとの事業がある。全体の事業費としては 4 億 6,000 万円程度を申請している。」との答弁がありました。

総務費国庫補助金のマイナポイント事業費補助金については、委員より「現時点での本市におけるマイナンバーカード加入率はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「マイナンバーカードの申請件数は、平成 30 年度 461 件、令和元年度 1,392 件である。令和 2 年 3 月 31 日時点で加入率は 11.42%である。」との答弁がありました。

総務費国庫補助金の内訳で、執行部より「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億 1,639 万 9 千円のうち、1,243 万 8 千円を専決の農業関連歳出予算へ、5,651 万 2 千円を専決及び今回補正の商工観光関連予算の財源として充当する。」との説明がありました。

過年度収入の 6 次産業化交付金 3,975 万円については、執行部より「株式会社熊本畜産流通センターが自社で保有する枝肉保管庫内に結露が発生し、水滴により製品の汚染が懸念されるため、対策を施し、海外輸出を促進するための交付金である。」との説明がありました。

土木債の道路橋梁債 2,090 万円については、執行部より「社会資本整備総合交付金の決定及び起債要件に伴う借り換えが主である。」との説明がありました。

歳出における、議会費の新型コロナウイルス感染症対策事業における 66 万 4 千円の増額補正については、「新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB 会議等に使用するタブレット 25 台の使用料である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「タブレットは、庁舎外での遠隔会議等にも使えるのか。」との質疑に対し、執行部より「遠隔会議等にも使用できる。また、会議開催の通知や各種連絡等もタブレットを活用したいと考えており、具体的な取扱いについて今後整備していきたい。」との答弁がありました。

地域振興費のコミュニティ助成事業 240 万円の増額については、「七城地区前川区の防災無線放送設備等の導入が事業採択となったことから、助成金として計上するもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「現在どれくらいの申請件数が上がっているのか。」との質疑に対し、執行部より「現在上がっている要望は 2 地区。今年度も募集があったら、区長を通じて取りまとめを行いたい。」との答弁がありました。

情報化推進費の新型コロナウイルス感染症対策事業の 178 万 6 千円の増額については、庁内でのWEB会議等に使用するタブレット 30 台及びWEB会議システムの使用料等を計上している。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「これから先もWEB会議を想定しているのか。」との質疑に対し、執行部より「今後も続けて行きたいと考えている。」との答弁がありました。

さらに委員より「今後は継続的に使用料が発生することになるのか。」との質疑に対し、執行部より「今の状況では、そのように考えている。」との答弁がありました。

小学校費の学校管理費 2 億 1,138 万円の増額補正については、「ICT機器の増加に伴い、ICT支援員を 1 人から 3 人体制にするための 2 人分の委託料の増額、タブレットを利用した授業や家庭学習支援のための、ICT教育授業支援ソフト及びICT教育家庭学習支援ソフトの利用料、小学校に配

布するタブレットの購入代 2,699 台の経費である。」また、中学校費の学校管理費 1 億 220 万 9 千円の増額補正については、「小学校と併せて、I C T 支援員を 2 人増員するための委託料の増額、タブレットを利用した授業や家庭学習支援のための、I C T 教育授業支援ソフト及び I C T 教育家庭学習支援ソフトの利用料、中学校に配布するタブレットの購入代 1,306 台の経費である。」との説明がありました。

併せて資料に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度にかけての、これまでの I C T 関連費用について説明がありました。

委員より「I C T 支援員を 1 人から 3 人に増やされたとのことだが、小中学校併せて 2 人増やしたのか。」との質疑に対し、執行部より「小中学校全体の 15 校で 2 人増やし、3 人体制とした。」との答弁がありました。

また、委員より「今回、タブレット約 4,000 台を購入されるが、この数字は小中学生を合計した数になる。当初予算で 630 台分の利用料の予算計上をされていると思うが、利用料がダブるのではないか。」との質疑に対し、執行部より「当初予算では 630 台分の 1 年分の利用料を計上している。今回の国の補正予算で前倒しとなり、1 人 1 台の配備となる。11 月に配備完了の予定であるので、11 月以降の 630 台分がダブってしまうことになるため、11 月以降分については解約する方向で業者と協議していく予定である。」との答弁がありました。

委員より「レンタルの費用としては高額である。場合によってはパソコンを購入できるような金額を毎年払うような感じであると思うがどういう理由からか。」との質疑に対し、執行部より「シンクライアントパソコン利用料については、校務の安全を図るため、外部にサーバを置き、画面のみを転送するシンクライアントシステムを利用している。パソコン代だけではなく、システムの利用料も含んでいる。タブレットについても、タブレット代だけではなく、校内のネットワーク配線及び校内 W i - F i アクセスポイントの整備と管理の一体的な環境利用料であり、高額となっている。」との答弁があ

りました。

委員より「G I G Aスクール構想で新しいことを始めるわけでもあるので、そういう時にもう一度見直すことも大事。タブレットを1人1台導入することだが、3～5年で形が古くなる。そういったことに対する計画はどのようにやっていくのか。次に買い替える時には国の補助がなくて、全部市が負担しなければならないということもあるかもしれない。また、これをどう活用するかで、自治体間に差も出てくる。始める前にしっかり考えていただきたい。後は、W i - F i 環境下でやると思われるので、セキュリティ対策を考慮していただきたいと思うが、どう考えているのか。」との質疑に対し、執行部より「今後の計画については、タブレットの購入と併せて家庭学習支援ソフトを5年間使う予定である。5～6年は機器が使えると見込んでおり、それに併せてソフトの利用も5年間を計画している。今の計画では機器の状態にもよるが、5年を満了したところでの買い替えということで計画している。予算措置については、国の計画では2022年度までの整備については、普通交付税の算定で見ているとのこと。それ以降については、まだ国からは示されていない。今回G I G Aスクール構想により一気に整備を行うことで、機器を管理する方法が大きく変貌してしまった。これについては、今の国の措置では足りないと考えているので、全国市長会に向けて、G I G Aスクール構想実現のために必要な措置を講ずるよう要望している。また、ネットワークのセキュリティについては、今回校内ネットワークを整備しているので、タブレットについては、校内での利用を前提としている。校内ネットワークの見守りは、外部サーバからインターネットに出ていく一本で管理をしており、そこで危険なサイトに行かないような制限をかけている。家庭に持ち帰っての使用については、家庭の通信環境のばらつきも考えられるので、基本的には学校内でドリルの問題をダウンロードして、通信環境がない状態で利用をするといった方法を想定している。」との答弁がありました。

委員より「G I G Aスクール構想は、数年間かけて行うところを、コロナ

の影響で国も前倒しをしたと理解している。校内での使用を原則としているとのことだが、リモートで使うことは考えていないのか。」との質疑に対し、執行部より「中学3年生をメインに遠隔授業の運用テストを行った。今後第2波の対策として、ポケットW i - F i を使えるようにしているので、そのあたりを活用しながらセキュリティを担保して家庭でも使えるように検討していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より「遠隔授業の運用テストを行ったとのことだが、繋がり具合等問題点はあったか。」との質疑に対し、執行部より「今回試験的に使用するための設定変更を、短時間で業者にお問い合わせしなかったというのが問題点の一つ。各家庭でネットワーク環境が違ったので、どこまですべてを公的にカバーするのかという難しさがあつた。また、一部地域でポケットW i - F i が繋がらないということがあり、別の代用機種で対応したケースがあつたので、そのあたりの検討も必要であると考えている。」との答弁がありました。

委員より「タブレットは保険に入っているのか。また、I C T 教育を進めるうえで、点数の目標はあるのか。5年後にG I G A スクール構想から抜けるという選択肢はあるのか。」との質疑に対し、執行部より「保険については高額であり、修繕の方が安価であるため、入っていない。予備機を購入する予定である。故意の破損であれば責任を求めるが、故意でなければ修繕で対応する。点数の目標については当然避けられない。現時点での学校のタブレットの利用状況は、2割から3割程度と低い状況。先生方の指導力の向上が必要であり、タブレットを使ってどのような授業ができるかというところから研修を行っていかなければならない。タブレットを使ったからどういう風に学力が上がったかということに関しては、数字的な見方が気になると思うので、全国や県の学力状況調査、市独自の学力テストなどを活用して分析したい。また、現在の状況では、G I G A スクール構想から抜けるという構想は持っていない。」との答弁がありました。

民生災害復旧費の民生災害対策事業における費用弁償については、委員より「他の費用弁償より高額であるが理由は。」との質疑に対し、執行部より「内容は交通費であり、9か月分であるため他より高めになっている。」との答弁がありました。

生活保護総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、委員より「新型コロナウイルス感染症が広がる中で、本市において生活保護受給世帯や申請数が増えているか。」との質疑に対し、執行部より「受給世帯は平成31年3月から5月の3か月平均329世帯、令和2年同3か月平均340世帯で、3.3%と微増である。申請数は令和2年3月10名、4月9名、5月6名、6月3名となっており、増えているわけではないが、今後増えることも考えられる。」との答弁がありました。

高齢者福祉費の熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業及び熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業については、委員より「認知症向けグループホーム開設について、応募がなかったとあるが、全くなかったのか。」との質疑に対して、執行部より「1回目は熊本県全域で行ったが応募がなかったため、2回目は九州全域に広げたが応募がなかった。」との答弁がありました。

さらに委員より、「今回の助成金はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「開設準備の助成については、一床83万9千円で、今回18床なので、1,510万2千円である。」との答弁がありました。

児童福祉総務費の相談事業については、委員より「相談業務がどれだけ急増したか。新型コロナウイルス感染症拡大が原因か。」との質疑に対し、「平成30年度171件、平成29年度171件、平成28年度125件。ここ数年で相談件数が増えてきていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって相談



がしにくいこともあり、ここ数箇月は相談数が減っている。これから増えていくものと考えられる。」との答弁がありました。

さらに委員より「配偶者などが在宅勤務で電話がしにくいため、相談が減っていると聞いている。LINEやメールでも相談できる自治体もあるので、検討してほしい。また、人権啓発・男女共同参画推進課との連携をお願いしたい。」との要望があり、執行部より「関係部署や警察、民生委員などで構成する『要保護児童対策協議会』などを通じて、連携を図っていきたい。」との答弁がありました。

児童福祉総務費の未移行幼稚園経費については、委員より「4名の内訳は。菊池市は待機児童ゼロなのになぜ経費が必要か。」との質疑に対し、「5月から8月で税の更新があり、このタイミングで計上した。仕事の都合で市外事業所に通わせている世帯についての経費である。」との答弁がありました。

ブランド推進費の財源内訳で、その他の442万7千円の減額については、執行部より「インターネットショップ菊池まるごと市場のシステム・備品一切の譲渡に関するプロポーザルによる公募を行った結果、令和2年3月中に有限会社七城町特産品センターとの譲渡契約が完了し、当初予算の歳入で計上していた「菊池まるごと市場収益金」の歳出への充当分について減額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「菊池まるごと市場は、有限会社七城町特産品センターに譲渡されたが、利用の中心であった4物産館だけでなく、一般の農家・出荷者の方々も活用できるのか。」との質疑があり、執行部より「ネットショップ活用事業等を活用し、有限会社七城町特産品センターの社長からも、より多くの一般の農家・出荷者の方の受け入れを行い、農林畜産物や加工品、名産品のお菓子等の取り扱いを行っていききたいとの話をいただいている。」との答弁がありました。

農地費の農業用施設整備事業 2,500 万円については、執行部より「赤星地区の国道 325 号に架かる橋梁の下流部の浸水対策として、排水ポンプを設置する工事であり、宝永隧道内水対策事業として、土木課より令和 2 年度当初予算に計上し議会承認を得ていたが、起債申請の協議段階において、今回の事業が河川内の災害対応ではないことから国土交通省所管関連事業として申請できないこととなり、代わりに農林水産省所管関連事業でお願いするためのものである。また、事業は熊本県北広域本部土木部と協議を重ねながら実施する。」との説明があり、委員より「宝永隧道の排水ポンプ工事については、長年の赤星地区の懸案事項であり、地域住民の皆さんは大変心待ちにしておられる。」との発言がありました。

観光費の新型コロナウイルス感染症対策事業 144 万 7 千円については、執行部より「菊池渓谷の入谷者数が激減しており、緊急事態宣言が解除された現在では、入谷者が徐々に戻ってきてはいるものの収入が大幅に減少していることから、シーズンを迎える夏場の入谷者への安全対策費、渓谷内の安全性の確保を図るための維持管理費が不足するため、それに充当するための補助金である。」との説明がありました。

議員間討議では、「G I G A スクール構想について、国からの強い要請であると思うが、今すぐやるべきかどうか、これをやることによってどのような効果があるのか、ただタブレットを約 4,000 台購入して 1 人 1 台配ることは決まっているが、それ以外のことが漠然としている。何らかイメージができる計画書があれば開示してほしい。」との意見がありました。

また、「1 人 1 台のタブレット配布が国の方針で前倒しして行われたことは理解する。

国の方もこの先どうしていくかというのは見えていないのではないかと

思う。実際に現場と向き合う地方自治体としては、このまま投げやられては困るということは、国に対して言っていないといけない。買い替えやランニングコストの問題とか、今後厳しい状況になるのではないかと懸念する。リモートの授業をやることになると、どうしても通信費がかかってくる。通信費は保護者負担をお願いするとのことだが、就学援助費の項目の中に、通信費を入れることができるようになるという通達が来ていると聞いている。これは必要だから、経済的に苦しい家庭については援助を行うということで、それはそれで評価できるが、義務教育はこれを無償化とするという憲法の大前提から考えると、他の子どもたちの通信費は保護者負担でいいのかということは、これからの検討課題の一つではないかと思う。」との意見がありました。

また、「通信費の負担は難しい。今インフラを整えている家庭もあれば、それがないところもある。ないところには、インフラから補助をするのか。そうだとしたら、もともと整えている家庭との不公平感が出てくるかもしれない。また、リモートで授業等をやる時のセキュリティが重要。一般的に家庭はセキュリティを開放しているので、どこからウイルスが入ってくるかも分からない。これは計画に入ると思うが。すごく考えて行かなければならないと思う。」との意見がありました。

また、「今度の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の大部分は、このG I G Aスクール構想の予算が多い。国も緊急に考えられてこういう形になったと思うが、ランニングコストとかにどう地方が対応できるのか。執行部は全国市長会へ提案をしていくと言っているが、国もこちらから言わないと分からないと思う。また、壊れた場合は予備機で対応することだが、低学年の子どもたちがどう扱うかというのもきちんと確約が取れていない。そのようなことが沢山あるので、いずれにしても委員会としては、国に対して後のコストや地域間格差がないようにしっかりと意見する必要がある。」との意見がありました。

次に、**議案第 53 号**については、保健衛生普及費の保健施設事業委託費について、執行部より「国民健康保険特別会計で実施している保健事業（ヘルスアップ事業）の補助限度額増額により、一般会計で計上していた健康づくりプロジェクト委託料についても補助対象となるため、国保会計での計上を行うものである。」との説明がありました。

委員より「当該プロジェクトの内容は。」との質疑に対して、執行部より「自主トレーニングのグループや地区で活動しているグループなどをサポートする事業であり、グループ等への補助である。」との答弁がありました。

次に、**議案第 55 号**については、「七城町加恵区において、新築の申請があり、下水道本管の延伸工事が早急に必要となったことによるものである。」との説明がありました。

委員より「単価が高いような気がするが理由があるのか。」との質疑があり、「事業箇所付近の将来的な接続を考慮した計画を行っているので、通常より掘削する深さが深くなるため、割高になっている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 66 号**については、「歳入全体について、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免による減収分を計上した。また、歳出については、菊池市国民健康保険税条例の改正に伴い、昨年度課税分について、一部減免対象となり還付する必要があるものを計上している。」との説明がありました。

委員より、「具体的にどのように減免するのか。」との質疑に対し、執行部より「新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯の方は保険税を全額免除する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方は

基準に基づいて、保険税の一部を減額する。」との答弁がありました。

なお、議案第 54 号については、特に質疑はありませんでした。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、議案第 52 号から議案第 55 号、議案第 66 号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり速やかに、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、予算決算常任委員長報告といたします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 2 年 6 月 26 日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 譲

# 經濟建設常任委員会 所管事務調査報告書

## 経済建設常任委員会 所管事務調査報告書

経済建設常任委員会で所管事務調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

本委員会では、新型コロナ禍により、市内の経済に深刻な影響が出ているため、経済対策の各事業について、令和2年6月18日に所管事務調査を行いました。

まず、どのような事業を実施しているのかについて、事業名、事業内容、総事業費、国・県からの補助金・交付金・支援金等の額、市費の額、令和2年6月17日時点での執行状況、周知の方法といった観点から、執行部より報告がありました。

主な事業について申し上げます。

菊池市観光事業継続支援金については、総事業費1,460万円、これには国からの臨時交付金685万3千円を充当し、残る774万7千円を一般財源で行い、事業の内容としては、市の休業要請に協力していただいた宿泊事業者へ客室1室につき5万円、外出自粛の影響を全面的に受け休業を余儀なくされている貸切バス事業者へ大型バス1台につき10万円、中型・小型・マイクロバス1台につき5万円を支援し、いずれも上限は1事業者につき100万円で、現在21件1,280万円の申請がされているとの説明がありました。

委員より「この支援策のポイントは何か」との質疑に対し、執行部より「主幹産業である観光業の支援を早期に開始した。後続で支援を始めた他の自治体では本市を上回る支援を実施しているところも出てきたが、本市が支援策を公表した時点では、国の給付金も示されていない中で、他に見劣りしない独自の支援であった。」との答弁がありました。

菊池市飲食事業継続支援金については、総事業費4,000万円、これには国からの臨時交付金1,877万4千円を充当し、残る2,122万6千円を一般財源で行い、

事業の内容としては、緊急事態宣言後の時間短縮営業要請等で、大幅に売り上げが減少した飲食店に対して、1事業者につき20万円を支援し、現在138件2,760万円の申請があつているとの説明がありました。

委員より「他の自治体と比較してどうか。」との質疑に対し、執行部より「県内でも早期に支援策を実施しているが、後続で同様の支援を実施している近隣自治体の2倍となる額である。」との答弁がありました。

菊池市肉用牛肥育経営安定支援金については、総事業費1,650万円、これには国からの臨時交付金774万4千円を充当し、残る875万6千円を一般財源で行い、事業の内容としては、令和2年1月以降の販売額が30%以上減少した月がある肉用牛肥育農家で、肥育頭数100頭未満の場合10万円、100頭以上で20万円を支援するものであるが、周知を始めて1週間も経っていないことから現在1件の申請が出たばかりだとの説明がありました。

委員より「他の自治体と比較してどうか。」との質疑に対し、執行部より「県内で同様の支援を行っている自治体はない。」との答弁がありました。

菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業補助金については、総事業費1,000万円、これには国からの臨時交付金469万4千円を充当し、残る530万6千円を一般財源で行い、事業の内容としては、インターネットショップ内に新規で菊池市特産品・名産品の送料無料キャンペーンを告知することを要件として、1回あたり3千円以上販売した事業者に、それに伴う送料について1回あたり千円を上限額として補助するものであるが、対象期間が6月1日から8月31日までの分ということから現在4件の申請が出てきたとの説明がありました。

委員より「この支援策のポイントは何か。」との質疑に対し、執行部より「県内でも早期に支援策を実施し、本市の豊かな農林畜産物の消費拡大を支援するとともに、



新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあった中、新しい生活スタイルに即した取り組みを始めたことである。」との答弁がありました。

菊池市小規模事業者持続化補助金については、総事業費2,000万円、これには国からの臨時交付金938万7千円を充当し、残る1,061万3千円を一般財源で行い、事業の内容としては、観光・飲食以外で大幅に売り上げが減少した商工業者が実施するコロナ後の経済回復に向けた事業に対して、上限20万円を100%補助する。また、補助額の50%までは事業の継続に不可欠な家賃の支払いに充てることができる。また、現在68件1,346万円の申請があつているとの説明がありました。

新型コロナ禍における経済対策全般について、委員より「これだけいろいろな媒体を使って周知を図っているのに、何故、市民に伝わらないのか。」との質疑があり、執行部からは「ホームページや防災行政メール等は高齢者には伝わりにくく、紙媒体での周知が不足しているとも思われる。」との答弁がありました。また、委員からは「山鹿市の支援策メニュー表は見やすくコンパクトにまとまっている。」として紹介があり、執行部より「参考にしながら、周知方法を検討、改善していく。」との答弁がありました。

以上の審議をふまえ、経済建設常任委員会では、菊池市の新型コロナ禍における経済対策は、他自治体より動きが早く、他自治体が行っていないような取り組みを行っているところではあります。しかしながら、事業の周知方法等、改善していくべき点もあり、できるだけ多くの市民の方に支援メニューを周知できるよう引き続き努力していただくとともに、新型コロナウイルスの第2波、あるいは終息を見据えた経済対策の第2弾・第3弾にも万全を期して望まれるよう強く要望し、所管事務調査の報告とさせていただきます。

菊池市議会議長 大賀 慶一 様

令和2年6月26日

経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

# 付 録

## 令和2年第2回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6月5日・6月26日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第40号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例等の一部を改正する条例)	原案承認
議案第41号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第42号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市介護保険条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第43号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第44号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和元年度菊池市一般会計補正予算 第13号)	原案承認
議案第45号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 第4号)	原案承認
議案第46号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度菊池市一般会計補正予算 第2号)	原案承認
議案第47号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度菊池市一般会計補正予算 第3号)	原案承認
議案第48号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度菊池市一般会計補正予算 第4号)	原案承認
議案第49号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	原案可決
議案第50号	菊池市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	原案可決
議案第51号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第52号	令和2年度菊池市一般会計補正予算 (第5号)	原案可決
議案第53号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
議案第54号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第1 号)	原案可決
議案第55号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算 (第1号)	原案可決
議案第56号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案可決
議案第57号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第58号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第59号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第60号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第63号	財産の取得について	原案可決
議案第64号	訴えの提起について	原案可決
議案第65号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第66号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第67号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第2号	特別委員会の委員定数の変更について	原案可決
議員提出議案第3号	菊池市議会議長の議員報酬の特例に関する条例の制定について	原案可決
議員提出議案第4号	菊池市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について	原案否決
請願		
請願第1号	種苗法改正の慎重審議を求める請願	継続審査
報告		
報告第2号	継続費繰越計算書について	原案報告
報告第3号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告

議案番号	件名	審議結果
報告第4号	事故繰越し繰越計算書について	原案報告
報告第5号	繰越明許費繰越計算書について（菊池市下水道事業特別会計）	原案報告
報告第6号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第7号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第8号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第9号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第10号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告
報告第12号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第13号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第14号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第15号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第16号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第17号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第18号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第19号	有限会社有朋の里洒水経営状況報告について	原案報告
報告第20号	専決処分の報告について（事務処理過誤）	原案報告
報告第21号	専決処分の報告について（事務処理過誤）	原案報告